

**平成 30 年度（2018 年度）
世田谷区第二次男女共同参画プラン
取組み状況報告書**

**令和元年（2019 年）9 月
世田谷区**

目次

本書について	4
計画の体系	8
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進	10
課題1 固定的な性別役割分担意識の解消	12
課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進	20
課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	26
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進	38
課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	40
課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実	48
課題6 防災・地域活動等への参画促進	70
基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶	84
課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止	86
課題8 DV被害者支援の充実	92
課題9 暴力を容認しない意識づくり	106
基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築	114
課題10 性差に応じたところと身体健康支援	116
課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり	136
課題12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援	144
推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策	154
方策1 男女共同参画センター“らぷらす”の機能の強化	156
方策2 区職員の男女共同参画推進	170
方策3 推進体制の整備・強化	176
男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見	180

本書について

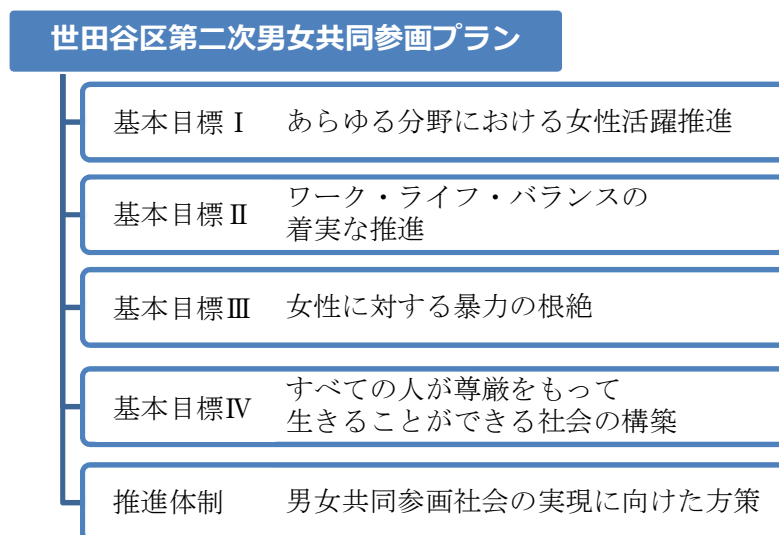
「世田谷区第二次男女共同参画プラン」について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（平成 29 年度（2017 年度）～平成 38 年度（2026 年度））（以下、「プラン」という。）は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）第 9 条に基づく行動計画にあたります。

プランの体系

プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

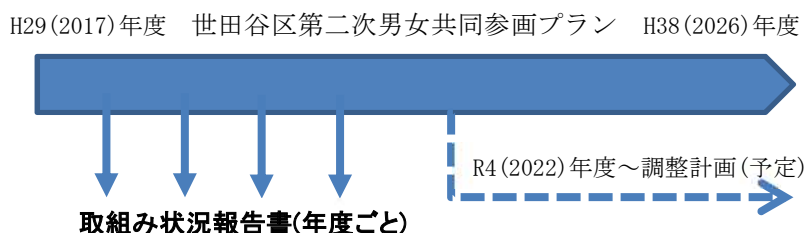


また、基本目標ごとに3つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は「計画の体系」（p. 8～9）をご覧ください。

プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第 9 条第 3 項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴いた上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



(参考) 最近の全国の動き

- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(候補者男女均等法)の施行
(平成 30 年(2018 年)5 月)
政治分野における女性の参画拡大を目的としたもの。成立後初の国政選挙となった令和元年(2019 年)7 月 21 日執行参議院選挙において、女性候補者は全体の 28%と過去最高に達した。
- パートナーシップ宣誓を実施する自治体の増加
平成 27 年度(2015 年度)に世田谷区と渋谷区が日本で初めて導入し、その後全国に広まる。平成 31 年(2019 年)4 月 1 日現在、計 20 自治体(うち東京都内 6 自治体)が実施している。

本書の見かた

本書では、基本目標の数値目標と各事業について、平成 30 年度(2018 年度)の取組み内容と評価を掲載しています。

基本目標のページについて

基本目標のページでは、4 つの基本目標についてそれぞれ以下の内容を掲載しています。

【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。

このうち「直近の実績」欄では、可能な限り、直近の実績数値を反映しています。

また、参考数値として、国の調査・報告から関連する数値を引用しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の直近の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

【基本目標における課題と平成 30 年度(2018 年度)の実施内容】

基本目標ごとに挙げられている課題について、平成 30 年度(2018 年度)に実施した取組み内容を掲載しています。

【実施内容の評価と今後の取組み】

平成 30 年度(2018 年度)に実施した取組み内容について、評価と今後の取組みを掲載しています。

【参考：平成 29 年度(2017 年度)取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

「平成 29 年度(2017 年度)世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」(平成 31 年(2019 年)3 月発行)について、附属機関である男女共同参画・多文化共生推進審議会からいただいた意見を掲載しています。

各事業のページについて

各事業のページでは、課題の施策ごとの「取組み内容（事業名）」について、平成30年度（2018年度）の取組み内容及びそれに対する評価、並びに今後の取組みを、下記のような表にまとめて掲載しています。

基本目標 I あらゆる分野における女性活躍推進

課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策① 事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発

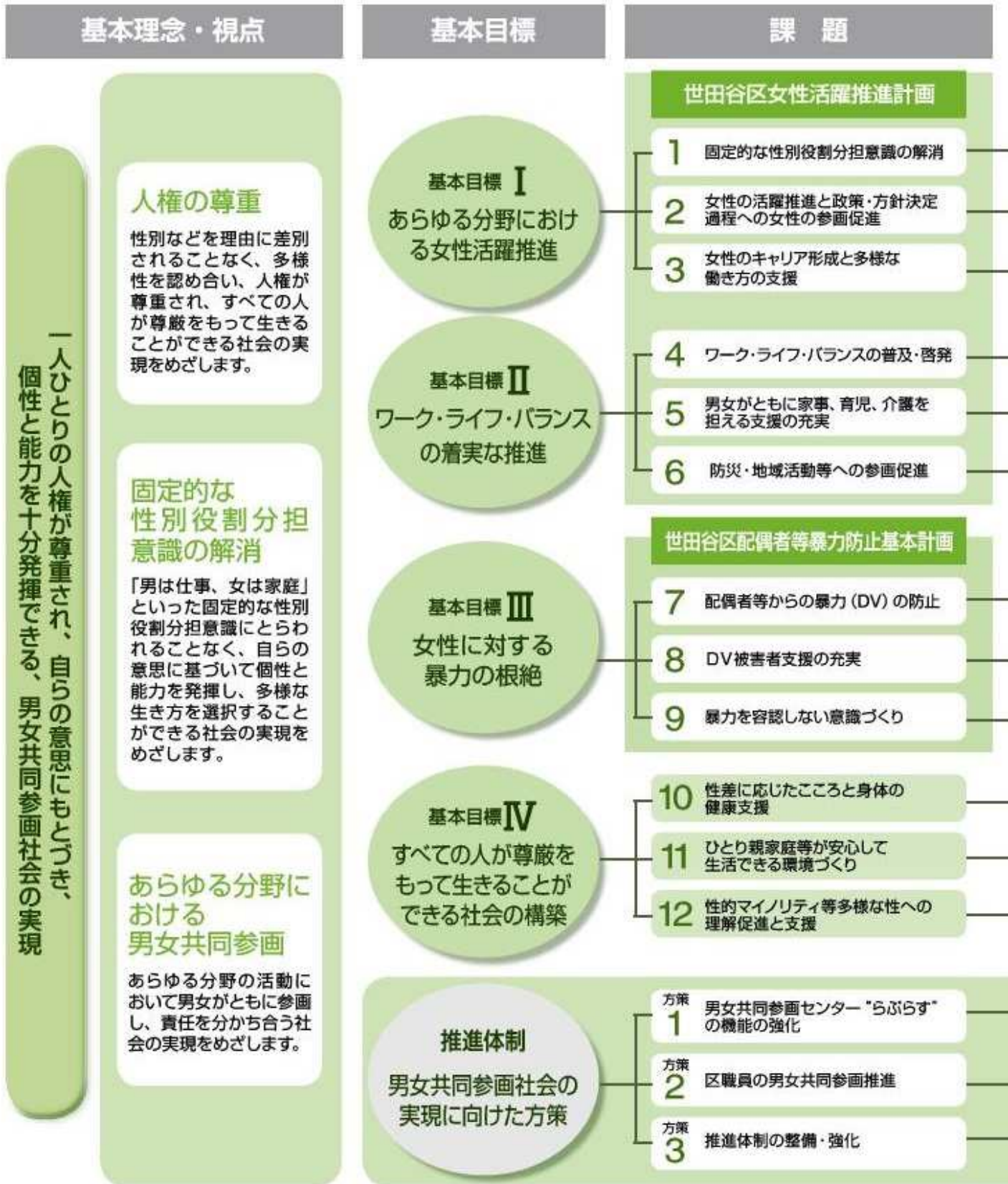
	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
21	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	未実施		
22	男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画担当課	パンフレット、区報、区ホームページ、区紙らぶらすにて広く紹介	2団体表彰 パンフレット：3,000部発行	4団体表彰 パンフレット：3,000部発行
23	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	内容：元「らぶらす」を一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦” ほか ・第78号(12月発行) 内容：たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実に信頼できる社会もそこから生まれる～ ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
24	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	図書資料を収集した他、男女共同参画センターにて、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(928冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(950冊を新たに収集) ・年6回
25	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	平成30年11月4日(日)～10日(土)に「ワーク・ライフ・バランスな1週間」を実施した。 仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施	延73人参加	延69人参加

再掲項目は網掛にしています。

施策の実績に対する評価を記載しています。

H30 の評価	今後の取組み	備考
未実施のため、評価なし。	5年に1度実施。次回H32年度(2020年度)に実施予定。	再掲 (課題1 施策⑥)
着実に実施することで、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進することができた。	介護事業の拡大に向け、積極的に人材を募集を行う。引き続き区内事業者の取り組みの向上を図っていく。	施策に対する今後の予定を記載しています。
区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1 施策①)
男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。	男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに選書により不要となった図書については、区民への頒布を行うなど、広く普及啓発を行う。また、継続してギャラリー展示を行う。	再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業
各事業の開催日に雨が降ったことともあり、参加者人数が少なかったが、各事業の参加者アンケートの回答は好評で、効果的に実施することができた。	より広く、効果的に意識啓発を進められるように事業展開を検討する。	

計画の体系



施策

①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発
④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上
⑥意識調査による実態の把握と啓発

①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援
④職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③多様な働き方の支援
④女性が少ない分野への女性の参画支援

①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援 ③男女の育児・介護休業の取得促進
④区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援と地域交流 ④介護者への支援
⑤男性の家事・育児・介護等への参画促進

①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援
③地域活動における女性リーダーの育成支援 ④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備

①被害者支援の充実 ②被害者の中長期的支援（生活再建の支援） ③被害者の子どもへの支援
④支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑤高齢者、障害者の被害者への支援
⑥男性、性的マイノリティの被害者への支援

①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進
③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等暴力の防止

①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③母子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及

①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援
④ひとり親家庭の子どもへの支援

①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②性的マイノリティへの理解の促進
③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備
⑤区職員・教育分野等における理解促進

①男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」の機能拡充
②区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携
③区民の主体的な活動拠点としての充実

①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用
③区職員の仕事と生活の両立支援

①国や都との連携強化 ②男女共同参画に関わるNPOの育成 ③NPO等との連携・協働の推進
④フォローアップ体制整備の検討

基本目標 I あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、「世田谷区基本計画」で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた取組みです。

すべての人が尊重される男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (2026年度)
1	区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 (2016年度) 30.9%	平成30年度 (2018年度) 4月1日現在 32.3%	平成31年度 (2019年度) 4月1日現在 33.3%	35%以上
2	庁内の管理監督的立場の女性の占める割合	平成28年度 (2016年度) 34.2%	平成29年度 (2017年度) 4月1日現在 34.4%	平成30年度 (2018年度) 4月1日現在 35.7%	37%
3	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 (2014年度) 73.3%	平成30年度 (2018年度) 76.0%	令和元年度 (2019年度) 78.8%	85%

出典 No.1 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
 No.2 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
 No.3 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
 前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.1 関連

- 国の審議会等における女性委員の割合 37.6% (平成30年9月30日現在) *1
- 東京都の審議会等委員総数に占める女性比率 29.5% (平成30年4月1日現在) *2
- 東京都の市区町村の審議会等の女性比率 (該当市区町村数) (平成30年4月1日現在) *2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
5	1	0	2	4	16	18	16

No.2 関連

- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職の女性の割合 10.8% (平成30年7月現在) *1
- 東京都の課長相当職以上の女性比率 16.6% (平成30年4月1日現在) *2
- 東京都の市区町村の課長相当職以上の女性比率 (該当市区町村数) (平成30年4月1日現在) *2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
6	1	9	15	16	10	2	3

*1 男女共同参画白書 平成30年度版

*2 内閣府資料

【数値目標に対する評価と課題】

- 1 区の審議会等の女性の占める割合はプラン策定時比 2.4 ポイント、前年度比 1.0 ポイント増と、徐々に割合が上昇してきている。
 - ・ 現在、女性委員が 0 人の審議会も 4 件あり、その理由はいずれも推薦母体や分野に女性が少なく、経歴などを重視して選定を行ったためであった。今後も庁内各課に向けて、学識経験者については、前任の委員からの推薦や関係者への問い合わせの際に女性も候補に含めるよう依頼する、推薦母体の団体には女性の推薦について協力を求めるなど、女性委員の登用に向けた理解を求めながら取り組む必要がある。
- 2 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合は、プラン策定時比 1.5 ポイント、前年度比 1.3 ポイントと、割合は年々上昇している。(平成 30 年(2018 年)4 月現在、部・課長級 21.1%、係長級 38.5%)
 - ・ 区職員全体に占める女性(2,849 人)の割合は 51.6%であり、女性の管理監督職育成に向けていっそうの努力を重ねる必要がある。
- 3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合はプラン策定時比 5.5 ポイント、前年度比 2.8 ポイント上昇した。
 - ・ 今後も、女性の活躍を推進していくために、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進をめざし、事業を展開していく必要がある。

【基本目標における課題と平成 30 年度(2018 年度)の実施内容】

●課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消

- 様々な広報ツールや学校における出前授業を活用

メーリングリストによる情報配信、情報紙、区HP、SNS など様々な広報ツールを活用しての男女共同参画に関する啓発、教育分野や職場における研修や講座を通じての男性の理解促進、女性の活躍推進に資する事業を実施した。

●課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 事業者への情報提供や啓発事業を実施

企業向け女性の活躍支援情報誌及び企業向け情報誌の作成・配布、地域のイベントにおける男女共同参画先進事業者表彰の取組み紹介などにより、事業者に向けた情報提供、啓発を実施した。

●課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

- 多様な就労形態を可能とする環境整備の促進に取組み、女性の就労・再就職を通じた活躍推進を支援
「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」及び「子どもの近くで働くことができるワークスペース事業」の制度設計、検討を経た事業開始、再就職に関するセミナーの開催、区内事業者が利用する融資・経営相談における女性相談員の対応体制の強化の検討などを実施した。

【実施内容の評価と今度の取組み】

- 様々な情報媒体を活用して、広く、男女共同参画の啓発を進めた。今後も関係機関と連携し継続して取り組む。
- 事業者に向けた情報発信を継続し、事例を紹介した。事業者の理解促進に向けて、継続して取り組む。
- 再就職セミナーの参加者は昨年より増加し、また、多様な就労形態等を可能とするワークスペース制度を構築した。今後は、ワークスペースの利用対象者の見直し、ワークスペースひろば型の増設などにより、利用者の拡大や内容の充実を目指す。

【参考：平成 29 年度(2017 年度)取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

数値目標である「区の審議会等の女性の占める割合」について、2026 年度までの目標値 35%を達成するため、各所管に対する新たな手法による働きかけを検討するなど、さらに努力するべきである。

(平成 30 年(2018 年)12 月答申)

基本目標 I あらゆる分野における女性活躍推進

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消

施策① 情報提供・啓発活動の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
1	イラストや写真等の選定への配慮	人権・男女共同参画担当課 (全庁各課)	第二次男女共同参画プランの施策とすることにより、各所管への意識付けを行った。また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」リーフレットの作成にあたり、イラスト選定について関係課と協議を行い、検討のうえイラストを採用した。		
2	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成 30 年度の発行内容 ・第 77 号(7 月発行) 内容：死へのプロセスを一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦” ほか ・第 78 号(12 月発行) 内容：たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ ほか	各 4,200 部 (年 2 回)	各 4,200 部 (年 2 回)
3	“らぶらす” 情報紙、HP 等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP 及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・月平均 15 回投稿 ・ -	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・月平均 15 回投稿 ・ 300 通 (年 18 回)
4	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	図書資料を収集した他、男女共同参画センターにて、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(928 冊を新たに収集) ・年 6 回	・図書資料の収集 随時(950 冊を新たに収集) ・年 6 回

H30 の評価	今後の取組み	備考
	<p>今後も所管課からの問合せなどにおいて、男女共同参画に配慮したイラストや写真の選択について情報提供を行う。また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」リーフレットの改定にあたり、新たなイラストを関係課と協議の上採用する。</p>	
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。</p>	<p>男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに選書により不要となった図書については、区民への頒布を行うなど、広く普及啓発を行う。また、継続してギャラリー展示を行う。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>

基本目標 I あらゆる分野における女性活躍推進

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消

施策② 男女共同参画に関する男性の理解の促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
5	さまざまな情報媒体による情報発信	人権・男女共同参画担当課	<p>情報紙「らぷらす」をはじめ、区広報紙、HP、SNS等でさまざまな情報媒体により、情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報紙「らぷらす」 ・ 男女共同参画センターらぷらすメールマガジン 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各 4,200 部 (年 2 回) ・ 300 通 (年 18 回)
6	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ パパ・バギーの日 ・ 参加型トークイベント「父親も模索する！ワーク・ライフ・バランス」（「ワーク・ライフ・バランスな一週間」イベント） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延 132 人参加 (年 3 回) ・ ー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延 80 人 (年 3 回) ・ 25 名 (年 1 回)

施策③ 教育分野における啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
7	区内中学・高校等との連携・協働による学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	中学生・高校生を対象に、セクシュアル・マイノリティ理解促進やデートDV防止、アサーティブコミュニケーションをテーマに、学校出前講座を実施した。	延 1,957 人 (年 12 校)	延 2,683 人 (年 13 校)
8	男女平等教育等の人権教育の推進	教育指導課	各教科等の年間指導計画において計画的に実施		
9	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施	教育指導課	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や児童・生徒への理解について、教員研修で啓発		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>情報紙「らぶらす」発行や男性向けイベントの周知により、男女共同参画に関する理解の促進に寄与した。</p>	<p>情報紙「らぶらす」での男性向けの情報発信や男性向けイベントの企画を行う。</p>	
<p>父親に対する主体的な育児参画促進と、母親に対する育児負担からの解放に向けた取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。</p>	<p>男性の家庭生活への参画を促進するための事業を実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業含む</p>

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>教育委員会及び区内中学・高等学校と連携して、学校出前講座を実施し、人権尊重及び男女共同参画の理解を深めることができた。</p>	<p>継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。</p>	<p>引き続き継続的に実施する。</p>	
<p>研修参加者の感想より、理解の深まりと各学校での対応の見直し等を図ることができた。</p>	<p>引き続き同様の研修を実施する。特に、夏季研修において、小学校の実践事例を紹介していただくなど、より具体的な取組をイメージできるようにしていく。</p>	

基本目標 I あらゆる分野における女性活躍推進

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消

施策④ 家庭や地域における男女平等教育・学習の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
10	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・パパ・バギーの日 ・参加型トークイベント「父親も模索する！ワーク・ライフ・バランス」（「ワーク・ライフ・バランスな一週間」イベント） 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 132 人参加（年 3 回） ・－ 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 80 人（年 3 回） ・25 名（年 1 回）
11	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実	人権・男女共同参画担当課	平成 30 年度の区民企画協働事業 <ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家のための親睦&交流会 ・子育て期の働き方デザイン講座 ・女性がん患者の身体と心 講演会&交流会 ・パパと子どもの食育講座とミニクッキング～ママの休息 ・ママが笑顔になれるお片づけ講座 	年 4 団体 延 167 人参加	年 5 団体 延 198 人参加
12	家庭教育学級	生涯学習・地域学校連携課	全区立幼・小・中学校に委託して実施。	292 回 19,282 人	289 回 18,607 人
13	世田谷区リカレント学習連携講座	生涯学習・地域学校連携課	上期、下期に区内大学が実施する公開講座の中から指定	8 講座を指定	8 講座を指定
14	「せたがや e カレッジ」	生涯学習・地域学校連携課	平成 30 年度は 9 本の新規コンテンツを公開した。9 月には 3 回目となる公開講座を実施し、300 名の来場があった。また、10 月にウェブサイトを更新した。	9 コンテンツ公開	9 コンテンツ公開
15	講座に関する情報提供の充実	生涯学習・地域学校連携課	9 月、3 月に「区内大学短期大学公開講座情報誌」を発行	各 1,300 部	各 1,300 部

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>父親に対する主体的な育児参画促進と、母親に対する育児負担からの解放に向けた取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。</p>	<p>男性の家庭生活への参画を促進するための事業を実施する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策②) ※男女共同参画センター事業含む</p>
<p>男女共同参画についての課題解決を目指して地域で活動する団体と協働することで、きめ細かな事業を実施するとともに、団体の育成を行うことができた。</p>	<p>継続して区民企画協働事業を実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>区立幼・小・中学校、全校(園)で実施することができた。家庭教育学級を通じて、保護者の学習機会の充実に繋げることができた。</p>	<p>今後も家庭教育学級を通じて、保護者の学習機会の充実に取り組んでいく。</p>	
<p>指定講座を区報へ掲載し、学習する機会情報を提供することができた。</p>	<p>令和元年度も指定を行い、区報に掲載する予定。</p>	
<p>公開講座を実施したことで、ウェブとは違った学習機会を提供できた。 また、ウェブサイトのリニューアルに伴い YouTube 上でコンテンツを閲覧できるようになったことで、新規ユーザーの獲得が見込める。</p>	<p>令和元年度も 10 本程度の新規コンテンツ公開と公開講座の実施を予定している。 また、SNSを活用し掲載コンテンツを紹介することで、コンテンツの掘り起こしを図るとともにアクセス数の増加を目指す。</p>	
<p>区内大学が行っている公開講座の情報を発信することで、区民へ学習機会の情報を提供することができた。</p>	<p>令和元年度も 9 月、3 月に情報誌の発行を予定している。</p>	

基本目標 I あらゆる分野における女性活躍推進

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消

施策⑤ 職場における男女平等意識の向上

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
16	企業への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」の配布を通じて情報提供を行った。 また、「ワーク・ライフ・バランスな一週間」に合わせ、「家庭と仕事の両立応援就職説明会」を実施した。	19名参加	企業10社参加 求職者23名参加
17	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成30年度の発行内容 ・第77号(7月発行) 内容：死へのプロセスを一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦” ほか ・第78号(12月発行) 内容：たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
18	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	平成30年度は事前予約、定期相談をあわせて368名の相談があった。うち女性の相談が233名で、全体の6割強を占めた。相談内容は様々だが、労働法関連や雇用保険、ハラスメントなどに関する相談が多かった。	343名 (うち女性220人)	368名 (うち女性233名)

施策⑥ 意識調査による実態の把握と啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
19	「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	未実施		
20	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	未実施		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>家庭と仕事の両立応援就職説明会では、家庭と仕事の両立やワーク・ライフ・バランスに理解のある企業が参加し、1名が採用に至った。しかしながら、就職に至らなかった方については、子どもの預け先や家庭の理解、本人の就職への準備の必要等の課題が挙げられた。</p>	<p>早期採用を希望する企業側と就職までの様々な課題が考えられる子育て世代の求職者側とのギャップを踏まえ事業を再考し、引き続き実施する。</p>	
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①)</p>
<p>平成29年度より、相談者を増加させることができた。相談したことによって悩みや疑問を解消できたとの声もいただいた。</p>	<p>継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民及び事業者に利用してもらえるように努める。</p>	

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>未実施のため、評価なし。</p>	<p>5年に1度実施。次回は令和元年度(2019年度)に実施する。</p>	
<p>未実施のため、評価なし。</p>	<p>5年に1度実施。次回は令和2年度(2020年度)に実施予定。</p>	

基本目標 I あらゆる分野における女性活躍推進

課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策① 事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
21	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	未実施		
22	男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画担当課	パンフレット、区報、区ホームページ、情報紙らぶらすにて広く紹介	2 団体表彰 パンフレット： 3,000 部発行	4 団体表彰 パンフレット： 3,000 部発行
23	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成 30 年度の発行内容 ・第 77 号(7 月発行) 内容：死へのプロセスと一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦” ほか ・第 78 号(12 月発行) 内容：たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ ほか	各 4,200 部 (年 2 回)	各 4,200 部 (年 2 回)
24	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	図書資料を収集した他、男女共同参画センターにて、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(928 冊を新たに収集) ・年 6 回	・図書資料の収集 随時(950 冊を新たに収集) ・年 6 回
25	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	平成 30 年 11 月 4 日(日)～10 日(土)に「ワーク・ライフ・バランスな 1 週間」を実施した。 仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施	延 73 人参加	延 69 人参加

H30 の評価	今後の取組み	備考
未実施のため、評価なし。	5年に1度実施。次回は令和2年度(2020年度)に実施予定。	再掲 (課題1施策⑥)
着実に実施することで、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進することができた。	介護事業者など新たな周知先を開拓し、より広く募集を行い事業者の顕彰に取り組むことで、引き続き区内事業者の男女共同参画意識の向上を図っていく。	
区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1施策①)
男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。	男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに選書により不要となった図書については、区民への頒布を行うなど、広く普及啓発を行う。また、継続してギャラリー展示を行う。	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
各事業の開催日に雨が降ったことともあり、参加人数が少なかったが、各事業の参加者アンケートの回答は好評で、効果的に実施することができた。	より広く、効果的に意識啓発を進められるように事業展開を検討する。	

基本目標 I あらゆる分野における女性活躍推進

課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策② 審議会等の女性登用率の向上

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
26	審議会の女性登用率調査の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法(第 202 条の 3)に定める審議会 ・地方自治法(第 180 条の 5)に定める委員会 ・その他審議会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 32.3% ・ 9.1% ・ 33.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 32.9% ・ 11.8% ・ 32.7%
27	男女共同参画推進会議における女性の積極的登用についての働きかけ	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画推進会議において、「第二次男女共同参画プラン取り組み状況報告書」の中で審議会等の女性登用率を報告した。		

施策③ 事業者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
28	男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画担当課	パンフレット、区報、区ホームページ、情報紙らぶらすにて広く紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 団体表彰 ・ パンフレット：3,000 部発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 団体表彰 ・ パンフレット：3,000 部発行
29	情報媒体を活用した先進的な取り組みの紹介	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者をパンフレットや情報紙「らぶらす」、区HPにて紹介した。また、「地域で遊ぼう！ファミリーデー★キャンペーン」において、前年度の受賞事業者が地域のイベントにブースを出展した。	年 1 回	年 1 回
30	産業団体を通じた女性活躍推進のための情報提供	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を配布し情報提供を行った。		
31	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	平成 30 年 11 月 4 日(日)～10 日(土)に「ワーク・ライフ・バランスな 1 週間」を実施した。仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施	73 人参加	69 人参加

H30 の評価	今後の取組み	備考
女性登用率が 35%未満の審議会等について、各所管でその理由を分析し、今後の登用計画を具体的に考案することで、女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進の一助となった。	継続して調査を実施する。2026 年度までに 35%以上の女性登用率となるよう、登用率が 35%を下回る審議会等については目標達成に向けた具体的な登用計画を検討するように求めるなど、働きかけを強める。	
男女共同参画・多文化共生推進審議会において、目標値 35%を達成するため、各所管に対する新たな手法による働きかけを検討するなど、さらに努力するべきである旨の意見をいただき、答申内容に盛り込まれた。	審議会答申に基づき、各所管課への調査における働きかけを行う。(上記参照)	

H30 の評価	今後の取組み	備考
着実に実施することで、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進することができた。	介護事業者など新たな周知先を開拓し、より広く募集を行い事業者の顕彰に取り組むことで、引き続き区内事業者の男女共同参画意識の向上を図っていく。	再掲 (課題 2 施策①)
情報媒体に加え、地域のイベントで事業者の男女共同参画への取組みを紹介することにより、女性の活躍推進を支援することができた。	引き続き、情報紙らぶらすや区HP等の情報媒体を活用して、先進的な取組みを紹介する。また、男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者に向けて「地域で遊ぼう！ファミリーデー★キャンペーン」への参加を呼びかけ、身近な地域での取組み紹介につなげていく。	
企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」の配布により、事業者へ事例を紹介することができた。	引き続き、事業者への情報提供を行う。	
各事業の開催日に雨が降ったことともあり、参加者人数が少なかったが、各事業の参加者アンケートの回答は好評で、効果的に実施することができた。	より広く、効果的に意識啓発を進められるように事業展開を検討する。	再掲 (課題 2 施策①)

基本目標 I あらゆる分野における女性活躍推進

課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策④ 職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
32	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	未実施		
33	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成 30 年度の発行内容 ・第 77 号(7 月発行) 内容：死へのプロセスと一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦” ほか ・第 78 号(12 月発行) 内容：たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ ほか	各 4,200 部 (年 2 回)	各 4,200 部 (年 2 回)
34	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	図書資料を収集した他、男女共同参画センターにて、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(928 冊を新たに収集) ・年 6 回	・図書資料の収集 随時(950 冊を新たに収集) ・年 6 回
35	区内事業者や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	平成 30 年 11 月 4 日(日)～10 日(土)に「ワーク・ライフ・バランスな 1 週間」を実施した。 仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施	73 人参加	69 人参加
36	事業者への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を企業等に配布し情報提供を行った。また、公社が実施する社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談は 35 件あった。	25 件	35 件

H30 の評価	今後の取組み	備考
未実施のため、評価なし。	5年に1度実施。次回は令和2年度(2020年度)に実施予定。	再掲 (課題1施策⑥)
区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1施策①)
男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。	男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに選書により不要となった図書については、区民への頒布を行うなど、広く普及啓発を行う。また、継続してギャラリー展示を行う。	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
各事業の開催日に雨が降ったことともあり、参加者人数が少なかったが、各事業の参加者アンケートの回答は好評で、効果的に実施することができた。	より広く、効果的に意識啓発を進められるように事業展開を検討する。	再掲 (課題2施策①)
事業者への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。	引き続き、事業者への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。	

基本目標 I あらゆる分野における女性活躍推進

課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

施策① 女性の就労・再就職支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
37	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成 30 年度の発行内容 ・ 第 77 号(7 月発行) 内容：死へのプロセスと一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦” ほか ・ 第 78 号(12 月発行) 内容：たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ ほか	各 4,200 部 (年 2 回)	各 4,200 部 (年 2 回)
38	“らぶらす” 情報紙、HP 等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP 及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・ 男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ・ ライブラリーニュースの発行 ・ twitter ・ メールマガジン	・ 各 2,500 部 (年 4 回) ・ 各 2,500 部 (年 4 回) ・ 月平均 15 回投稿 ・ -	・ 各 2,500 部 (年 4 回) ・ 各 2,500 部 (年 4 回) ・ 月平均 15 回投稿 ・ 300 通 (年 18 回)
39	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	図書資料を収集した他、男女共同参画センターにて、ギャラリー展示を実施した。	・ 図書資料の収集 随時(928 冊を新たに収集) ・ 年 6 回	・ 図書資料の収集 随時(950 冊を新たに収集) ・ 年 6 回
40	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施	人権・男女共同参画担当課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を実施した。	100 件(月 3 回)	75 件(月 3 回)
41	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	平成 30 年度は、「女性のための就労支援講座 50 歳からの仕事・生き方・私」を実施した。 ・ 50 歳女性のための就労支援講座 ・ 非正規シングル女性の就労支援講座	・ 延 49 人参加 (全 2 回) ・ 1 人参加	・ 延 43 人参加 (全 2 回) ・ -
42	「ワーク・ライフ・バランスな 1 週間」の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施した。	延 73 人参加	延 69 人参加

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①)</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。</p>	<p>男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに選書により不要となった図書については、区民への頒布を行うなど、広く普及啓発を行う。また、継続してギャラリー展示を行う。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>女性のための就労相談を実施することで、女性の職業能力開発を支援できた。</p>	<p>継続して、「女性のための働き方サポート相談」を実施する。2019 年度より実施回数を月 4 回に増やす。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、それぞれのステージの特性に応じた講座を実施し、女性の就労支援に寄与した。29 年度に集客が少なかった「非正規シングル女性の就労支援講座」については開催しなかった。「女性のための就労支援講座」の参加者数実績は前年度を下回った。</p>	<p>継続してライフステージ等に応じた女性の就労支援講座を実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>各事業の参加者には、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する情報や講座等を届けることができた。しかし、参加者数は目標の 38.8%に留まった。</p>	<p>事業を開催する所管課との打ち合わせにおいて、事業実施の目的や参加の目標数などを共有し、事業を効率的に実施する。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
43	女性起業家の育成支援の総合的取組み(講座、相談、インキュベーション・スペース等)の拡充	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家交流会(らぶらす主体) ・女性起業家交流会(区民企画協働事業) ・女性のための起業・経営相談 ・女性のための起業支援塾&サロン ・ソーシャルビジネス入門講座 ・起業ミニメッセ出展準備講座 ・起業ミニメッセ ・起業ステップアップ講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・12人(年1回) ・- ・延37人(年5回) ・延68人(全3回) ・延34人(全2回) ・延15人(年1回) ・総数2,699人 ※来場者も含む 40団体(年1回) ・延40人(年1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・14人(年1回) ・延55人(年3回) ・延38人(年10回) ・延75人(全3回) ・- ・延25人(年1回) ・1,483人 55団体(年1回) ・延25人(年2回)
44	共働作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課 子ども家庭課	多様な就労形態等を可能とする環境整備の促進について、保育施設と連携したワークスペース1か所とワークスペースひろば型2か所を開設した。		「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」(1か所) 「子どもの近くで働くことができるワークスペース事業」(2か所)
45	再就職に関するセミナーの開催	人権・男女共同参画担当課 世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	求職者だけでなく現在就労中の女性にも仕事や生活の中でも役立つセミナーを実施。	延409名参加、 年18回	延435名参加、 年20回
46	「世田谷区建設業人材確保・区内中小企業等採用・定着促進及び若年者・子育て世代の就職支援事業」の実施	工業・ものづくり・雇用促進課	本事業での就職決定者43名のうち女性は18名であった。また定着支援事業の参加者は4割程度が女性であった。さらに、「ワーク・ライフ・バランスな一週間」に合わせ、「家庭と仕事の両立応援就職説明会」を実施し、企業10社、求職者23名が参加した。	就職決定者42人 (うち女性は8人)	就職決定者43人 (うち女性は18人) 家庭と仕事の両立応援就職説明会 参加企業10社、求職者23名

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>女性起業家の育成のため、講座を実施するだけでなく、ステップアップ講座によるフォロー、相談による個別フォロー等、総合的に支援することができた。</p>	<p>女性起業家の育成支援の総合的取組みを進める。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」「子どもの近くで働くことができるワークスペース事業」の制度設計に向けた検討を進め、事業の制度構築に至った。(共通)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、一時保育利用者に限定していた利用対象者の拡大を図り、就学前児童の保護者にも開放し多様な働き方の実現に向けて検証をする。(工業・ものづくり・雇用促進課) 令和元年度中に「子どもの近くで働くことができるワークスペースひろば型」を3か所整備し、運営を行うとともに、利用者アンケートの実施などを行い、より利用者の視点に立った事業を目指す。(子ども家庭課)</p>	
<p>就職や面接だけでなく、実生活の中でも役立つと大変好評な意見が多い。毎回申し込み後すぐにほぼ満席で好評を得ている。</p>	<p>継続実施。引き続き女性の就労・再就職の支援に取り組む。</p>	
<p>本事業での就職決定者のうち女性が4割と、昨年度よりも女性の就職者数の増加に繋がった。また、家庭と仕事の両立応援就職説明会では、家庭と仕事の両立やワーク・ライフ・バランスに理解のある企業が参加し、1名が採用に至った。しかしながら、就職に至らなかった方については、子どもの預け先や家庭の理解、本人の就職への準備の必要等の課題が挙げられた。</p>	<p>早期採用を希望する企業側と就職までの様々な課題が考えられる子育て世代の求職者側とのギャップを踏まえ事業を再考し、引き続き実施する。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
47	ミニ面接会の開催	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	平成30年度はミニ面接会を9回実施し、36名の参加があった。	4名参加 (年3回)	36名参加 (年9回)
48	キャリアカウンセリング相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	平成30年度のキャリアカウンセリングは、2,105件。うち女性の相談が、1,310件で、全体の7割弱を占めた。相談内容は様々だが、応募書類の書き方や面接対策、仕事と家庭、家族との関係など女性特有の悩みについての相談もあった。	相談件数1,682件 (うち女性の相談1,130件)	相談件数2,105件 (うち女性の相談1,310件)
49	再就職をめざす女性向けの支援	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	子育て中やブランクがあり再就職を目指す女性を対象に月1回程度、ワークショップを実施した。	210名 (年13回)	224名 (11回実施)
50	創業支援事業(創業相談、創業メール相談、創業融資あっせん相談、創業者フォローアップ支援、創業セミナー)の実施	世田谷区産業振興公社 (産業連携交流推進課)	女性の相談員を配置する等、女性が相談しやすい環境整備に引き続き取り組んだ。	女性相談員2人	女性相談員2人
51	マザーズハローワーク等との連携による、女性の就業支援、チャレンジ・再チャレンジを支援するセミナー・相談会の実施	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課) (人権・男女共同参画担当課)	ひとり親の就業支援のためのパソコン講座の実施	32名参加 (年3回)	延32名参加 (年3回)
52	保育士就労支援プログラムの開催	保育課 世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	【保育課】 30年度は事前講習会に19名、職場体験・見学に5名が参加したが、採用には至らなかった。 【世田谷区産業振興公社】 保育士として働きたい方やブランクがある方に向けて、事前講習会+職場体験+就職相談会・面接会を一つとした、保育士就労支援プログラムを実施した。	18名参加(職場体験した保育園への就労実績2件)	19名参加 (職場見学は7園、体験は2園)

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>求職者にとっては、必ず企業担当者に会えることは、有意義なものであった。</p>	<p>継続実施の検討中。ハローワークと連携を取りながら開催の意向。</p>	
<p>確実な就労につなげるため、継続して相談を利用するよう促した。その結果、平成 30 年度の就職件数の 7 割は女性であった。</p>	<p>継続実施。引き続き周知活動を実施する。より多くの女性の利用を増やし、多様な働き方の実現に向けて寄り添った支援を行えるよう努める。</p>	
<p>女性が再就職の一步をふみだせるように求人票の読み方から就活メイク教室までさまざまなセミナーを開催した。毎回ほぼ満席で大変好評だった。</p>	<p>継続実施。月 1 回程度、ワークショップを実施し、女性のための多様な働き方の実現に向けて寄り添った支援を行えるよう努める。</p>	
<p>女性の起業・創業相談の中には、女性の相談員が対応することで、相談しやすい環境を提供できるケースもある。多様な支援のための選択肢を提案できている。</p>	<p>女性相談員 2 人による、個別事情に応じた融資・相談に取り組む。男性相談員とともに、区の支援メニューに基づいて、引き続き相談者の要望に対応していく。</p>	
<p>参加者のスキルアップのために役立つ内容となった。</p>	<p>参加者アンケートをふまえ、講座内容、開催時間等について随時検討する。</p>	
<p>【保育課】 保育現場での就労に不安のある方のため、今どきの保育現場の様子に触れ、見学・体験ができるということで気軽に参加してもらうことが出来た。 【世田谷区産業振興公社】 保育現場に実際に見学・体験できる場は少ないので、貴重だという意見があった。体験後、「プランクがあり体力的に心配であったが、やっという自信がついた」という感想もあった。</p>	<p>【保育課】 継続実施。今後は特に、プランクのある、いわゆる潜在保育士の方などへの周知に努める。 【世田谷区産業振興公社】 継続実施。多くの潜在保育士が再度保育士として就労できるように引き続き体験や見学の場を提供する。</p>	

基本目標 I あらゆる分野における女性活躍推進

課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

施策② 女性のキャリア形成、キャリア教育の推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
53	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施	人権・男女共同参画担当課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を実施した。	100件(月3回)	75件(月3回)
54	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	平成30年度は、「女性のための就労支援講座 50歳からの仕事・生き方・私」を実施した。 ・50歳女性のための就労支援講座 ・非正規シングル女性の就労支援講座	・延49人参加(全2回) ・1人参加	・延43人参加(全2回) ・-
55	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施した。	73人参加	69人参加
56	キャリアカウンセリング相談	世田谷区産業振興公社(工業・ものづくり・雇用促進課)	平成30年度のキャリアカウンセリングは、2,105件。うち女性の相談が、1,310件で、全体の7割弱を占めた。相談内容は様々だが、応募書類の書き方や面接対策、仕事と家庭、家族との関係など女性特有の悩みについての相談もあった。	相談件数1,682件(うち女性の相談1,130件)	相談件数2,105件(うち女性の相談1,310件)
57	若者総合支援センター事業の実施(せたがや若者サポートステーション、ヤングワークせたがや)	世田谷区産業振興公社(工業・ものづくり・雇用促進課)	平成30年度の「ビジネスマナーセミナー」は15回開催し、50名の方が参加された。開催回数は減少したが、ほぼ前年並みの参加者を集めることができた。	57人参加	50名参加
58	区立小・中学校におけるキャリア教育の充実	教育指導課	勤労観・職業観を育てるためにキャリア学習ノートを配布		
59	中学校の職場体験	教育指導課	勤労観・職業観を育てるために、3日間、様々な職場で仕事を体験する取組を計画的に実施		

H30 の評価	今後の取組み	備考
女性のための就労相談を実施することで、女性の職業能力開発を支援できた。	継続して、「女性のための働き方サポート相談」を実施する。2019 年度より実施回数を月 4 回に増やす。	再掲 (課題 3 施策①) ※男女共同参画センター事業
女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、それぞれのステージの特性に応じた講座を実施し、女性の就労支援に寄与した。29 年度に集客が少なかった「非正規シングル女性の就労支援講座」については開催しなかった。「女性のための就労支援講座」の参加者数実績は前年度を下回った。	継続してライフステージ等に応じた女性の就労支援講座を実施する。	再掲 (課題 3 施策①) ※男女共同参画センター事業
各事業の参加者には、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する情報や講座等を届けることができた。しかし、参加者数は目標の 38.8%に留まった。	事業を開催する所管課との打ち合わせにおいて、事業実施の目的や参加の目標数などを共有し、事業を効率的に実施する。	再掲 (課題 3 施策①)
確実な就労につなげるため、継続して相談を利用するよう促した。その結果、平成 30 年度の就職件数の 7 割は女性であった。	継続実施。引き続き周知活動を実施する。より多くの女性の利用を増やし、多様な働き方の実現に向けて寄り添った支援を行えるよう努める。	再掲 (課題 3 施策①)
「ビジネスマナーセミナー」の参加後に、就職活動をはじめなど、若者の自立支援につながった。	継続実施。実施主体は、せたがや若者サポートテーションだが、会場はおしごとカフェで引き続き行い、連携を取りながら実施していく。	
性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。	引き続き継続的に実施する。	
性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。	引き続き継続的に実施する。	

基本目標 I あらゆる分野における女性活躍推進

課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

施策③ 多様な働き方の支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
60	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施	人権・男女共同参画担当課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を実施した。	100件(月3回)	75件(月3回)
61	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	平成30年度は、「女性のための就労支援講座 50歳からの仕事・生き方・私」を実施した。 ・50歳女性のための就労支援講座 ・非正規シングル女性の就労支援講座	・延49人参加 (全2回) ・1人参加	・延43人参加 (全2回) ・-
62	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施した。	73人参加	69人参加
63	女性起業家の育成支援の総合的取組み(講座、相談、インキュベーション・スペース等)の拡充	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家交流会(らぷらす主体) ・女性起業家交流会(区民企画協働事業) ・女性のための起業・経営相談 ・女性のための起業支援塾&サロン ・ソーシャルビジネス入門講座 ・起業ミニメッセ出展準備講座 ・起業ミニメッセ ・ステップアップ講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・12人(年1回) ・- ・延37人(年5回) ・延68人(全3回) ・延34人(全2回) ・延15人(年1回) ・総数2,699人 ※来場者も含む ・40団体(年1回) ・延40人(年1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・14人(年1回) ・延55人(年3回) ・延38人(年10回) ・延75人(全3回) ・- ・延25人(年1回) ・1,483人、55団体(年1回) ・延25人(年2回)
64	共働作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課 子ども家庭課	多様な就労形態等を可能とする環境整備の促進について、保育施設と連携したワークスペース1か所とワークスペースひろば型2か所を開設した。		「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」(1か所) 「子どもの近くで働くことができるワークスペース事業」(2か所)

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>女性のための就労相談を実施することで、女性の職業能力開発を支援できた。</p>	<p>継続して、「女性のための働き方サポート相談」を実施する。2019年度より実施回数を月4回に増やす。</p>	<p>再掲 (課題3 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、それぞれのステージの特性に応じた講座を実施し、女性の就労支援に寄与した。29年度に集客が少なかった「非正規シングル女性の就労支援講座」については開催しなかった。「女性のための就労支援講座」の参加者数実績は前年度を下回った。</p>	<p>継続してライフステージ等に応じた女性の就労支援講座を実施する。</p>	<p>再掲 (課題3 施策①) ※男女共同参画センター事業)</p>
<p>各事業の参加者には、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する情報や講座等を届けることができた。しかし、参加者数は目標の38.8%に留まった。</p>	<p>事業を開催する所管課との打ち合わせにおいて、事業実施の目的や参加の目標数などを共有し、事業を効率的に実施する。</p>	<p>再掲 (課題3 施策①)</p>
<p>女性起業家の育成のため、講座を実施するだけでなく、ステップアップ講座によるフォロー、相談による個別フォロー等、総合的に支援することができた。</p>	<p>女性起業家の育成支援の総合的取組みを進める。</p>	<p>再掲 (課題3 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」「子どもの近くで働くことができるワークスペース事業」の制度設計に向けた検討を進め、事業の制度構築に至った。(共通)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、一時保育利用者に限定していた利用対象者の拡大を図り、就学前児童の保護者にも開放し多様な働き方の実現に向けて検証をする。(工業・ものづくり・雇用促進課) 令和元年度中に「子どもの近くで働くことができるワークスペースひろば型」を3か所整備し、運営を行うとともに、利用者アンケートの実施などを行い、より利用者の視点に立った事業を目指す。(子ども家庭課)</p>	<p>再掲 (課題3 施策①)</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
65	融資・経営相談	世田谷区産業振興公社 (商業課) (産業連携交流推進課)	女性の相談員を配置する等、女性が相談しやすい環境整備に引き続き取り組んだ。	女性相談員 2 人	女性相談員 2 人
66	創業セミナー	世田谷区産業振興公社 (産業連携交流推進課)	女性の講師や先輩起業家を招へいする等、女性が参加しやすいセミナーの企画運営に取り組んだ。	女性の講師や先輩起業家 2 人	女性の講師 1 人 女性の先輩起業家 2 人
67	キャリアカウンセリング相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	平成 30 年度のキャリアカウンセリングは、2,105 件。うち女性の相談が、1,310 件で、全体の 7 割弱を占めた。相談内容は様々だが、応募書類の書き方や面接対策、仕事と家庭、家族との関係など女性特有の悩みについての相談もあった。	相談件数 1,682 件 (うち女性の相談 1,130 件)	相談件数 2,105 件 (うち女性の相談 1,310 件)
68	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	平成 30 年度は事前予約、定期相談をあわせて 368 名の相談があった。うち女性の相談が 233 名で、全体の 6 割強を占めた。相談内容は様々だが、労働法関連や雇用保険、ハラスメントなどに関する相談が多かった。	343 名(うち女性 220 人)	368 名(うち女性 233 名)

施策④ 女性が少ない分野への女性の参画支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
69	科学技術者による講演会・セミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課	未実施		
70	区内中学・高校等との連携・協働による学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	中学生・高校生を対象に、セクシュアル・マイノリティ理解促進やデートDV防止、アサーティブコミュニケーションをテーマに、学校出前講座を実施した。	延 1,957 人 (年 12 校)	延 2,683 人 (年 13 校)

H30 の評価	今後の取組み	備考
経営に携わる女性の相談来所も相当数あるので、女性の相談員が応対することで、相談しやすい環境を提供できるケースもある。多様な支援のための選択肢を提案できている。	平成 31 年度より、女性相談員 3 人体制として取り組む。	
女性の起業・創業相談者にも、対応できる講師陣を配置して、参加しやすい環境を提供している。	プログラム内容の充実を図りつつ、支援方法の多様化、事業経営における男女共同参画の意識づけを図っていく。	
確実な就労につなげるため、継続して相談を利用するよう促した。その結果、平成 30 年度の就職件数の 7 割は女性であった。	継続実施。引き続き周知活動を実施する。より多くの女性の利用を増やし、多様な働き方の実現に向けて寄り添った支援を行えるよう努める。	再掲 (課題 3 施策①)
平成 29 年度より、相談者を増加させることができた。相談したことによって悩みや疑問を解消できたとの声もいただいた。	継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民及び事業者を利用してもらえるように努める。	再掲 (課題 1 施策⑤)

H30 の評価	今後の取組み	備考
未実施のため、評価なし。	今後、時代情勢を鑑み、実施を検討する。	
教育委員会及び区内中学・高等学校と連携して、学校出前講座を実施し、人権尊重及び男女共同参画の理解を深めることができた。	継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。	再掲 (課題 1 施策③) ※男女共同参画 センター事業

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

少子高齢社会の進展や共働き世帯の増加などにより、家庭生活において男女がともに育児や介護などを担うことが求められています。

また、家庭生活の充実とともに社会貢献としての地域活動への参画などへの関心も高まっています。このような社会情勢の変化を踏まえ、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた社会をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (2026年度)
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成 27 年度 (2015 年度) 45.3%	—	令和 2 年度 (2020 年度) 調査予定	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成 26 年度 (2014 年度) 24.1%	平成 30 年度 (2018 年度) 27.3%	平成 30 年度 (2018 年度) 27.3%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成 28 年度 (2016 年度) 8.6%	平成 30 年度 (2018 年度) 4 月 1 日現在 11.7%	平成 31 年度 (2019 年度) 4 月 1 日現在 11.8%	20%

出典 No. 4 プラン策定時実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

No. 5 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施) ※令和元年度は調査項目から外れた。

No. 6 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)

(参考数値)

No. 6 関連

●全国の自治会長の女性比率 5.7%

●東京都の自治会長の女性比率 11.7%

●東京都の特別区・市町村の自治会長の女性比率(該当区市町村数)

	0%	5%未満 (除く 0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	公表なし・ データなし
特別区	1	3	12	4	1	1	1
市町村	4	4	3	7	3	5	8
合計	5	7	15	11	4	6	9

内閣府資料(データは平成30年4月1日現在)

【数値目標に対する評価と課題】

4 ポジティブ・アクション(※)の認知度については、5年に1度調査を実施しており、次回は令和2年度(2020年度)に調査予定である。

- 平成28年(2016年)4月に施行された「女性活躍推進法」への対応も見すえ、事業者への情報提供や支援を継続し、今後も、区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。

- 5 『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」と回答した区民の割合はプラン策定時比 3.6 ポイント上昇した。
- ・ 保育の多様なニーズへの対応や質の確保、育児に関するサービスの充実や切れ目のない支援に取り組むとともに、仕事と家庭生活の両立を可能とする環境づくりをさらに進めていく必要がある。
- 6 町会・自治会長における女性の割合はプラン策定時比 3.2 ポイント、前年度比 0.1 ポイント上昇した。
- ・ 平常時から女性の視点で地元の活動に参画する機会を増やしていくとともに、地域における女性のリーダーの参画・育成に努めていく必要がある。

【基本目標における課題と平成 30 年度（2018 年度）の実施内容】

●課題 4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

- 啓発イベントの実施や情報発信により、区民・事業者に向けた啓発を実施
区民向け啓発イベント（「ワーク・ライフ・バランスな 1 週間」「地域で遊ぼう！ファミリーデー★キャンペーン」）、企業向け情報誌の作成、配布や地域のイベントにおける男女共同参画先進事業者表彰の取組み紹介などにより、区民及び事業者に向けた啓発・情報提供を継続して行った。

●課題 5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

- 多様な保育ニーズへの対応、保育の質の確保、切れ目のない支援に向けた取組みの実施
平成 31 年（2019 年）4 月時点の待機児童数は 471 名（前年比 16 名減）。緊急保育・一時預かり保育の拡充、ほっとステイ事業の実施施設増、地域子育てコーディネーターひろば型の増設などに取組んだ。土曜日の妊娠期面接や、両親学級・ふれパパママ講座の休日開催などを実施した。

●課題 6 防災・地域活動等への参画促進

- 多様な主体に地域活動への参画機会を提供し、防災の場面でリーダー的役割を果たす女性を育成
防災士資格取得助成事業における女性の対象者は平成 30 年度（2018 年度）に 6 名（前年度 5 名）に増加し、「せたがや女性防災コーディネーター養成研修」（平成 30 年度・令和元年度の 2 ヶ年で実施）を 39 名が受講した。

【実施内容の評価と今度の取組み】

- 啓発事業を通じた区民への情報提供とともに、事業者への情報提供や支援を行うことで、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進した。区民・事業者の理解促進に向け、今後も継続して取り組む。
- 事業の休日開催などにより、男性（父親）が家族に関わる機会を増やした。今後も継続して、男性の家庭参画を促進するための事業を実施する。
- 多様性に配慮した女性の視点からの防災対策を習得するための研修プログラムを構築した。今後、継続して研修を実施し、女性リーダーの育成に努める。

【参考：平成 29 年度（2017 年度）取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

平成 30 年（2018 年）12 月答申において、基本目標Ⅱに関する内容は含まれなかった。

※ポジティブ・アクション：固定的な性別による役割分担意識に根ざすこれまでの制度や慣行が原因となって、雇用の場において男女労働者に事実上の格差が生じているとき、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組。（平成 27 年度実施「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」調査票における説明）

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

施策① ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
71	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成30年度の発行内容 ・第77号(7月発行) 内容：死へのプロセスを一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦” ほか ・第78号(12月発行) 内容：たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
72	「地域で遊ぼう！ファミリーデー★キャンペーン」の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和のため、世田谷線沿線等で開催されるイベントにて専用ブースを設置し、スタンプラリー等を実施	延1,110人参加 (8箇所実施)	延1,139人参加 (8箇所実施)
73	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・月平均15回投稿 ・－	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・月平均15回投稿 ・300通 (年18回)
74	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	図書資料を収集した他、男女共同参画センターにて、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(928冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(950冊を新たに収集) ・年6回
75	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施した。	73人参加	69人参加
76	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	平成30年度は事前予約、定期相談を合わせて368名の相談があった。うち女性の相談が233名で、全体の6割強を占めた。相談内容は様々だが、労働法関連や雇用保険、ハラスメントなどに関する相談が多かった。	343名 (うち女性220人)	368名 (うち女性233名)
77	講演会やセミナーの開催	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課) 人権・男女共同参画担当課	平成30年度は、労働法に関する事業所向けセミナーを10回実施し、149名の方が参加した。	47名参加	149名参加 (10回実施)

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①)</p>
<p>前年度と同じ水準の参加を獲得できた。前年度の男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者にブースを出展いただき、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進した。</p>	<p>効果的な手法について検討し、実施していく。</p>	
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。</p>	<p>男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに選書により不要となった図書については、区民への頒布を行うなど、広く普及啓発を行う。また、継続してギャラリー展示を行う。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>各事業の参加者には、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する情報や講座等を届けることができた。しかし、参加者数は目標の 38.8% に留まった。</p>	<p>事業を開催する所管課との打ち合わせにおいて、事業実施の目的や参加の目標数などを共有し、事業を効率的に実施する。</p>	<p>再掲 (課題3 施策①)</p>
<p>平成 29 年度より、相談者を増加させることができた。相談したことによって悩みや疑問を解消できたとの声もいただいた。</p>	<p>継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民及び事業者に利用してもらえるように努める。</p>	<p>再掲 (課題1 施策⑤)</p>
<p>働き方改革法案など、人事労務担当者が知っておきたい内容を盛り込んでおり、「勉強になる」と大変喜ばれている。毎回参加してくださる企業もあり好評である。</p>	<p>継続実施。多様な働き方が選択できる社会の実現に向け企業側への支援も続けていく。</p>	

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

施策② 事業者への働きかけと支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
78	事業者への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を企業等に配布し情報提供を行った。また、公社が実施する社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談は35件あった。	25件	35件
79	男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画担当課	パンフレット、区報、区ホームページ、情報紙らぷらすにて広く紹介	2団体表彰 パンフレット：3,000部発行	4団体表彰 パンフレット：3,000部発行
80	情報媒体を活用した先進的な取り組みの紹介	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者をパンフレットや情報紙「らぷらす」、区HPにて紹介した。また、「地域で遊ぼう！ファミリーリーダー★キャンペーン」において、前年度の受賞事業者が地域のイベントにブースを出展した。	年1回	年1回
81	ワーク・ライフ・バランス推進の専門家派遣の検討	人権・男女共同参画担当課	未実施		
82	区内事業者や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	平成30年11月4日(日)～10日(土)に「ワーク・ライフ・バランスな1週間」を実施した。仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施	73人参加	69人参加
83	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	平成30年度は事前予約、定期相談をあわせて368名の相談があった。うち女性の相談が233名で、全体の6割強を占めた。相談内容は様々だが、労働法関連や雇用保険、ハラスメントなどに関する相談が多かった。	343名 (うち女性220人)	368名 (うち女性233名)

H30 の評価	今後の取組み	備考
事業者への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。	引き続き、事業者への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。	再掲 (課題 2 施策④)
着実に実施することで、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進することができた。	介護事業者など新たな周知先を開拓し、より広く募集を行い事業者の顕彰に取り組むことで、引き続き区内事業者の男女共同参画意識の向上を図っていく。	再掲 (課題 2 施策①)
情報媒体に加え、地域のイベントで事業者の男女共同参画への取組みを紹介することにより、女性の活躍推進を支援することができた。	引き続き、情報紙らふらすや区HP等の情報媒体を活用して、先進的な取組みを紹介する。また、男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者に向けて「地域で遊ぼう！ファミリーデー★キャンペーン」への参加を呼びかけ、身近な地域での取組み紹介につなげていく。	再掲 (課題 2 施策③)
未実施のため、評価なし。	今後、時代情勢を鑑み、実施を検討する。	
各事業の開催日に雨が降ったことともあり、参加者人数が少なかったが、各事業の参加者アンケートの回答は好評で、効果的に実施することができた。	より広く、効果的に意識啓発を進められるように事業展開を検討する。	再掲 (課題 2 施策①)
平成 29 年度より、相談者を増加させることができた。相談したことによって悩みや疑問を解消できたとの声もいただけた。	継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民及び事業者に利用してもらえるように努める。	再掲 (課題 1 施策⑤)

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

施策③ 男女の育児・介護休業の取得促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
84	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・月平均15回投稿 ・－	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・月平均15回投稿 ・300通 (年18回)
85	事業所への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を企業等に配布し情報提供を行った。また、公社が実施する社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談は35件あった。	25件	35件
86	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成30年度の発行内容 ・第77号(7月発行) 内容：死へのプロセスと一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦” ほか ・第78号(12月発行) 内容：たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
87	中小企業両立支援助成金制度等の周知及び法全体の周知	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	社会保険労務士が、企業向けにワーク・ライフ・バランスに関する法律や制度についてのセミナーを実施。		参加者53名 (年3回)

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>事業者への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。</p>	<p>引き続き、事業者への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。</p>	<p>再掲 (課題 2 施策④)</p>
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策①)</p>
<p>各回多くの申し込みがあり企業側のセミナーへのニーズも高かった。内容についても概ね好評であった。</p>	<p>引き続き継続実施の予定</p>	

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

施策④ 区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
88	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	未実施		
89	情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者をパンフレットや情報紙「らぷらす」、区HPにて紹介した。また、「地域で遊ぼう！ファミリーデー★キャンペーン」において、前年度の受賞事業者が地域のイベントにブースを出展した。	年1回	年1回

H30 の評価	今後の取組み	備考
未実施のため、評価なし。	5年に1度実施。次回は令和2年度(2020年度)に実施予定。	再掲 (課題1 施策⑥)
情報媒体に加え、地域のイベントで事業者の男女共同参画への取組みを紹介することにより、女性の活躍推進を支援することができた。	引き続き、情報紙らぷらすや区HP等の情報媒体を活用して、先進的な取組みを紹介する。また、男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者に向けて「地域で遊ぼう！ファミリーデー★キャンペーン」への参加を呼びかけ、身近な地域での取組み紹介につなげていく。	再掲 (課題2 施策③)

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

施策① 保育等の拡充

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
90	新BOP学童クラブ運営	児童課 生涯学習・地域 学校連携課	保護者が就労や病気等により、放課後に家庭で保護・育成にあたれない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮。保護者の多様な働き方及び保護者の帰宅時間が遅くなることへの対応のため、新BOP学童クラブの実施時間延長のモデル事業を検討。	全区立小学校 62箇所	全区立小学校 61箇所
91	新規開設園等の施設を活用した定期利用保育事業の実施	保育課	平成30年度は私立16園、区立1園で実施。	私立16園、 区立1園	私立16園、 区立1園
92	認可保育園増改築等に伴う定員拡充	保育課	平成30年度は私立園での増改築の実績なし。	実績なし	実績なし
93	緊急保育・一時預かり保育の拡充	保育課	平成30年度は、区立保育園では、分園を含む50園で実施した。私立保育園では、41園で実施した。	・区立： 延2,574人 ・私立： 延39,789人	・区立： 延2,920人 ・私立： 延46,370人
94	病児・病後児保育施設の拡充	保育課	平成30年度は、医療機関併設型5施設、医療機関連携型4施設、保育園併設型2施設の計11施設で実施した。(定員計78名)	・登録者数： 11,636人 ・利用延人数： 11,093人 ・利用実人数： 5,379人	・登録者数： 12,338人 ・利用延人数： 10,533人 ・利用実人数： 5,345人

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>小学校低学年及び配慮を要する児童に、遊びや安全な生活の場を提供するとともに、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮した。</p> <p>平成31年4月より新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業を開始し、保護者の多様な働き方に対応するとともに、小学校就学後からすぐに子どもが一人で過ごすことへの対応を行う。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>待機児童解消に繋がった。</p>	<p>待機児童が多い年齢を中心に今後も定期利用保育事業を行い、待機児童解消に努める。</p>	
<p>なし。</p>	<p>引き続き、待機児童の解消に向け、既存施設の増改築等により保育定員を増やせるよう事業者へ働きかける。</p>	
<p>保護者の就労や通院等により、一時的に保育が必要となった児童を保育することにより、家庭における養育の支援に繋げることができた。</p>	<p>継続実施。今後も要件や定員の見直しを行い、多様な保育ニーズに対応できるよう努める。</p>	
<p>集団保育が困難な病児・病後児について、一時的に病児・病後児保育施設で保育することにより、就労等にある保護者を支援することができた。</p>	<p>継続実施。今後もニーズ調査の結果を見据え、整備の必要性について検討していく。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
95	就労形態の多様化に伴う保育ニーズへの対応(幼稚園預かり保育、延長保育、休日・年末保育)	保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 ・休日・年末保育 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の施設を除きほぼ全園実施 ・5園で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の施設を除きほぼ全園実施 ・5園で実施
96	保育施設再整備方針に基づく保育施設の整備	保育課	区立拠点園(北沢・砧地域)2園、統合園(北沢地域)1園の再整備計画の建設工事が竣工するとともに、拠点園(世田谷地域)の再整備計画の建設工事に着手した。また、玉川総合支所分庁舎跡地の活用により、拠点園(玉川地域)の基本設計を策定し、実施設計に着手した。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事着工3ヶ所(拠点園2ヶ所、統合園1ヶ所) ・実施基本設計策定1ヶ所 ・基本設計着手1ヶ所 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事竣工3ヶ所(拠点園2ヶ所、統合園1ヶ所) ・建設工事着工1ヶ所(拠点園) ・基本設計策定及び実施設計着手1ヶ所(拠点園)
97	第三者評価受審の促進、地域保育ネットワーク等による保育の質の向上	保育課	平成30年度は区立保育園17園、認証保育所19園で実施。私立認可保育園に対しては3年に1度の受審を推奨している。保育ネットは30年度5地域で計12回実施し延べ530名が参加している。	<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園16園、認証保育所13園で実施 ・5地域で計12回実施し500名が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園17園、認証保育所19園で実施 ・5地域で計12回実施し延べ530名が参加
98	障害児保育の充実	保育課	平成30年度より、公立保育園において、医療的ケア児の受け入れを開始した。認可保育園に対しては、職員研修の一環として、専門機関による障害児保育について巡回指導を実施し、保育士のスキルアップをはかる。		烏山地域の区立指定保育園(松沢保育園)で医療的ケア児1名の受け入れを開始
99	認可外保育施設新制度移行支援事業	保育認定・調整課	<ul style="list-style-type: none"> ・適格性審査実施回数 ・適格性審査応募施設数 ・世田谷区認可外保育施設等認可化移行支援事業補助金交付施設 ・世田谷区認可外保育施設新制度移行支援事業改修費等補助金交付施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・2回 ・9施設 ・1施設 ・1施設 ※平成30年(2018年)4月1日移行：2施設	<ul style="list-style-type: none"> ・2回 ・3施設 ・2施設 ・1施設 ※令和元年(2019年)7月1日移行予定

H30 の評価	今後の取組み	備考
多様な就労形態に対応出来た。	今後も延長保育や休日・年末保育実施園を拡充し、多様な就労形態に対応出来るよう努める。	
他所管課と連携しながら計画を進めており、当初スケジュールに基づき、予定通り事業を進めることができた。また、社会情勢の変化や幼児教育の無償化、児童相談所開設等を見据え、これまでの再整備方針を見直し、新たに「区立保育園の今後のあり方」を定めることができた。	継続実施。現在進行中の再整備計画を着実に進めるとともに、「区立保育園の今後のあり方」を踏まえ、待機児童対策や多様な保育、在宅子育て支援などの施策をより効率的、効果的に推進する。	
保育ネットでは、施設・事業の違いを越えて合同のネット会議・研修会を実施し、施設間の支え合いにつながっている。また、保育ネットのつながりを元に、年長児を中心に子ども同士の交流も生まれ、保育における豊かな経験につながっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・引続き第3者評価の受審を促す。 ・保育ネットは新規開設施設にも参加の促しをはかり、地域での連携を深めながら、保育の質の向上につなげていく。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児を受け入れる事で、保護者就労支援と子どもの豊かな保育体験につながっている。 ・障害児保育の専門家による巡回指導は、各保育施設の職員の専門性向上と、保育の充実につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引続き、公立拠点園において、順次医療的ケア児の受け入れを実施する。その為の受け入れ体制を整えていくと共に、専門機関による巡回指導も引き続き実施していく。 	
令和2年4月1日以降に給付対象施設へ移行する施設を新たに3施設選定した。これを含めて、今後7施設が移行を予定しており、引き続き支援を行うことで、来年度以降の保育の拡充や充実が見込まれる。	継続実施。国や都の制度に合わせて補助金の見直しを行いつつ、整備計画数量及び予算との整合を図りながら、令和元年度まで支援を行う。令和2年度以降は未定。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
100	私立認可保育園の整備による定員拡充	保育計画・整備支援担当課		21 施設 1,240 名分	8 施設 571 名分
101	認証保育所の整備による定員拡充	保育計画・整備支援担当課		3 施設 100 名分	4 施設 68 名分
102	小規模保育事業等の整備による定員拡充	保育計画・整備支援担当課		2 施設 32 名分	0 施設 0 名分
103	ほっとステイ事業の推進	子ども家庭課	ほっとステイ(18 か所)(子育てステーション5 か所含む)	利用延人数 21,480 人	利用延人数 23,275 人

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>令和 2 年 4 月での保育待機児童解消に向け、保育施設整備に取り組んでおり、平成 31 年 4 月時点の保育待機児童数は 470 名となり、前年比 16 名減となった。一方で、認可保育施設への入園申込者数が増加したことにより、依然として、保育待機児童数は厳しい状況が続いており、地域偏在や進級先の確保等、未だ課題は残っている状況にある。</p>	<p>平成 31 年 4 月時点の保育待機児童の年齢内訳では、3 年ぶりに 3 歳待機児童が生じた。この状況を踏まえ、低年齢児保育施設の整備を進めつつも、地域偏在や進級先の確保等、地域地区ごとの需給バランスのきめ細やかな分析を行った上で、0～5 歳児を預かる認可保育施設整備の一層の促進を図る。</p>	
<p>令和 2 年 4 月での保育待機児童解消に向け、保育施設整備に取り組んでおり、平成 31 年 4 月時点の保育待機児童数は 470 名となり、前年比 16 名減となった。一方で、認可保育施設への入園申込者数が増加したことにより、依然として、保育待機児童数は厳しい状況が続いており、地域偏在や進級先の確保等、未だ課題は残っている状況にある。</p>	<p>平成 31 年 4 月時点の保育待機児童の年齢内訳では、3 年ぶりに 3 歳待機児童が生じた。この状況を踏まえ、低年齢児保育施設の整備を進めつつも、地域偏在や進級先の確保等、地域地区ごとの需給バランスのきめ細やかな分析を行った上で、0～5 歳児を預かる認可保育施設整備の一層の促進を図る。</p>	
<p>令和 2 年 4 月での保育待機児童解消に向け、保育施設整備に取り組んでおり、平成 31 年 4 月時点の保育待機児童数は 470 名となり、前年比 16 名減となった。一方で、認可保育施設への入園申込者数が増加したことにより、依然として、保育待機児童数は厳しい状況が続いており、地域偏在や進級先の確保等、未だ課題は残っている状況にある。</p>	<p>平成 31 年 4 月時点の保育待機児童の年齢内訳では、3 年ぶりに 3 歳待機児童が生じた。この状況を踏まえ、低年齢児保育施設の整備を進めつつも、地域偏在や進級先の確保等、地域地区ごとの需給バランスのきめ細やかな分析を行った上で、0～5 歳児を預かる認可保育施設整備の一層の促進を図る。</p>	
<p>実施施設が増えた結果、利用延人数が昨年度より増加した。</p>	<p>引き続き、実施施設を確保するためおでかけひろばの整備に合わせて、おでかけひろば内の預かり事業を実施するように整備予定事業者に働きかけを行う。</p>	

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

施策② 育児に関するサービスの充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
104	乳児期家庭訪問指導の充実	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊娠期面接等のネウボラチームによる関わりを通して、妊娠期からの情報も乳児期家庭訪問に活かしている。訪問後は必要時地区担当保健師の支援を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 出生数 7,514人 乳児期家庭訪問実施数 7,177人 実施率 96% 	<ul style="list-style-type: none"> 出生数 7,374人 乳児期家庭訪問実施数 7,159人 実施率 97.1%
105	EPDSを導入した、産後うつ病の早期発見と予防	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	訪問時にEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)等の質問票を用いて母親のメンタルヘルスや育児に関する状況、気持ちを把握し、必要時継続支援へとつなげた。		乳児期家庭訪問からの継続支援 実数 3,644人 継続支援率 50.9%
106	乳幼児健診、離乳食講習会	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	乳幼児健診は各支所で月に数回ずつ実施。医師の診察後に、保護者の希望や必要な方へ保健師、栄養士、心理士による個別相談を行った。 栄養士による離乳食講習会は、各支所で毎月実施。講習会後には、必要に応じて栄養士による個別相談を行った。		
107	児童館での出張育児相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	乳幼児(主に0歳、1～2歳)のサークルに保健師、栄養士、歯科衛生士が育児相談を実施		
108	歯科衛生士による歯の相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児歯科保健相談 予防処置 歯科衛生士による相談 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 172回 受診者数 3,774人 2410人 285件 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 172回 受診者数 3,360人 2,280人 214件
109	子ども初期救急診療所の運営	調整・指導課	初期救急診療所(小児科)の開設 平日 19:30～22:30 2ヶ所 土曜 17:00～22:00 3ヶ所 日曜 9:00～17:00 2ヶ所 日曜 17:00～22:00 3ヶ所		
110	産前・産後セルフケア事業の実施	児童課	安定期以降の妊娠中の女性及び5ヶ月未満の赤ちゃんがいる母親を対象に、講座内でストレッチを行ったり、地域の子育て情報を提供した。	<ul style="list-style-type: none"> 545人参加 全児童館各2回、計50回実施 	<ul style="list-style-type: none"> 503人参加 全児童館各2回、計50回実施

H30 の評価	今後の取組み	備考
対象者のいる家庭への全戸訪問をめざし、9割の家庭へ訪問実施できている。妊娠期面接等の関わりからの切れ目ない支援となっている。	継続実施予定	
母親の記入した質問票をもとに面接することで、既往歴や家族の協力体制、育児不安や育児負担感、母親の気持ち等を把握することができ、早期介入・支援ができている	継続実施予定	
ほぼ9割近い乳幼児と保護者が来所する乳幼児健診は、健診をきっかけに孤立した育児の辛さや児への心配事等を吐露する母親もいるため、児の発育発達の確認のみでなく虐待予防の視点でも介入できる貴重な機会となっている。離乳食講習会では、簡単な離乳食の作り方や食べさせ方などを両親で共有してもらおう機会となっている。	継続実施予定	
参加者のグループの中で、同じような悩みの質問には参加者同士の対処法を共有し、父親と協力した育児の工夫等の話も出た。	継続実施予定	
4歳未満の乳幼児を対象に、歯科健診、相談及び歯科保健指導を行っている。保護者がむし歯リスクを理解し、コントロール力やセルフチェック力をつけてもらうことができる。	継続実施予定	
一般の医療機関では休診が多い休日や夜間に診療所を開設することで、子どもの急病時に対する保護者の不安の解消を図った。	引き続き、事業を継続する。 なお、診療所1ヶ所は、令和2年4月に移転を予定している。	
講座内のストレッチや、子育て情報を提供することで、産前・産後の母親に対し必要な支援を提供した。	継続実施	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
111	子ども医療費助成	子ども育成推進課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	子ども(区内に住所がある0~15歳到達後最初の3月31日までの子ども)の医療費のうち、保険診療分の自己負担分と、入院時の食事療養費の定額負担分の助成を実施	平成30年3月末 112,721人	平成31年3月末 113,873人
112	子どものショートステイ、トワイライトステイ	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものショートステイ ・トワイライトステイ ・赤ちゃんショートステイ ・要支援家庭を対象としたショートステイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・延842日 (310人) ・延2日(2人) ・延82日(12人) ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・延672日 (235人) ・延2日(2人) ・延136日(30人) ・延142日 (40人)
113	産前・産後子育て支援ヘルパーの派遣(さんさんサポート)	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	産前産後支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー派遣回数：4,332回 ・利用者数：1,707人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー派遣回数：4,500回 ・利用会員：1,770人
114	産後ケア事業の実施	子ども家庭課	<p>産後ケアセンターでのショートステイ、デイケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子ショートステイ ・母子デイケア ・きょうだいショートステイ ・きょうだいデイケア <p>ママズルームでのデイケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子デイケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・4,017日 ・413日 ・158日 ・12日 ・392日 	<ul style="list-style-type: none"> ・4,072日 ・633日 ・119日 ・24日 ・368日
115	子育ての悩み、不安、子どもの家庭環境の問題、出産費用等の相談	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てについての不安や悩みについて、各地域の総合支所保健福祉センター生活支援課と関係機関が連携しながらDV、生活や家庭問題などの相談にも対応 ・その他子育てサービスを情報提供 ・出産費用の援助について、入院費用を支払うのが困難なときに、入院・分娩費用を援助 	入院助産：15件	入院助産：19件

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、子育てを支援している。</p>	<p>児童の増減に合わせ、給付制度を維持していく。</p>	
<p>保護者の心身の安定及び育児に関する負担感の軽減を図り、児童の健やかな成長を支援すること及び保護者が安心して育児に取り組む環境を整えることができた。また、要支援家庭(保護者の強い育児疲れや育児不安または不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれがある家庭)を対象としたショートステイを開始した。</p>	<p>従来のショートステイ内容に加え、協力家庭(個人宅でのショートステイ事業)を開始。</p>	
<p>ヘルパーやベビーシッターを派遣し、家事や育児の支援を行うことにより、利用者の負担感や不安の軽減が図れた。</p>	<p>・事業の再構築により本事業は、平成 30 年度で利用券の配布を終了。今後はすでに利用券を持っている方のみ利用できるものとする。</p>	
<p>助産師、臨床心理士等の専門職が、ショートステイやデイケアを通じて母体ケアやカウンセリングを行い。母親の育児不安や体調不良の解消を図った。</p>	<p>子ども家庭支援センター利用者支援と連携しながら実施し、ママズルーム(医療機関)のデイケアとあわせて引き続き育児不安や体調不良の解消を図っていく。</p>	
<p>平成 29 年度と比較すると実施件数は増加している。出産費用の援助が必要な母親への援助をすることが出来た。</p>	<p>関係機関との情報共有と連携を図りながら、引き続き出産費用の援助が必要な母の支援を行う。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
116	世田谷子ども・子育てテレフォン (電話相談事業)	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する相談 ・子どもからの相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,108件 ・235件 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,483件 ・179件
117	世田谷版ネウボラ (妊娠期からの切れ目のない子育て支援)	子ども家庭課 世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期面接数 ・母子保健コーディネーター定数補充 ・子育て応援相談員 ・地域子育て支援コーディネーター《ひろば型》 ・せたがや子育て利用券登録事業者 ・ネウボラ・チームによる医療機関への訪問 ・世田谷版ネウボラ推進協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・7,213件 ・17名 ・13名 ・4か所 ・143事業者 ・19か所 ・4回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・7,062件 ・18名 ・13名 ・6か所 ・191事業者 (区内:125事業者、区外:66事業者) ・37か所 ・3回開催

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>子ども家庭支援センターの受付時間外の夜間・休日に子ども本人や保護者の悩みや相談に対応し、専門的なアドバイス、必要なサービスの案内及び適切な機関を紹介し、子育て支援と児童虐待の未然防止を図ることができた。</p>	<p>引き続き、夜間・休日に電話での相談を実施し、子ども本人や子育ての悩みの解消や児童虐待の未然防止を図っていく。</p>	
<p>妊娠期面接の面接実施率は着実に上昇している。 せたがや子育て利用券への事業参加を地域の子育て活動団体等へ呼びかけを行うことで、区内の登録事業者が増え、地域で子育てを支える環境が充実した。 地域における身近で気軽な相談支援体制の充実として、利用者支援事業(地域子育て支援コーディネーターひろば型)をさらに 2 か所事業を開始した。 外部有識者による世田谷版ネウボラ推進協議会を開催し、世田谷版ネウボラの取組みの課題を議論し、地域で子育てを応援する気運醸成の取組みの検討など充実を図った。</p>	<p>母子保健システムの導入など、ネウボラ・チームによる相談支援のさらなる充実を図る。 地域における子育てを応援する気運醸成(世田谷版WEラブ赤ちゃんプロジェクト)を図る。 妊娠や子育て家庭を地域で支えるためのさらなる地域資源の充実を図る。</p>	

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

施策③ 子育て世代への支援と地域交流

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
118	乳児健診前の母親を対象に、情報提供、仲間づくりをサポートする交流会を実施	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	各支所で月1回交流会を実施。参加者は生後2～3ヶ月児と母親。身近に知り合いができるよう地区別にグループをつくり、交流できるように運営している。個別相談も行った。		
119	妊娠から育児に関する不安や悩みの相談・支援	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊娠期面接実施率は89.1%。各支所の平日の面接に加え、年5回土曜日に妊娠期面接を実施。土曜日面接来所者の約40%がパートナーと来所。妊娠期面接や両親学級の講話等を通してパートナーと協力して子育てするイメージづくりをした。	妊娠期面接率 83.8%	妊娠期面接率 89.1%
120	乳幼児健康診査など、子どもの発育発達に関する相談・支援	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	106と同様		
121	地域の育児グループ等の活動支援	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	107と同様		
122	地域支えあい活動「子育てサロン」への支援	世田谷区社会福祉協議会（生活福祉担当課）	区内の「子育てサロン」登録グループ数は、93団体。また活動が行える活動拠点を23ヶ所管理運営しているほか、活動に使用できる場の確保に努めた。	登録グループ数 93	登録グループ数 93

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>外出しづらい時期に安心して参加し同じような月齢の児のる母親同士が交流できる機会として活用されている。知り合った母親同士で地域の児童館に参加するようになったケースもあった。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>両親学級や妊娠期面接で、直接父親に主体的な育児参画について話をする事ができた。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>106 と同様</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>107 と同様</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>年度末の登録グループ数は、昨年度と同数だが、実際は、5 団体の廃止があった。新規拡充ばかりではなく、子育てを離れた先輩お母さんに参画していただくなど、活動の継続支援にも工夫が必要。</p>	<p>おでかけ広場など地域の資源と連携を図りながら、子育て世代が身近な地域で集い住民同士が交流できる場の拡充に取り組む。また、ファミリーサポートセンター事業等の子育て支援サービス機関との協働を強化し、子育て世代が地域と繋がることのできる機会を増やしていく。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
123	児童館の子育てひろば事業	児童課	0歳から3歳まで乳幼児の保護者を対象に、わらべ歌や手遊びなどの親子で楽しめる活動や登録制のサークル活動、子育てに関する講座を行うなど、親子で集い、交流・相談できる場を提供	・640講座 ・参加者 23,763名	・654講座 ・参加者 20,562人
124	子育てサポーターの人材発掘と参画の場の提供	児童課	講座等により、地区・地域での子育て支援者(サポーター)の人材発掘及び育成に取り組んだ。	サポーター 107名	サポーター 72名
125	地域での子育て交流の開催	児童課	周辺地域で活動している子育て支援活動団体及び個人との連携協力をめざして関係づくりを進めた。		・5地域1回実施 ・参加者数 1,091人
126	子ども基金による子ども・子育て支援団体の活動への支援	子ども家庭課	区民、地域団体、事業者より寄附を募るとともに、子育て活動団体等を支援するための助成事業を年2回、区の広報やホームページ等で募集。	・第1回 助成13件 (29件申請、うち1件取下げ) ・第2回 助成6件 (14件申請、うち2件取下げ)	・第1回 助成19件 (22件申請、うち2件取下げ) ・第2回 助成6件 (11件申請、うち4件取下げ)
127	子育て活動団体への助成	子ども家庭課	活動経費の一部補助	12団体	11団体
128	世田谷区ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭課	・援助活動延件数(未就学児、就学児) ・年度末会員数(利用会員、援助会員、両方会員)	・34,295件 (26,303件、7,992件) ・7,382人 (6,541人、780人、61人)	・41,726件 (30,006件、11,720件) ・9,152人 (8,160人、928人、64人)
129	おでかけひろば事業の実施	子ども家庭課 保育課	おでかけひろば(32か所)(子育てステーション5か所含む) ・利用組数 ・利用延人数	・129,095組 ・276,737人	・147,555組 ・332,778人

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>子育て中の保護者に、親子で楽しめる活動や子育てに関する情報を提供するとともに、親子で交流・相談できる場を提供した。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>講座等を通し新規の人材を発掘するとともに、子育てひろば活動や講座での運営補助活動を通じて、子育て支援者(サポーター)と参加者の交流を促進した。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>子育て支援者懇談会及び交流会を通し、地域で活動している団体及び個人間の連携を促進するとともに、区民へ地域の子育て情報を提供した。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>例年同様の申請数があり、一定数を保つことができた。</p>	<p>継続実施。 引き続き、広報・啓発活動に努め、申請数の増加に努める。</p>	
<p>例年同様の申請数があり、一定数を保つことができた。</p>	<p>継続実施。引き続き活動団体への周知に努める。合わせて、新たに自主保育団体に対する要綱を制定する。</p>	
<p>アドバイザーを地域に配置し身近で相談できるように変更したことに伴い、援助活動延べ件数及び利用会員が平成 29 年度より 20%以上増加した。 他方、援助会員の増加がおいつかず、利用会員の要望に十分に答えられない場合があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容や援助会員を養成する研修の周知の機会を拡大し、よりきめ細やかな広報活動を実施する。 ・資格の有無や援助活動に応じて、研修受講について受講者の負担軽減をはかり、援助会員の増を目指せないか検討する。 	
<p>実施施設が増えた結果、利用延人数が昨年度より増加した。</p>	<p>引き続き、事業の周知・広報に努め。おでかけひろば整備事業者の確保に努める。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
130	子育てメッセの開催	子ども家庭課	子育て中の保護者等に地域の子育て情報を提供するとともに、地域子育て活動団体同士の交流を促進。	来場者数： 約 1,100 人	来場者数： 約 1,100 人
131	認証取得マンションの情報提供	住宅課	平成30年度において世田谷区で実施している「子育て支援マンション認証制度」の認証を受けている住宅は0件であったが、東京都で実施している「東京都子育て支援住宅認定制度」の認証を受けている住宅を案内した。		
132	キッズルーム整備事業	住宅課	区より「子育て支援マンション」として認証を受けた共同住宅のキッズルーム整備費用に対する補助制度について、区ホームページやリーフレットの配布等により周知を行った。	補助金交付実績 0件	補助金交付実績 0件
133	認証基準による子育てに配慮した住宅供給の誘導	住宅課	子育てしやすい居住環境が整備され、一定の基準を満たした共同住宅を「子育て支援マンション」として認証する制度について、区ホームページやリーフレットの配布等により周知を行った。	認証実績：0件	認証実績：0件

施策④ 介護者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
134	介護保険サービス、障害福祉サービスの提供	介護保険課 障害施策推進課 (各総合支所保健福祉センター保健福祉課)	<p>【介護保険課】 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、相談支援体制の充実やサービスの質の向上に取り組んだ。</p> <p>【障害施策推進課】 居宅介護等訪問系サービスが円滑に提供されるよう事業者に対する支援等を行った。また、総合支所において適切な支給決定が行われるよう、必要な調整を行った。</p>		
135	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)での介護相談	介護予防・地域支援課	身近な地区での相談窓口であるほか、平日だけでなく土曜日も開設した。		

H30 の評価	今後の取組み	備考
東京都市大学をはじめ、学生にも積極的に関わっていただき、子育て活動団体と学生のコラボも生まれ、これまでよりも活発な子育てメッセとなった。	継続実施。今後の開催地域や内容については、より多くの団体同士が交流できるよう随時検討を行う。	
一定の効果があった。	継続実施。	
事業者のニーズと事業内容が合致せず、補助金の申請には至らなかった。実績を踏まえ、事業の見直しを行う必要がある。	東京都においても、子育てに配慮した住宅の供給促進のため、平成 28 年 2 月より「東京都子育て支援住宅認定制度」を実施している。東京都と協議の上、東京都の認定制度を活用した補助制度を検討する。	
事業者のニーズと事業内容が合致せず、認証の申請には至らなかった。実績を踏まえ、事業の見直しを行う必要がある。	東京都においても、子育てに配慮した住宅の供給促進のため、平成 28 年 2 月より「東京都子育て支援住宅認定制度」を実施している。東京都と協議の上、区の認証制度の仕組みについて検討する。	

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>【介護保険課】 第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、相談支援体制の充実やサービスの質の向上に取り組んだ。</p> <p>【障害施策推進課】 サービスの提供実績は増加している。今後も支給決定に伴う調整や事業者への支援等を行う必要がある。</p>	<p>【介護保険課】 引き続き第 7 期計画に沿って、施策に取り組んでいく。</p> <p>【障害施策推進課】 引き続き、支給決定に伴う調整や事業者への支援等を行っていく。</p>	
相談しやすい環境を整備し、問題の早期発見、早期解決につなげることができる。高齢者以外の相談も受けることで、ダブルケア(高齢者の介護と子育ての両方を行う)等の複合的な課題に関する相談もしやすくなった。	気軽に相談してもらえるよう周知に努めるとともに、相談を受けるスタッフの充実も図る。	

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

施策⑤ 男性の家事・育児・介護等への参画促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
136	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成30年度の発行内容 ・第77号(7月発行) 内容：死へのプロセスと一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦” ほか ・第78号(12月発行) 内容：たどり着きたいのは「ありのままで居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
137	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・月平均15回投稿 ・－	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・月平均15回投稿 ・300通 (年18回)
138	父親向けの育児講座の開催 (男女共同参画センター)	人権・男女共同参画担当課	・パパ・バギーの日 ・参加型トークイベント 「父親も模索する！ワーク・ライフ・バランス」（「ワーク・ライフ・バランスな一週間」イベント）	・延132人参加 (年3回) ・－	・延80人 (年3回) ・25名(年1回)
139	父親向けの育児講座の開催	児童課	子育て支援「父親の育児参加」として年間事業計画を策定し、親子体操や父親参加のベビーマッサージ、手作りおもちゃづくりなどを実施		・22講座 ・参加者数459人
140	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・パパ・バギーの日 ・参加型トークイベント 「父親も模索する！ワーク・ライフ・バランス」（「ワーク・ライフ・バランスな一週間」イベント）	・延132人参加 (年3回) ・－	・延80人 (年3回) ・25名(年1回)

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①)</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>父親に対する主体的な育児参画促進と、母親に対する育児負担からの解放に向けた取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。</p>	<p>男女共同参画センターにて、ワーク・ライフ・バランス推進講座を実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業含む</p>
<p>父親を対象とした育児参加について、子どもとのふれあい及び父親同士の交流を図るなど、児童館特有の子育て支援に寄与することができた。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>父親に対する主体的な育児参画促進と、母親に対する育児負担からの解放に向けた取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。</p>	<p>男性の家庭生活への参画を促進するための事業を実施する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策②) ※男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
141	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)いきいき講座の実施	介護予防・地域支援課	広く関心をもたれるテーマの講座のほか、男性対象の講座(地域デビュー、料理、体操等)などを開催した。		
142	介護予防、認知症ケアに関する講習会、講演の実施	介護予防・地域支援課	65歳以上の区民を対象として、介護予防・自立支援における社会参加の重要性に関する講演会や介護予防普及啓発講座を開催した。認知症ケアの家族会については、男性介護者に特化した家族会や勉強会を実施した。		
143	子育て情報紙の発行	子ども家庭課	発行配布先:各支所健康づくり課、生活支援課、出張所、区立保育園、区立幼稚園、私立保育園、私立幼稚園、図書館、児童館など	各 38,000 部 (年 4 回)	各 40,500 部 (年 4 回)
144	両親学級・ふれパバママ講座の開催	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	各総合支所で月 1 回ずつ、計 60 回実施 休日開催の講座は 67 回実施	・1,360 人(うち男性 609 人、44.7%) ・3,117 人(うち男性 1,544 人、49.5%)	・2,259 人(うち男性 641 人、28.3%) ・3,053 人(うち男性 1,523 人、49.8%)
145	男の料理教室の開催	世田谷保健所健康推進課	家族が参加申込をするケースもあるが、概ね自らの希望で申込みしている。定年後すぐの前期高齢者の参加者が多い。	531 人参加(北沢支所 23 回、砧支所 10 回)	495 人参加(北沢支所 23 回、砧支所 10 回)

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>男性が参加しやすいよう講座の工夫を行い、介護等への普及啓発を図ることができた。</p>	<p>男性の介護等への参画促進を図れるよう講座の工夫や周知を行う。</p>	
<p>講演会等の開催により、介護予防・自立支援における社会参加の重要性の普及啓発が図れた。男性介護者に参加しやすい場を提供することで悩みやストレスを抱え込まず、介護負担の軽減を図ることができた。</p>	<p>引き続き、講演会や講座の実施により介護予防や社会参加の重要性について普及啓発を図っていく。男性介護者に特化した家族会の定期開催等について検討していく。</p>	
<p>世田谷版ネウボラの特集号を設けるなど、タイムリーな情報を地域の子育て世代に届けるよう努めた。 また掲載した事業への問合せもあり、子育て世代の知りたい情報を伝えることができた。</p>	<p>twitter や子育て応援アプリも活用し、紙媒体での周知以外の方法から、より広く区民への情報発信へ努める。</p>	
<p>平日参加の減少を抑えるため、別途対策を検討していく必要がある。実施回数は不足はないと考える。 男性参加者の参加率は増える傾向であり、家族で子育てを考えるスタートとして利用されていると考えられる。 パートナーだけでなく、周囲の支援者向けの講座等も必要。</p>	<p>継続実施 父親等への支援の視点を入れていく</p>	
<p>講座参加後、率先して食事づくりに参画するなど家庭の中でも実践できている。また、フォロー教室や自主グループにも発展し、地域活動につながっている。</p>	<p>継続実施。</p>	

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題6 防災・地域活動等への参画促進

施策① 防災・災害復興の分野への女性の参画促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
146	地域防災計画や避難所運営等への男女共同参画の視点からの導入	災害対策課	平成29年度に取組み終了		
147	地域防災計画修正段階からの女性の参画	災害対策課	平成29年度に取組み終了		
148	避難所運営マニュアル改定ワークショップの実施、研修・HUG訓練の実施	災害対策課	平成29年度に取組み終了	24人参加 (年1回)	
149	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	災害時のトイレに関する啓発展示の実施(せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動した展示)	72人参加 (年1回)※講演会	34人(研修講座参加者へ展示紹介)
150	復興住宅計画への反映	住宅課 都市計画課	都市復興プログラム実践訓練において研修会や講演会を開催し、女性職員(都市整備領域等)の参加促進に努めた。 東京都及び都内全区市町村による第1回区市町村住宅復興連絡会が開催され、女性の参画を含めて広く住宅復興に係る課題整理が行われた。		研修会や講演会に参加した女性職員延25名

H30 の評価	今後の取組み	備考
	<p>次回の地域防災計画の修正に向けて、現行の計画やマニュアルにおける男女共同参画の視点に関する新たな課題の抽出に取り組んでいく。</p>	
	<p>次回の地域防災計画の修正に向けて、新たな課題やその対策方法についての検討に女性の参画を促進できるよう努めていく。</p>	
	<p>次回の修正に向け、新たに出てくる課題について検討を進め、各避難所単位での運営体制をより充実させていくよう努める。</p>	
<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動させて啓発展示を実施することにより、防災・災害分野への男女共同参画の視点の重要性を周知することができた。</p>	<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>女性職員の訓練参加について、一定程度の成果は出ている。</p>	<p>女性職員が都市復興プログラム実践訓練に参加する機会を増やし、訓練において更に男女共同参画の視点の啓発を図る。 区市町村住宅復興連絡会は今後継続的に開催される予定であり、女性の参画を含めて住宅復興の課題へ対応していく。</p>	

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題6 防災・地域活動等への参画促進

施策② 地域活動への参画支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
151	企画講座の開催	各総合支所地域振興課	各総合支所にて、公募された区民による区民企画講座を年1本、職員による地域資源や人材を活用した講座を年3本程度実施した。	・各支所区民企画講座 年1本程度 ・職員による講座 年3本程度	・各支所区民企画講座 年1本程度 ・職員による講座 年3本程度
152	生涯学習セミナー	各総合支所地域振興課		各支所 全15回程度	各支所 全13~16回
153	生涯現役ネットワークへの支援	市民活動・生涯現役推進課	1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」 ①：講座年2回 ②：講座年1回 ③：講座全4日 ④：町会HP作成・運用支援 ⑤：講座 ⑥：ポータルサイト 2 地域活動団体PRイベント「大人の学園祭」	・延144名参加 ・延60名参加 ・延48名参加 ・1町会 ・全3日、 延34名参加 ・作成、一般公開 ・延300名参加 (年1回)	・延148名参加 ・延41名参加 ・延92名参加 ・4町会 ・3日×4団体、 延103名参加 ・アプリ化実施 ・延300名参加 (年1回)
154	生涯現役情報ステーションでの地域活動団体等に関する情報発信	市民活動・生涯現役推進課	高齢者に対する情報の提供として、分野別の情報の収集、展示を行った。また無料のWiFi環境の開放や閲覧用PCの設置により、紙媒体だけではなく、インターネットからの情報収集も可能となるよう環境を構築した。		
155	NPO等市民活動に関する相談	市民活動・生涯現役推進課	H29年度より、相談業務の一環として運営基盤安定化に向けたセミナーを開催した。	63件	47件
156	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	災害時のトイレに関する啓発展示の実施(せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動した展示)	72人参加 (年1回)※講演会	34人(研修講座参加者へ展示紹介)

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>区民の目線で講座を企画する機会を通して、学びの場をつくり出すきっかけや地域での仲間づくりを行った。 また講師に地域で活躍する方を迎え、地域活動団体の紹介等を行うことで地域活動への理解を深めた。</p>	<p>継続実施。</p>	
<p>生涯学習セミナーを通し、地域の歴史や自然に触れることで地元地域への関心を高めた。 また、修了後の自主サークル活動の促進により、仲間との学びの場を継続していくことで、地域活動への参加意欲に繋げていく。</p>	<p>継続実施。</p>	
<p>各種講座やPR イベントの開催を通じて、中高年齢者の地域活動の参加促進を図ることができた。</p>	<p>継続実施。各種講座の参加促進に向け、情報発信を強化していく。</p>	
<p>展示スペースが広く、高齢者向けの情報が一つの場所で網羅できるような場所となっている。また、紙媒体や閲覧用PCの設置だけでなく、無料のWiFi環境の提供を開始したことにより、より多くの人が最新の情報にアクセスできるようになった。</p>	<p>継続実施。今後は情報の提供だけでなく、ステーションの運営ボランティアが企画したイベントの実施などにより、地域活動への参加の促進を図る。</p>	
<p>主にこれから活動したい方や活動初期の団体運営の課題についての支援を行うことで、地域活動への参画や活動団体の運営基盤安定化に寄与することができた。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動させて啓発展示を実施することにより、防災・災害分野への男女共同参画の視点の重要性を周知することができた。</p>	<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。</p>	<p>再掲 (課題6 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
157	総合型地域スポーツ・文化クラブの支援	生涯学習・地域学校連携課 スポーツ振興財団	子どもから高齢者まで様々な世代の区民がスポーツや文化活動に参加するクラブに対して物品貸付を行った。また学校や地域にクラブの目的や活動を周知した。	8箇所	8箇所
158	区民農園・体験農園	都市農業課	区民農園：年間を通して土に親しむ機会を区民に提供した。 体験農園：年間を通して農家の指導を受けながら農作業を体験することができた。	<ul style="list-style-type: none"> ・21園農園、961区画 ・開設4園、111区画、111名利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・21園農園、990区画 ・開設5園、121区画、117名利用
159	区民講師による出前講座の実施	消費生活課	消費生活に関する出前講座を、学校やPTA、地域の学習会、通所介護施設等に、区民講師を派遣し、実施した。 さらに、区民講師の育成を目的とした講座を開設した。 ・ステップアップ講座 ・フォローアップ研修 (区民講師登録者対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・47回実施、受講者数1,513人、派遣講師数延175人 ・17名参加、修了9名(全20回) ・全3回延参加者88人 	<ul style="list-style-type: none"> ・40回実施、受講者数1,048人、派遣講師数延133人 ・19名参加、修了12名(全20回) ・全3回延参加者89名
160	地域支えあい活動の支援	世田谷区社会福祉協議会 (生活福祉担当課)	活動拠点の管理運営のほか、活動に使用できる場の確保に努めた。「地区サポーター」の拡充もされ、地域活動等の活動へ繋いでいる。 <ul style="list-style-type: none"> ・活動登録グループ ・活動拠点管理運営 ・活動場所の確保 ・地区サポーター登録 ・地区サポーターマッチング数 	<ul style="list-style-type: none"> ・727団体 ・23ヶ所 ・185ヶ所 ・589人 ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・736団体 ・23ヶ所 ・275ヶ所 ・911名 ・583件

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>クラブに対する物品貸付を行うことによって、様々な世代が参加するクラブ活動が円滑に活動できるような支援を行えた。学校や地域にクラブの目的や活動を周知することにより、学校との円滑な連携、地域へのクラブの目的や活動の理解促進を図ることができた。</p>	<p>既存のクラブへの物品貸付の継続実施を行う。また学校を拠点とした新規クラブの新設に取り組み、地域コミュニティづくりを図っていく。</p>	
<p>区民農園：区民ニーズが高く、多くの待機者も抱えており、農業に対して興味・関心を持ってもらう一つのきっかけとなる事業として実施することができた。 体験農園：親子・家族での利用など、さまざまな区民に体験農園を利用していただき、地域の農園の運営に寄与できた</p>	<p>区民農園：継続実施。更なる新規開園に向けても動いており、引き続き区民が土に親しむ機会を提供していく。 体験農園：継続実施。新規農園の開設等、さまざまな区民が参加できるよう努める。</p>	
<p>消費生活に関する出前講座を、多様な実施主体に対し行うことができた。また、区民講師の登録者は、昨年度に引き続き女性が7割を越えており、地域における積極的な活動の支援を実現できている。</p>	<p>継続して、「出前講座」の実施、および区民講師育成のための各講座を実施し、引き続き内容の充実を図っていく。</p>	
<p>活動グループに対しては、スタッフの高齢化等による廃止を防ぐために、地区サポーター等の新たな人材をグループに繋ぎ活動支援を行ない、活動の継続と新たな人材の参画を促進することができた。</p>	<p>引き続き、地域活動への参画を促進するため、サロン等の居場所が不足するエリアに対し、地区サポーターや資源開発事業で把握した新たな場を活用し居場所づくりを進めていく。また、災害時の地域支えあい活動の取組みとして、災害福祉サポーターの登録拡充に取り組んでいく。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
161	住民主体・住民参画による介護予防	介護予防・地域支援課	住民参加による高齢者の生活支援や住民主体による通いの場づくり等、住民の地域活動への参画支援を行った。また、「世田谷いきいき体操」の普及啓発により、住民が主体的に参画する地域活動の支援を行った。		
162	子育てサポーターの人材発掘と参画の場の提供	児童課	講座等により、地区・地域での子育て支援者(サポーター)の人材発掘及び育成に取り組んだ。	サポーター 107名	サポーター 72名
163	子育て支援者養成研修	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待予防基礎講座 ・講師派遣 ・出前型研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・3回 ・16回 ・3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・3回 ・9回 ・9回

施策③ 地域活動における女性リーダーの育成支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
164	町会・自治会長の女性割合状況調査の実施	人権・男女共同参画担当課	地域活動における女性リーダーの参画状況について実態を把握し、課題解決に取り組む。	11.7%	11.8%
165	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	災害時のトイレに関する啓発展示の実施(せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動した展示)	72人参加 (年1回)※講演会	34人(研修講座参加者へ展示紹介)
166	防災士資格取得助成事業の実施(女性枠の拡充)	災害対策課	<p>避難所運営本部組織の強化のため、組織における人材育成の一環として防災士資格の取得をした区民に対し、受講料を助成。</p> <p>平成28年度(2016年度)からは、避難所運営に女性の視点を取り入れるため、助成対象に女性枠を設け、女性リーダーの育成を実施。</p>	助成対象者 12名 (そのうち女性が5名)	助成対象者 11名 (そのうち女性が6名)
167	避難所運営組織における女性リーダー育成研修の実施	災害対策課	これまでの検討内容を踏まえ、下半期より約1年間に渡り、区内在住の女性を対象とした「せたがや女性防災コーディネーター養成研修」を実施。		研修受講者:39名

H30 の評価	今後の取組み	備考
講演会等の開催により、介護予防・自立支援における社会参加の重要性の普及啓発や、住民主体型サービス等の周知が図られ、住民参画・住民主体の介護予防を促進することができた。	引き続き、総合事業の多様なサービスの充実及び、社会参加による介護予防について普及啓発を実施し、高齢者の地域活動への参画を推進していく。	
講座等を通し新規の人材を発掘するとともに、子育てひろば活動や講座での運営補助活動を通じて、子育て支援者(サポーター)と参加者の交流を促進した。	継続実施	再掲 (課題 5 施策③)
関係機関を対象とした基礎講座のほか、講師の派遣、出前型研修を実施し、児童虐待に関する理解と知識を深めることができた。	継続実施。虐待予防基礎講座については、基礎知識に加えて、現場等が必要な知識を考慮した研修内容としていく。	

H30 の評価	今後の取組み	備考
前年度と比較し、町会・自治会長の女性登用率は横ばいだった。	継続して町会・自治会長の女性割合状況調査を実施し、状況に合わせて、地域活動における女性リーダーの参画に取り組む。	
せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動させて啓発展示を実施することにより、防災・災害分野への男女共同参画の視点の重要性を周知することができた。	せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。	再掲 (課題 6 施策①) ※男女共同参画センター事業
平成 30 年度は助成対象者の半数近くが女性ということで、女性視点の避難所運営に必要な女性リーダーの育成をすることができた。	今後も、引き続き女性枠を設けて、更なる女性リーダーの育成に努めていく。	
<ul style="list-style-type: none"> 「多様性に配慮した女性の視点からの防災対策」を習得するための研修プログラムを構築することができた。 町会・自治会だけでなく、青少年委員や消防団をはじめ、地域での活動に積極的な方々に受講していただくことができている。 	引き続き、令和元年度も研修を実施し、避難所運営組織における女性リーダーの育成に努めていく。	

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題6 防災・地域活動等への参画促進

施策④ 男性の地域活動への参画支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
168	企画講座の開催	各総合支所地域振興課	各総合支所にて、公募された区民による区民企画講座を年1本、職員による地域資源や人材を活用した講座を年3本程度実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 各支所区民企画講座 年1本程度 職員による講座 年3本程度 	<ul style="list-style-type: none"> 各支所区民企画講座 年1本程度 職員による講座 年3本程度
169	生涯学習セミナー	各総合支所地域振興課		各支所 全15回程度	各支所 全13～16回
170	生涯現役ネットワークへの支援	市民活動・生涯現役推進課	<p>1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」</p> <p>①：講座年2回 ②：講座年1回 ③：講座全4日 ④：町会HP作成・運用支援 ⑤：講座</p> <p>⑥：ポータルサイト</p> <p>2 地域活動団体PRイベント「大人の学園祭」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 延144名参加 延60名参加 延48名参加 1町会 全3日、延34名参加 作成、一般公開 延300名参加(年1回) 	<ul style="list-style-type: none"> 延148名参加 延41名参加 延92名参加 4町会 3日×4団体、延103名参加 アプリ化実施 延300名参加(年1回)
171	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	災害時のトイレに関する啓発展示の実施(せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動した展示)	72人参加 (年1回)※講演会	34人(研修講座参加者へ展示紹介)
172	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> パパ・バギーの日 参加型トークイベント「父親も模索する！ワーク・ライフ・バランス」(「ワーク・ライフ・バランスな一週間」イベント) 	<ul style="list-style-type: none"> 延132人参加(年3回) — 	<ul style="list-style-type: none"> 延80人(年3回) 25名(年1回)
173	区民農園・体験農園	都市農業課	区民農園：年間を通して土に親しむ機会を区民に提供した。 体験農園：年間を通して農家の指導を受けながら農作業を体験することができた。	<ul style="list-style-type: none"> 21園農園、961区画 開設4園、111区画、111名利用 	<ul style="list-style-type: none"> 21園農園、990区画 開設5園、121区画、117名利用

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>区民の目線で講座を企画する機会を通して、学びの場をつくり出すきっかけや地域での仲間づくりを行った。 また講師に地域で活躍する方を迎え、地域活動団体の紹介等を行うことで地域活動への理解を深めた。</p>	<p>継続実施。</p>	<p>再掲 (課題 6 施策②)</p>
<p>生涯学習セミナーを通し、地域の歴史や自然に触れることで地元地域への関心を高めた。 また、修了後の自主サークル活動の促進により、仲間との学びの場を継続していくことで、地域活動への参加意欲に繋げていく。</p>	<p>継続実施。</p>	<p>再掲 (課題 6 施策②)</p>
<p>各種講座やPR イベントの開催を通じて、中高年齢者の地域活動の参加促進を図ることができた。</p>	<p>継続実施。各種講座の参加促進に向け、情報発信を強化していく。</p>	<p>再掲 (課題 6 施策②)</p>
<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動させて啓発展示を実施することにより、防災・災害分野への男女共同参画の視点の重要性を周知することができた。</p>	<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。</p>	<p>再掲 (課題 6 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>父親に対する主体的な育児参画促進と、母親に対する育児負担からの解放に向けた取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。</p>	<p>男性の家庭生活への参画を促進するための事業を実施する。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策②) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>区民農園：区民ニーズが高く、多くの待機者も抱えており、農業に対して興味・関心を持ってもらう一つのきっかけとなる事業として実施することができた。 体験農園：親子・家族での利用など、さまざまな区民に体験農園を利用していただき、地域の農園の運営に寄与できた</p>	<p>区民農園：継続実施。更なる新規開園に向けても動いており、引き続き区民が土に親しむ機会を提供していく。 体験農園：継続実施。新規農園の開設等、さまざまな区民が参加できるよう努める。</p>	<p>再掲 (課題 6 施策②)</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
174	地域福祉アカデミー	世田谷区社会福祉協議会 (生活福祉担当課)	地域活動に興味があり、可能な範囲で、活動に参加・協力できる方を対象とし、5地域(5ヶ所)で実施した。 内容は、具体的な活動イメージを持っていただけるよう、簡易版傾聴講座と地区サポーター登録説明、地域活動者からの報告とし、地域活動参画のきっかけづくりを行うことができた。	受講者 23人	受講者 112名
175	子育て支援者養成研修	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待予防基礎講座 ・講師派遣 ・出前型研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・3回 ・16回 ・3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・3回 ・9回 ・9回
176	「男性のための健康教室」の実施	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課) (世田谷区保健センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・弦巻児童館・深沢児童館・上北沢児童館の3館と共催で壮年期世代対象講座の開催。 ・男性向け健康増進指導(講座・教室)の開催。 	4回開催、 延 67人参加	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館共催事業 6回開催 (各館とも全2回講座) 延 50人参加 ・男性向けヨーガ教室及びスクワット体験教室 延 15回、 延 63人参加
177	区立小・中学校のPTAや「おやじの会」活動の活性化・参画促進	生涯学習・地域学校連携課	<ul style="list-style-type: none"> ・おやじの会情報交換会を「オール世田谷おやじの会」との共催で実施 ・世田谷区小学校PTAスポーツ大会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・41人参加 (年2回) ・延 957人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・57人参加 (年2回) ・全41チーム、 約 900人参加
178	「おやじの会」等が企画・運営し、親と子どもを参加対象にしたイベントの開催	生涯学習・地域学校連携課	おやじと子どもフェスタを「オール世田谷おやじの会」との共催で実施	約 3,000人参加	約 3,500人参加

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>傾聴講座の受講希望者が多く、地域活動への参画や地区サポーター登録への意欲を深めていただけの講座内容へと更なる見直しが必要である。</p> <p>地域参画の魅力の発信や、不安を取り除けるよう、実際に活動している方からの実践報告等を強化していく。</p>	<p>障害のある方や若い世代、男性等が地域活動へ参画しやすくなるよう講座内容や周知方法等の検討を行う。地域活動に参画することの意義や、活動をわかりやすくイメージできるように見直していく。</p>	
<p>関係機関を対象とした基礎講座のほか、講師の派遣、出前型研修を実施し、児童虐待に関する理解と知識を深めることができた。</p>	<p>継続実施。虐待予防基礎講座については、基礎知識に加えて、現場等が必要な知識を考慮した研修内容としていく。</p>	<p>再掲 (課題6 施策②)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・児童館と連携することで壮年期世代の参加を促した。 ・通常の講座では女性の参加率が高いため、男性が気兼ねなく参加できる講座を開催し、参加を促した。 	<p>梅ヶ丘拠点移転に向けて、健康増進指導等事業の見直しを検討する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・各校おやじの会の特色のある活動や会員募集の工夫について有意義な情報交換ができ、実際に会員を増やす等の成果が出た会もあり、父親の地域活動への参加促進に寄与している。 ・PTAスポーツ大会については、多数の学校のPTA男性会員が参加し、学校を越えたつながりを作ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施。今後もオール世田谷おやじの会と協力し、より活発で効果的な情報交換会となるように努める。 ・継続実施。世田谷区小学校PTAスポーツ大会実行委員会と共催で事業を実施し、男性保護者同士の親睦を深める機会を提供していく。 	
<p>子ども達がステージでの発表や手作り工作など、様々な体験をすることができたと同時に、イベントに参画するおやじの会も増え、おやじの会が相互に交流する機会にもなった。</p>	<p>継続実施。今後もオール世田谷おやじの会と協力し、子ども達が様々な体験ができる場、各校おやじの会が参画し、相互の交流を深める機会として発展できるように努める。</p>	

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題6 防災・地域活動等への参画促進

施策⑤ 高齢者の社会参画の促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
179	生涯現役ネットワークへの支援	市民活動・生涯現役推進課	1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」 ①：講座年2回 ②：講座年1回 ③：講座全4日 ④：町会HP作成・運用支援 ⑤：講座 ⑥：ポータルサイト 2 地域活動団体PRイベント「大人の学園祭」	・延144名参加 ・延60名参加 ・延48名参加 ・1町会 ・全3日、延34名参加 ・作成、一般公開 ・延300名参加(年1回)	・延148名参加 ・延41名参加 ・延92名参加 ・4町会 ・3日×4団体、延103名参加 ・アプリ化実施 ・延300名参加(年1回)
180	ミニ面接会の開催	世田谷区産業振興公社(工業・ものづくり・雇用促進課)	平成30年度はミニ面接会を9回実施し、36名の参加があった。	4名参加(年3回)	36名参加(年9回)
181	高齢者の就業相談の実施	世田谷区産業振興公社 世田谷区シルバー人材センター(工業・ものづくり・雇用促進課)	平成30年度のキャリアカウンセリングは、2,105件。うち高齢者の相談が、356件で前年度より増加させることができた。相談内容は様々だが、応募書類の書き方や面接対策、キャリアプランについての相談が多かった。	高齢者223件(全1,682件)	高齢者356名(全2,105件)
182	住民主体・住民参画による介護予防	介護予防・地域支援課	住民参加による高齢者の生活支援や住民主体による通いの場づくり等、住民の地域活動への参画支援を行った。また、「世田谷いきいき体操」の普及啓発により、住民が主体的に参画する地域活動の支援を行った。		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>各種講座やPR イベントの開催を通じて、中高年齢者の地域活動の参加促進を図ることができた。</p>	<p>継続実施。各種講座の参加促進に向け、情報発信を強化していく。</p>	<p>再掲 (課題 6 施策②)</p>
<p>求職者にとっては、必ず企業担当者に会えることは、有意義なものであった。</p>	<p>継続実施の検討中。ハローワークと連携を取りながら開催の意向。</p>	<p>再掲 (課題 3 施策①)</p>
<p>確実な就労につなげるため、継続して相談を利用するよう促した。雇用市場が改善されていた中で、平成 30 年度の就職件数を増加させることができた。</p>	<p>継続実施。引き続き周知活動を実施する。より多くの高齢者の利用を増やし、セカンドキャリアの実現に向けて寄り添った支援を行えるよう努める。</p>	
<p>講演会等の開催により、介護予防・自立支援における社会参加の重要性の普及啓発や、住民主体型サービス等の周知が図られ、住民参画・住民主体の介護予防を促進することができた。</p>	<p>引き続き、総合事業の多様なサービスの充実及び、社会参加による介護予防について普及啓発を実施し、高齢者の地域活動への参画を推進していく。</p>	<p>再掲 (課題 6 施策②)</p>

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

日本国憲法においては個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「DV防止法」では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」として、「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」とうたっています。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であることから、女性に対する暴力の根絶をめざすことであらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (2026年度)
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 (2014年度) 34.3%	平成30年度 (2018年度) 31.2%	令和元年度 (2019年度) 26.3%	60%
8	「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 (2014年度) 51.0%	平成30年度 (2018年度) 61.5%	令和元年度 (2019年度) 65.3%	80%
9	デートDVの 出前講座実施校数	平成27年度 (2015年度) 中学校：6校 高等学校：4校	平成29年度 (2017年度) 中学校：3校 高等学校：5校	平成30年度 (2018年度) 中学校：7校 高等学校：3校	中学校：10校 高等学校：10校

出典 No.7 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.8 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.9 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)

(参考数値)

No.7 関連

●内閣府調査におけるDV防止法の認知度 21.6%

※「男女間における暴力に関する調査」で「法律があることも、その内容も知っている」と回答した人の割合
内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成30年3月)

【数値目標に対する評価と課題】

7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)はプラン策定時比8.0ポイント、前年度比4.9ポイント低下した。

- ・DVと児童虐待との複合ケースに関する報道等は増加している。
- ・DV防止法自体についての理解を深めるため、区民に向けた啓発の内容や手法等を検討する必要がある。

8 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合はプラン策定時比14.3ポイント、前年度比3.8ポイント上昇した。

- ・「DVの被害者にも原因の一端がある」と考える人の割合は、プラン策定時12.5ポイント低下している。
- ・暴力は理由のいかんにかかわらず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。

9 デートDVの出前講座実施校数は、プラン策定時の現状を維持した。

- ・ 人権や男女共同参画に関する他のテーマでの出前授業においてもデートDVに関する内容を組み合わせることで、啓発の機会を創出した。
- ・ 若年層に向けた啓発は重要であり、今後も機会の拡充をめざす。

【基本目標における課題と平成30年度（2018年度）の実施内容】

●課題7 配偶者等からの暴力（DV）の防止

- 相談機会の拡充や相談事業の見直しにより、相談事業を質量ともに拡充

DV相談専用ダイヤルを開設し、4ヶ月で59件の相談を受けた。男女共同参画センターの相談事業を施設運営事業者による実施に一本化するなど、区民がDV等について相談する機会の拡充と内容の充実を図った。

●課題8 DV被害者支援の充実

- 配偶者暴力相談支援センターの機能を整備

庁内の各所管が連携して、福祉の相談支援と人権施策としてのDV被害者支援の統括的な運用により、被害者支援に取り組んだ。また、DV相談支援専門員の雇用、区の相談員を対象とした事例検討会等を実施した。

会議や研修を通じて、警察署や民間支援団体等、関係機関とのネットワークの強化に努めた。

●課題9 暴力を容認しない意識づくり

- 啓発物の作成・配布と学校出前講座を組み合わせ、若年層からのデートDV・DV防止の啓発を実施
啓発物においては、同性間でのDV・デートDVも存在することや、女性から男性へのデートDVの例の紹介も実施した。

【実施内容の評価と今度の取組み】

- DV相談専用ダイヤルの開設により、被害者の相談機会を確保した。区の婦人相談員が対応したDV相談は、平成29年度（2017年度）の1,311件から平成30年度（2018年度）は1,169件に減少したが、女性相談は649件から817件に増加し、DV電話相談の対応数も395件から409件に微増するなど、相談先や手段により実績の増減は様々であり、区民のDV被害者が大きく減少したとは考えられない。今後も相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施していく。
- 配偶者暴力相談支援センターの機能を区に整備し、証明書発行の迅速化など、区民への支援を充実させた。今後も庁内各課や関係機関との連携を強化し、被害者支援に取り組む。
- 学校出前講座の実施により、生徒が自らデートDVについて考える機会を創出した。今後も若年層に向けた情報発信を継続していく。

【参考：平成29年度（2017年度）取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

配偶者暴力相談支援センターの機能整備を機に、今まで以上に支援を強化し、「女性に対する暴力の根絶」に努めるべきである。

数値目標である「DV防止法の認知度（「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合）」について、2026年度までの目標値60%を達成するため、国や都、教育委員会、弁護士会等の関係機関と協力して広報や啓発を進めるべきである。（平成30年（2018年）12月答申）

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止

施策① 暴力の未然防止と早期発見

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
183	DV防止啓発物の充実	人権・男女共同参画担当課	DVやデートDVの理解のための情報提供及び、DV等の未然防止・早期発見のため、啓発物を作成した。 ・リーフレット増刷 ・カード増刷 ・ハンドブック増刷 ・小冊子増刷 ・デートDV防止啓発リーフレット	・5,000部 ・－ ・－ ・－ ・－	・－ ・5,000枚 ・5,250部 ・15,300枚 ・配布
184	デートDV防止リーフレットによる若年層への啓発	人権・男女共同参画担当課	主にデートDV防止出前講座にて、デートDV防止啓発リーフレットを配布し、啓発を行った。	高校6校、963人	区内都立高校4校 区立中学校7校 私立中学校2校
185	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・離婚をめぐる法律・制度活用講座 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座	・延68人(年1回) ・延22人(全6回)	・延41人(年2回) ・延20人(全6回)
186	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	中学生・高校生を対象に、デートDV防止をテーマに、学校出前講座を実施した。	8校 延1,462人	10校 延2,194人
187	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成30年度の発行内容 ・第77号(7月発行) 内容：死へのプロセスを一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦”ほか ・第78号(12月発行) 内容：たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ほか	各4,200部(年2回)	各4,200部(年2回)
188	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン	・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・月平均15回投稿 ・－	・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・月平均15回投稿 ・300通(年18回)

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>デートDV防止啓発リーフレットを区内高校向け出前授業（男女共同参画センター委託事業）で配布したことで、若年層へのデートDV防止に向けて働きかけることができた。</p>	<p>引き続き、デートDV防止啓発リーフレットを配布するとともに、DV防止カード、DV防止ハンドブック、DV防止啓発小冊子について適切に内容の見直しを行った上で増刷し、啓発に努める。</p>	
<p>講座の実施（男女共同参画センター委託事業）とあわせてリーフレットを配布することで、DVを防止する意識づくりの啓発をより深めることができた。</p>	<p>引き続き、デートDV防止出前講座において、デートDV防止リーフレットを配布し、啓発に努める。</p>	
<p>各講座の実施により、DV被害者への支援、DV未然防止のため若年層への働きかけを行うことができた。</p>	<p>継続して、「離婚をめぐる法律・制度活用講座」「大学生のDV防止ファシリテーター養成講座」を実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>教育委員会及び区内中学・高等学校と連携して、学校出前講座を実施し、人権尊重及び男女共同参画（デートDV）の理解を深めることができた。</p>	<p>継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 （課題1 施策①）</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 （課題1 施策①） ※男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
189	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	図書資料を収集した他、男女共同参画センターにて、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集随時(928冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集随時(950冊を新たに収集) ・年6回
190	パンフレット等の発行(「子ども虐待防止ハンドブック」、「初期対応マニュアル」等)	子ども家庭課	・「子どもの虐待防止ハンドブック」や「初期対応マニュアル」を活用した、関係機関への講師派遣 ・出前型研修の開催	・16回 ・3回	・9回 ・9回

施策② 相談体制の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
191	家庭相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	毎週月・水・金曜日の午後1～5時(予約制)	2,417件	2,247件
192	女性相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	女性が社会生活を営むうえでの問題全般に応じる中で、DV相談にも対応した。	649件	817件
193	女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課	・DV電話相談(DV被害者のほか、家族、知り合い等の周囲の方々からの相談) ・女性のための悩みごと相談(生き方、家庭や職場などにおける悩みごと等に関する面接相談) ・DV専用相談ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口)	・403件 ・395件 ・-	・409件 ・382件 ・59件
194	相談事業の充実と総合案内機能の検討	人権・男女共同参画担当課	相談事業の見直しを行い、相談事業と男女共同参画センター施設運営の事業者を一本化した。各相談員との打ち合わせや研修を行い、相談の質の向上を目指すとともに、相談事業についての拡大カンファレンスを実施した。また、次年度以降の相談事業の内容・構成・時間帯等について改編準備を行った。	性的少数者相談・居場所事業に関するカンファレンス：延21人(年2回)	DV・悩みごと相談、働き方相談、性的少数者相談・居場所事業に関する拡大カンファレンス：17人(年1回)
195	DV相談カード及びデートDV相談カードの区内施設内トイレ及び医療機関への設置	人権・男女共同参画担当課	平成30年度は、各総合支所、子ども子育て総合センター、男女共同参画センターらならず、保健センター、図書館、子育てステーション、区内救急病院にDV相談カードを配布し、施設内女子トイレに設置の依頼を行った。		DV防止カード5,000枚

H30 の評価	今後の取組み	備考
男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。	男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに選書により不要となった図書については、区民への頒布を行うなど、広く普及啓発を行う。また、継続してギャラリー展示を行う。	再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業
関係者向けマニュアル、パンフレットの配付と、マニュアルを活用した研修を実施し、気付きのポイントや初期対応の大切さの理解を深めることができた。	継続実施。マニュアルやパンフレットのほか、関係機関等にあわせた資料により研修内容を充実させる。	

H30 の評価	今後の取組み	備考
家庭内の困りごとなどについて、調停申し立てや、法律相談を受ける前の問題整理ができる機会として家庭相談を案内し、相談に応じることができた。	継続実施。家族関係が多様化していくなかで、法律的な問題についての助言指導を実施する。	
女性相談の一環として、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談にも対応することができた。	継続実施。女性が自らの意思に基づいて、個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択することができるよう支援していく。	
相談事業を実施することで、DV被害者が一人で悩むことなく支援につながるよう支援することができた。平成30年12月よりDV相談専用ダイヤルを開設した。	平成31年度より、「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談を統合して実施する。DV専用相談ダイヤルは、継続して運営する。	※男女共同参画センター事業含む
相談事業の一本化により、相談、講座、情報収集・提供を有機的につなげる環境を整備するとともに、相談事業の質の充実を図ることができた。	相談事業の内容・構成・日時・時間帯について変更する。また、拡大カンファレンスを年間2回実施する。	※男女共同参画センター事業
被害女性が加害者の目を気にすることのない女子トイレにDV相談カードを設置することで、早期発見に向けた働きかけができた。	各施設内女子トイレだけでなく、男子トイレへの設置も依頼していく。	

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止

施策③ 被害者の安全確保と体制整備

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
196	配偶者等暴力相談の実施(被害者の安全確保に向けた周知や情報提供を含む)	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	婦人相談員によるDV相談を実施。DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援に、関係機関と連携を図り取り組んだ。	1,311件	1,169件
197	配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等への緊急一時保護の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	DV被害者とその子どもなどの安全確保のため、一時保護を実施。婦人相談員が保護施設入所等、必要な支援を行った。	45件	47件
198	子ども家庭支援センターによる支援	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき支援した。 ・DV相談件数 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数	・1,311件 ・45件	・1,169件 ・47件

H30 の評価	今後の取組み	備考
区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援のため、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。	
区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。緊急の保護が必要なDV被害者の相談に応じ、関係機関と連携し、一時保護等を実施し、適切な支援を行う。	
多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明をして、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

課題8 DV被害者支援の充実

施策① 被害者支援の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
199	配偶者等暴力相談の実施(被害者の安全確保に向けた周知や情報提供を含む)	各総合支所保健福祉センター生活支援課	婦人相談員によるDV相談を実施。DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援に、関係機関と連携を図り取り組んだ。	1,311件	1,169件
200	配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等への緊急一時保護の実施	各総合支所保健福祉センター生活支援課	DV被害者とその子どもなどの安全確保のため、一時保護を実施。婦人相談員が保護施設入所等、必要な支援を行った。	45件	47件
201	子ども家庭支援センターによる支援	各総合支所保健福祉センター生活支援課 各総合支所保健福祉センター健康づくり課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき支援した。 ・DV相談件数 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数	・1,311件 ・45件	・1,169件 ・47件
202	女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・DV電話相談(DV被害者のほか、家族、知り合い等の周囲の方々からの相談) ・女性のための悩みごと相談(生き方、家庭や職場などにおける悩みごと等に関する面接相談) ・DV専用相談ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・403件 ・395件 ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・409件 ・382件 ・59件
203	相談事業の充実と総合案内機能の検討	人権・男女共同参画担当課	相談事業の見直しを行い、相談事業と男女共同参画センター施設運営の事業者を一本化した。各相談員との打ち合わせや研修を行い、相談の質の向上を目指すとともに、相談事業についての拡大カンファレンスを実施した。また、次年度以降の相談事業の内容・構成・時間帯等について改編準備を行った。	性的少数者相談・居場所事業に関するカンファレンス:延21人(年2回)	DV・悩みごと相談、働き方相談、性的少数者相談・居場所事業に関する拡大カンファレンス:17人(年1回)
204	DV被害者への同行支援の充実	人権・男女共同参画担当課	DV被害者の自立した社会生活の促進を図るため、区内に住所を有するDV被害者について、裁判所への同行支援を行った。	1件(人)、計2回 (事前協議1回、同行支援1回)	1件(1人)計5回 (事前協議1回、同行支援4回)

H30 の評価	今後の取組み	備考
区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援のため、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。	再掲 (課題7 施策③)
区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。緊急の保護が必要なDV被害者の相談に応じ、関係機関と連携し、一時保護等を実施し、適切な支援を行う。	再掲 (課題7 施策③)
多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明をして、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	再掲 (課題7 施策③)
相談事業を実施することで、DV被害者が一人で悩むことなく支援につながるよう支援することができた。	平成31年度より、「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談を統合して実施する。DV専用相談ダイヤルは、継続して運営する。	再掲 (課題7 施策②) ※男女共同参画センター事業含む
相談事業の一本化により、相談、講座、情報収集・提供を有機的につなげる環境を整備するとともに、相談事業の質の充実を図ることができた。	相談事業の内容・構成・日時・時間帯について変更する。また、拡大カンファレンスを年間2回実施する。	再掲 (課題7 施策②) ※男女共同参画センター事業
DV被害者に対し、同行により生活再建に向けた手続き等を支援することで、DV被害者の自立した社会生活の促進を図ることができた。	継続して、DV被害者への同行支援の充実のため、事業委託を行う。また、制度の周知と利用の促進に向けて、子ども家庭支援センターの担当者にむけた事務説明を行う。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
205	東京都の配偶者暴力相談支援センターとの連携の在り方と配偶者暴力相談支援センター機能の検討	人権・男女共同参画担当課	平成30年12月より、配偶者暴力相談支援センターの機能を区に整備した。 ・通報 ・保護命令申立に関する地方裁判所への書類提出 ・相談事実証明書作成 ・婦人相談員事例検討会 ・DV相談支援専門員の雇用 ・DV相談専用ダイヤル対応数	・－ ・－ ・－ ・－ ・－	・2件(通報者あてに本人からの連絡を勧奨) ・0件 ・5件 ・7回 ・年36日 ・59件
206	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・離婚をめぐる法律・制度活用講座 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座	・延68人 (年1回) ・延22人 (全6回)	・延41人 (年2回) ・延20人 (全6回)

施策② 被害者の中長期的支援(生活再建の支援)

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
207	DV被害者保護のための生活面での支援(生活保護や子どもの安全な転校支援)	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき、関係各機関と連携し支援した。	1,311件	1,169件
208	子ども家庭支援センターによる子育て支援	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 各総合支所保健福祉センター健康づくり課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき、関係各機関と連携し支援した。 ・DV相談件数 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数	・1,311件 ・45件	・1,169件 ・47件
209	暴力被害者に対する健康問題及び回復に関する相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	保健師による電話、面接、訪問等での相談を実施 関係機関と連携した支援を行った。		
210	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・離婚をめぐる法律・制度活用講座 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座	・延68人 (年1回) ・延22人 (全6回)	・延41人 (年2回) ・延20人 (全6回)
211	DV被害者に対する特例的な国民健康保険証の交付	国保・年金課	医療保険の面から、被害者支援を行った。		
212	公営住宅への単身入居機会の提供	住宅課	区営住宅の募集でDV被害者の申し込みについて(戸籍上離婚していなくとも可)案内		

H30 の評価	今後の取組み	備考
庁内関係所管との連携を強化し、福祉の相談支援と人権施策としてのDV被害者支援の統括的な運用により、配偶者等暴力被害者支援に取り組むことができた。	庁内関係所管と連携して配偶者等暴力被害者支援に取り組むとともに、子ども家庭支援センターにおけるDV被害者への相談対応や支援実務の実施に際した支援を継続する。	
各講座を実施により、DV被害者への支援、DV未然防止のため若年層への働きかけを行うことができた。	継続して、「離婚をめぐる法律講座」「大学生のDV防止ファシリテーター養成講座」を実施する。	再掲 (課題7施策①) ※男女共同参画センター事業

H30 の評価	今後の取組み	備考
多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明を行い、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	
多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明を行い、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	
DV被害者の支援は、状況に応じた必要な支援を、関係機関と連携しながら進める必要がある。	継続実施予定	
各講座を実施により、DV被害者への支援、DV未然防止のため若年層への働きかけを行うことができた。	継続して、「離婚をめぐる法律講座」「大学生のDV防止ファシリテーター養成講座」を実施する。	再掲 (課題7施策①) ※男女共同参画センター事業
各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援センターと連携し、被害者支援の充実を図ることができた。	被害者に関する個人情報等に細心の注意を払いながら、継続して実施する。	
申し込める環境は整備できているので、申し込みがある場合には適切に取り扱っていく。	平成31年度以降の募集においても同様の内容で実施する。	

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

課題8 DV被害者支援の充実

施策③ 被害者の子どもへの支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
213	子どもの人権擁護機関「せたがやホッと」相談・救済事業	子ども家庭課	相談内容に応じて、関係機関との連携により対応	320件	340件
214	子どもの就学、転校の配慮	学務課	子ども家庭支援センター・児童相談所や、学校・他自治体等と連携しながら、DV被害者の子どもの就学機会の確保に向けて、相談・受付業務を随時実施した。		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>相談件数が年々増加しており、広報や啓発活動を通じて、「せたホッと」に対する認知が広まりつつある。また、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、対応を行うことができた。</p>	<p>引き続き、広報・啓発活動に努め、「せたホッと」の認知度の向上を図っていくとともに、相談内容に応じて関係機関との連携により対応を行っていく。</p>	
<p>各関係機関と密接に連携し、通常であれば保護者や学校間でやりとりする転学関係書類を教育委員会経由とする等、児童・生徒の状況に応じた配慮を行い、円滑に就学・転校の手続きを行うことができた。</p>	<p>引き続き、各関係機関と密接に連携し、慎重な対応を継続していく。</p>	

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

課題 8 DV被害者支援の充実

施策④ 支援体制の充実と関係機関との連携強化

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
215	住民票等の交付拒否による保護と支援措置	住民記録・戸籍課 (各総合支所地域振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV・ストーカー等の加害者が被害者の住所を探索する目的で住民票の写し等の交付等の請求があった場合、不当な目的があるとして拒否をした。 ・ガイドラインに基づき、支援措置情報の提供を必要とする所管課へ情報提供した。 	・2件	・4件
216	DV被害者への同行支援の充実	人権・男女共同参画担当課	DV被害者の自立した社会生活の促進を図るため、区内に住所を有するDV被害者について、裁判所への同行支援を行った。	1件(人)、計2回 (事前協議1回、同行支援1回)	1件(1人)計5回 (事前協議1回、同行支援4回)
217	区職員向けDV被害者対応の手引き配付	人権・男女共同参画担当課	平成30年度は、「DV被害者対応職員ハンドブック」の改訂、関係窓口所管を中心とした全庁に配布した。 庁内イントラネットにも掲載を行うことで、直接的な関係が薄く配布部数が少ない課においても確認ができるようにした。		「DV被害者対応職員ハンドブック」 約900冊 (平成31年3月発行)
218	区職員へのDV防止研修の実施	人権・男女共同参画担当課 (研修担当課)	DV防止研修(研修担当課との共催研修)を実施。	参加人数47人 (年1回) 講師:安藤由紀(東京ウィメンズプラザ職員)	参加人数42人 (年1回) 講師:池田ひかり(明治学院大学ハラズメント相談支援センター専門相談員)
219	DV被害者支援団体連絡会の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の支援に携わる民間団体、区職員、関係機関による連携会議 ・連携会議とあわせてDV被害者支援者研修を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回実施 ・24人 (第2回連絡会と同時開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回実施 ・20人 (第2回連絡会と同時開催)

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>DV・ストーカー等被害者への支援措置情報の活用ガイドラインに基づき、庁内の支援措置情報を必要とする所管課へ情報提供ができ、連携が強化された。</p>	<p>継続実施。</p>	<p>平成 30 年 12 月 1 日現在の支援措置対象者数：1,031 人 ※除票者を除く</p>
<p>DV被害者に対し、同行により生活再建に向けた手続き等を支援することで、DV被害者の自立した社会生活の促進を図ることができた。</p>	<p>継続して、DV被害者への同行支援の充実のため、事業委託を行う。また、制度の周知と利用の促進に向けて、子ども家庭支援センターの担当者にむけた事務説明を行う。</p>	<p>再掲 (課題 8 施策①)</p>
<p>「DV被害者対応職員ハンドブック」の全庁配布及び庁内イントラネットへの掲載を行ったことで、関係所管のみならず、区職員全体のDV被害者対応力の向上を図ることができた。</p>	<p>児童相談所の開設にあたって、「DV被害者対応職員ハンドブック」も適宜改定を行い、全庁に配布を行う。</p>	
<p>DVに関する基礎知識、DV被害の現状や防止への取組み、DV被害者への対応について学び、職員の資質向上を図ることができた。また、様々な所管の職員が同時に学ぶことで、他所管での対応状況に対する理解が深まったため、今後の連携に期待ができる。</p>	<p>平成 31 年度も継続して、全区職員を対象としてDV防止研修を実施する。</p>	
<p>DV被害者の支援に携わる民間団体、区職員、関係機関による連携会議を実施、情報交換や意見交換を行うことで連携を強化することができた。</p>	<p>平成 31 年度も連携強化のため、継続して実施する。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
220	DV防止ネットワーク会議の開催	人権・男女共同参画担当課	区及び関係団体、関係機関等が配偶者からの暴力等の防止並びに被害者の早期発見及び保護をめざし、並びにこれらの問題に対する認識及び相互の連携を図る。	年2回	年2回
221	区民・団体によるDV被害者支援及び支援者養成活動への支援	人権・男女共同参画担当課	DV被害者支援団体連絡会において、DV被害者支援スキルの更なる向上のために研修会を実施	年1回	・初任者(新任・横転者)向け 1回 ・経験者向け 1回
222	要保護児童支援協議会、要保護児童支援地域協議会の開催	子ども家庭課(各総合支所保健福祉センター生活支援課)	関係機関の代表者による全区協議会と、各地域の関係機関による地域協議会を開催し、早期発見を早期支援につなぐための関係機関のネットワークの強化を図った。	・全区2回 ・地域12回 ・テーマ別部会2回 ・進行管理会議18回	・全区2回 ・地域14回 ・テーマ別部会2回 ・進行管理会議18回

施策⑤ 高齢者、障害者の被害者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
223	障害者虐待防止対策	障害施策推進課(各総合支所保健福祉センター保健福祉課)	区民ふれあいフェスタ(障害者雇用促進フォーラム)・自立支援協議会・障害者雇用推進協議会と連携し、情報コーナーや相談コーナーを設置することで区民への発信力の向上を図った。		
224	高齢者虐待対策事業	高齢福祉課(各総合支所保健福祉センター保健福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 被虐待者の入所措置として福祉緊急対応、緊急一時宿泊を実施した。 特別養護老人ホーム入所 短期入所生活介護利用 緊急一時宿泊利用 高齢者虐待対応担当者会 高齢者虐待対策地域連絡会 高齢者虐待対応研修 	<ul style="list-style-type: none"> 年2回 年1回 年3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・24件 ・16件 ・1名6日 ・年2回 ・年1回 ・年3回 (161名参加)

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>区及び関係団体、関係機関等による会議を実施、区の取組み状況の報告や事業の紹介等を行うことで、問題に対する認識を深めてもらうとともに、相互の連携を図ることができた。</p>	<p>平成 31 年度も問題認識や連携強化のため、継続して実施する。</p>	
<p>初任者向けの研修を新たに実施した。DV 被害者支援団体連絡会構成メンバーを中心に、それ以外の区関係所管にも参加を呼びかけ実施することで、DV 被害者支援対応力の強化と連携の促進を図ることができた。</p>	<p>平成 31 年度も、継続して区関係所管に広く参加を呼びかかて実施実施する。</p>	
<p>全区協議会では、「個人情報の取扱いについて～世田谷区要保護児童対策地域協議会～」と「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』から世田谷区の子ども家庭相談を考えるをテーマに、代表者の理解の促進を図ることができた。地域協議会では関係機関の実務担当者がグループワーク等を行うことで、顔の見える関係を作ることができた。</p>	<p>引き続き、全区協議会と地域協議会を開催して、ネットワークの強化を図る。</p>	

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>自立支援協議会等と連携することで、区民に伝えたい事柄を共有し、各イベントでの情報コーナーを整備することで、障害者の虐待に触れる機会の少なかった方々への周知と理解促進をより強化することができた。</p>	<p>継続して周知活動を実施する。関係団体やイベント等の連携方法などをより強化しつつ、引き続き、障害者の虐待防止に向けた区民等への理解促進に努める。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・各施設へ入所措置を行い被虐待者の保護を行うことができた。 ・担当者会、連絡会で前年度の取り組みへの各委員、学識経験者等の意見、今年度の計画の共有ができた。 ・研修を実施し高齢者虐待に対する知識を深めることができた。 	<p>引き続き、被虐待者の施設への入所措置を行う。高齢者虐待対策地域連絡会や高齢者虐待対策検討担当者会を実施、同様に研修も開催し、地域や地区ごとに更なる啓発活動を進めていく予定である。</p>	

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

課題8 DV被害者支援の充実

施策⑥ 男性、性的マイノリティの被害者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
225	家庭相談の実施	各総合支所保健福祉センター生活支援課	毎週月・水・金曜日の午後1～5時(予約制)	2,417件	2,247件
226	DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・DV電話相談(DV被害者のほか、家族、知り合い等の周囲の方々からの相談) ・女性のための悩みごと相談(生き方、家庭や職場などにおける悩みごと等に関する面接相談) ・DV専用相談ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・403件 ・395件 ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・409件 ・382件 ・59件
227	性的マイノリティの相談、居場所事業の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談 ・セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば交流スペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談実績35件 ・参加者延61人 	<ul style="list-style-type: none"> ・92件(年47回) ・65人(年12回)
228	DV被害者への同行支援の充実	人権・男女共同参画担当課	DV被害者の自立した社会生活の促進を図るため、区内に住所を有するDV被害者について、裁判所への同行支援を行った。	1件(人)、計2回 (事前協議1回、同行支援1回)	1件(1人)計5回 (事前協議1回、同行支援4回)
229	DV被害者支援団体との連携	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止ネットワーク会議 ・DV被害者支援団体連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回 ・年2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回 ・年2回
230	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区のおしらせ(12月1日号)情報紙「らぷらす」や区ホームページにおいて周知・啓発を行った。		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>家庭内の困りごとなどについて、調停申し立てや、法律相談を受ける前の問題整理ができる機会として家庭相談を案内し、相談に応じることができた。</p>	<p>継続実施。家族関係が多様化していくなかで、法律的な問題についての助言指導を実施する。</p>	<p>再掲 (課題7 施策②)</p>
<p>相談事業を実施することで、DV被害者が一人で悩むことなく支援につながるよう支援することができた。</p>	<p>平成 31 年度より、「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談を統合して実施する。DV専用相談ダイヤルは、継続して運営する。</p>	<p>再掲 (課題7 施策②) ※男女共同参画センター事業含む</p>
<p>潜在的で深刻化しやすい性的マイノリティのDV被害者が相談しやすい環境を整備することで、支援をすることができた。</p>	<p>継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>DV被害者に対し、同行により生活再建に向けた手続き等を支援することで、DV被害者の自立した社会生活の促進を図ることができた。</p>	<p>継続して、DV被害者への同行支援の充実のため、事業委託を行う。また、制度の周知と利用の促進に向けて、子ども家庭支援センターの担当者にむけた事務説明を行う。</p>	<p>再掲 (課題8 施策①)</p>
<p>それぞれの会議において、DV被害者支援団体を始め、区関係所管、関係機関・団体に区取り組み事業について報告する等情報共有を行ったことで、連携強化を図ることができた。</p>	<p>平成 31 年度も連携強化のため、継続して実施する。</p>	
<p>配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。</p>	<p>今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
231	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成 30 年度の発行内容 ・第 77 号(7 月発行) 内容：死へのプロセスと一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦” ほか ・第 78 号(12 月発行) 内容：たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ ほか	各 4,200 部 (年 2 回)	各 4,200 部 (年 2 回)
232	“らぶらす” 情報紙、HP 等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP 及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・月平均 15 回投稿 ・－	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・月平均 15 回投稿 ・300 通 (年 18 回)
233	男性が相談しやすい相談事業の充実	人権・男女共同参画担当課	平成 30 年度より、男性のための専用相談を開設した。		2 件(年 7 回)

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①)</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>相談の機会が少ない男性に向けて事業を実施し、男女共同参画の実現に向けた環境を整備することができた。</p>	<p>ポスター・PRカードの作成、掲示、配布等により広報活動に注力し、件数を伸ばすよう努める。 男性の相談を受ける機会を増やすため、回数を毎月1回に増やし、実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

課題9 暴力を容認しない意識づくり

施策① 人権尊重と暴力防止の意識づくり

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
234	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成30年度の発行内容 ・第77号(7月発行) 内容：死へのプロセスと一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦” ほか ・第78号(12月発行) 内容：たどり着きたいのは「ありのまままで居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
235	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区のおしらせ(12月1日号)情報紙「らぶらす」や区ホームページにおいて周知・啓発を行った。		
236	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・月平均15回投稿 ・－	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・月平均15回投稿 ・300通 (年18回)
237	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	図書資料を収集した他、男女共同参画センターにて、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(928冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(950冊を新たに収集) ・年6回
238	職員に対する人権研修の実施	人権・男女共同参画担当課	区職員(管理職)に対し、犯罪被害者支援に関する人権問題講演会を実施	48人参加	40人参加

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①)</p>
<p>配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。</p>	<p>今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。</p>	<p>再掲 (課題8 施策⑥)</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。</p>	<p>男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに選書により不要となった図書については、区民への頒布を行うなど、広く普及啓発を行う。また、継続してギャラリー展示を行う。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>職員としての人権課題の認識を深めることができた。</p>	<p>年度ごとに内容を検討しながら、継続して実施する。</p>	

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

課題9 暴力を容認しない意識づくり

施策② 学校における人権教育の推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
239	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	中学生・高校生を対象に、デートDV防止をテーマに、学校出前講座を実施した。	8校 延1,462人	10校 延2,194人
240	区内中学3年生を対象としたデートDV防止啓発小冊子の配布	人権・男女共同参画担当課	区内中学3年生すべてに配布し、デートDV防止の啓発を実施	区内国公立中学校46校、 約6,100部配布	区内国公立中学校46校、 約6,100部配布
241	男女平等教育等の人権教育の推進	教育指導課	各教科等の年間指導計画において計画的に実施		
242	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施	教育指導課	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や児童・生徒への理解について、教員研修で啓発		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>教育委員会及び区内中学・高等学校と連携して、学校出前講座を実施し、人権尊重及び男女共同参画(デートDV)の理解を深めることができた。</p>	<p>継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。</p>	<p>再掲 (課題7 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>区内中学3年生全員を対象に、中学生でも理解がしやすい漫画を主としたデートDV啓発小冊子を配布することで、意識啓発を図ることができた。</p>	<p>平成31年度も若年層への意識啓発を目的として区内中学3年生を対象に配布を行う。</p>	
<p>性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。</p>	<p>引き続き継続的に実施する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策③)</p>
<p>研修参加者の感想より、理解の深まりと各学校での対応の見直し等を図ることができた。</p>	<p>引き続き同様の研修を実施する。特に、夏季研修において、小学校の実践事例を紹介していただくなど、より具体的な取組をイメージできるようにしていく。</p>	<p>再掲 (課題1 施策③)</p>

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

課題9 暴力を容認しない意識づくり

施策③ 性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
243	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成30年度の発行内容 ・第77号(7月発行) 内容：死へのプロセスと一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦” ほか ・第78号(12月発行) 内容：たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
244	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区のおしらせ(12月1日号)情報紙「らぶらす」や区ホームページにおいて周知・啓発を行った。		
245	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・月平均15回投稿 ・-	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・月平均15回投稿 ・300通 (年18回)
246	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	図書資料を収集した他、男女共同参画センターにて、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(928冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(950冊を新たに収集) ・年6回
247	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・離婚をめぐる法律・制度活用講座 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座	・延68人 (年1回) ・延22人 (全6回)	・延41人 (年2回) ・延20人 (全6回)
248	校長会、副校長会、生活指導主任研修会等での説明	教育指導課	校長会・副校長会、生活指導主任研修会等で啓発		
249	虐待防止についての周知啓発	教育指導課	文部科学省及び東京都教育委員会からの通知に基づき、校長会等を通じて全校へ周知した。 平成31年2月に区立幼稚園、小・中学校を対象に虐待に係る実態調査を実施		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①)</p>
<p>配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。</p>	<p>今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。</p>	<p>再掲 (課題8 施策⑥)</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。</p>	<p>男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに選書により不要となった図書については、区民への頒布を行うなど、広く普及啓発を行う。また、継続してギャラリー展示を行う。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>各講座を実施により、DV被害者への支援、DV未然防止のため若年層への働きかけを行うことができた。</p>	<p>継続して、「離婚をめぐる法律講座」「大学生のDV防止ファシリテーター養成講座」を実施する。</p>	<p>再掲 (課題7 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>特に管理職に周知を行うことで、学校全体に暴力防止への意識づくりを推進することができた。</p>	<p>引き続き継続的に実施する。</p>	
<p>子どもに係る虐待防止への理解を深めることができた。 子どもの虐待に係る実態把握ができた。</p>	<p>引き続き継続的に実施する。</p>	

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

課題9 暴力を容認しない意識づくり

施策④ セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等暴力の防止

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
250	女性相談の実施	各総合支所保健福祉センター生活支援課	女性が社会生活を営むうえでの問題全般に応じる中で、DV相談にも対応した。	649件	817件
251	女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・DV電話相談(DV被害者のほか、家族、知り合い等の周囲の方々からの相談) ・女性のための悩みごと相談(生き方、家庭や職場などにおける悩みごと等に関する面接相談) ・DV専用相談ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・403件 ・395件 ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・409件 ・382件 ・59件
252	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	<p>平成30年度の発行内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第77号(7月発行) 内容:死へのプロセスと一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦”ほか ・第78号(12月発行) 内容:たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ほか 	各4,200部(年2回)	各4,200部(年2回)
253	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	<p>情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・月平均15回投稿 ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・月平均15回投稿 ・300通(年18回)
254	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	図書資料を収集した他、男女共同参画センターにて、ギャラリー展示を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集随時(928冊を新たに収集) ・年6回 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集随時(950冊を新たに収集) ・年6回
255	区内大学、企業等への働きかけ	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	<ul style="list-style-type: none"> ・企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を区内大学・企業等に配布し情報提供を行った。 ・社会保険・労働相談におけるハラスメントの相談 	・25件	・35件

H30 の評価	今後の取組み	備考
女性相談の一環として、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談にも対応することができた。	継続実施。女性が自らの意思に基づいて、個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択することができるよう支援していく。	再掲 (課題7 施策②)
相談事業を実施することで、DV被害者が一人で悩むことなく支援につながるよう支援することができた。	平成 31 年度より、「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談を統合して実施する。DV専用相談ダイヤルは、継続して運営する。	再掲 (課題7 施策②) ※男女共同参画センター事業含む
区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1 施策①)
様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。	継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業
男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。	男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに選書により不要となった図書については、区民への頒布を行うなど、広く普及啓発を行う。また、継続してギャラリー展示を行う。	再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業
区内大学・企業等への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。	引き続き、区内大学・企業等への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。	

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

世田谷区基本構想では、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」というビジョンを掲げ取組みを進めています。

また、障害のある女性は、障害に加えて固定的な性別役割分担意識やそれに関連する慣行、さらには暴力等により、複合的に困難な状況に置かれていることがあることに留意が必要であり、男女共同参画社会の実現をめざすことが、「すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築」につながります。

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、貧困等に直面するひとり親家庭や生きづらさを抱える性的マイノリティへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (2026年度)
10	がん検診の受診率	平成27年度 (2015年度) 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	平成29年度 (2017年度) 子宮がん 21.2% 乳がん 20.8%	平成30年度 (2018年度) 子宮がん 21.2% 乳がん 20.9% ※令和元年6月 時点の暫定値	現状以上
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 (2016年度) 9回	平成30年度 (2018年度) 7回	平成30年度 (2018年度) 7回	現状以上
12	「性的マイノリティ」 という言葉の認知度	平成26年度 (2014年度) 70.0%	平成30年度 (2018年度) 70.5%	令和元年度 (2019年度) 73.2%	90%以上

出典 No.10 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.11 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.12 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.10 関連

	子宮頸がん検診の受診率	乳がん検診の受診率
全 国	16.3%	17.4%
東京都	14.3%	17.2%
東京都区部	15.2%	17.9%

厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告(健康増進編)」(平成29年度)

【数値目標に対する評価と課題】

10 子宮がん、乳がん検診の受診率は、プラン策定時より低下したが、子宮がん検診受診率は前年度実績を維持し、乳がん検診受診率は前年度比0.1ポイント上昇した。

- ・ 検診による死亡率減少効果は科学的に証明されており、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点からも、早期発見、早期治療を目的に、検診率を向上させるための取組みを進めていく必要がある。

- 11 養育費相談会の実施回数は、プラン策定時比2回減少した。
- ・相談会では個別相談を実施しており、利用者は、平成29年度(2017年度)25名から、平成30年度(2018年度)56名に増加するとともに、相談会から各地域で実施している家庭相談へつなげることができた。
 - ・今後も、母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせて実施していく必要がある。
- 12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度はプラン策定時比3.2ポイント、前年度比2.7ポイント上昇した。
- ・パートナーシップ宣誓制度が全国20自治体(平成31年(2019年)4月時点)で実施され、区における宣誓者が年間20組(制度開始からの累計87組)となるなど、性的マイノリティの方々に対する認知は進んでいる。
 - ・今後もあらゆる施策を進めるにあたり、性的マイノリティへの配慮がなされていることを確認することが求められる。

【基本目標における課題と平成30年度(2018年度)の実施内容】

- 課題10 性差に応じたところと体の健康支援
 - 区民の疾病予防や健康づくりの推進に向けて、各種の対象者に向けた取組みを実施
保健師による電話・面接・訪問での相談と、関係機関と連携した困難事例への支援、年齢層に合わせた情報発信や講座の開催、区民健診・成人健診の実施、健康づくりグループの活動支援や食育の推進等に取り組むとともに、妊婦健康診査の実施、妊娠期・乳幼児期の食事の相談、両親学級などを通じて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点からの母子の支援や食育を推進した。
- 課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
 - 個別相談者・手当申請者等に各種制度の周知を行うとともに、世帯状況を随時把握し、案内を実施
相談事業の利用者や来庁者に対し、利用できる制度についてあわせて案内を実施し、制度の利用拡大に努めた。
- 課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援
 - 広報誌、HPなどによる周知啓発、各種研修や性的マイノリティ支援者の養成等を実施
セクシュアル・マイノリティ支援者養成研修講座(基礎編 全4回、16講座)を実施した。
区職員を対象とした人権研修や教職員を対象にした人権教育推進に関わる研修を実施した。

【実施内容の評価と今度の取組み】

- 各総合支所健康づくり課で実施する思春期心の健康相談、こころの健康相談、依存症相談等については、いずれも平成30年度(2018年度)の利用者が前年を上回り、休日開催の両親学級は、男性の参加率が増加している。今後も事業への参加を希望する区民が利用できるよう、事業の実施曜日や時間帯について検討していく。
- シングルマザーの居場所事業やひとり親家庭の就労支援事業、母子生活支援施設の利用実績等、事業の利用者数は全体的に減少している。事業の周知の強化、関係機関との情報共有や連携を図り、必要な世帯の利用につなげていく。
- セクシュアル・マイノリティ支援者養成研修講座(基礎編)は延べ997人(修了証授与者34名)が参加し、行政職員や企業の人事担当者、大学関係者の参加も見られた。今年度は、実践編も開催し、支援者の養成を拡大していく。

【参考：平成29年度(2017年度)取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

課題12「性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援」について、性的マイノリティへの就労支援として、相談等の直接的な支援、支援者や区内事業者への啓発等、具体的な取組みを進めるべきである。(平成30年(2018年)12月答申)

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

施策① 疾病予防、健康づくりの推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
256	区民健診	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	食事診断やレーダーチャートを活用した結果返しなど生活習慣の改善につながるよう工夫	各支所月1回	
257	思春期のところと体の普及・啓発・相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	中学生親を対象にした思春期の特徴(心身の変化等)や親子のコミュニケーションについて、講演会を実施		
258	更年期障害等に関する情報発信	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	健康教室で女性の健康に関する講話内容(骨粗しょう症など)での紹介。出前講座等の依頼なし。		
259	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(からだ性と性に関する女性の健康と権利)に関するセミナー	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ところとからだのアサーティブネス&セルフケア講座 ・シネマ de リラックス ・暮らしのなかのアサーティブ・トレーニング講座 ・女性のためのニットカフェ ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示 ・区民企画協働事業(「女性がん患者の身体と心」講演会&交流会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延40人(年1回) ・延17人(年1回) ・- ・延91人(年6回) ・平成30年2~3月 ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・- ・- ・延60人(年3回) ・延121人(年6回) ・平成31年3月1日~3月31日 ・延36人
260	総合型地域スポーツ・文化クラブの支援	生涯学習・地域学校連携課 スポーツ振興財団	子どもから高齢者まで様々な世代の区民がスポーツや文化活動に参加するクラブに対して物品貸付を行った。また学校や地域にクラブの目的や活動を周知した。	8箇所	8箇所
261	配食サービス	高齢福祉課(各総合支所保健福祉センター保健福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者等の身体状況や生活状況に応じた食事を提供 ・配食している法人と連絡会を実施し、高齢者の健康支援等について情報交換 	登録者 398人	登録者 356人
262	会食サービス	高齢福祉課(各総合支所保健福祉センター保健福祉課)	ひとり暮らし高齢者等へ、協力員が調理した食事を地区会館等で提供	登録者 655人	登録者 649人

H30 の評価	今後の取組み	備考
40 歳未満のフリーター、自営業、主婦など、健診を受ける機会のない区民に対し健診機会の提供は必要である。	継続実施予定	
不登校ほか思春期に起こりうる問題について保護者が理解し対応するための予防的な普及啓発は重要である。	継続実施予定	
女性の健康づくりの一環として、今後も機会を捉えて情報発信していくことは必要。	機会があれば実施	
<p>こころと身体の健康について正確な知識・情報を提供し、健康づくりを支援することができた。また、女性が安心・安全に過ごせる場所と時間を提供することで、心身のリラクセスを促し、女性をエンパワーメントすることができた。</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(からだと性に関する女性の健康と権利)に関する展示と、「女性のためのニットカフェ」「アサーティブ・トレーニング講座」の実施に加え、婦人科がん経験者を対象とした居場所事業「女性のためのからだところサロン」を実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>クラブに対する物品貸付を行うことによって、様々な世代が参加するクラブ活動が円滑に活動できるような支援を行えた。学校や地域にクラブの目的や活動を周知することにより、学校との円滑な連携、地域へのクラブの目的や活動の理解促進を図ることができた。</p>	<p>既存のクラブへの物品貸付の継続実施を行う。また学校を拠点とした新規クラブの新設に取り組み、地域コミュニティづくりを図っていく。</p>	<p>再掲 (課題 6 施策②)</p>
<p>高齢者ごとにアセスメントを行うことで、高齢者個々の状況に対応することができた。</p>	<p>今後も、ひとりぐらしや高齢者のみ世帯の高齢者に食事を提供し、健康の保持に努めるとともに、自立生活の継続を促す。</p>	
<p>協力員が調理した食事を、地域の皆と会食することで、社会参加や地域交流の機会が確保できた。</p>	<p>今後も、ひとりぐらしや高齢者のみ世帯の高齢者に、協力員が調理した食事を提供し、社会参加の場を提供し、健康保持に努める。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
263	介護予防に関する普及・啓発、介護予防講座の実施	介護予防・地域支援課	65歳以上の区民を対象として、介護予防・自立支援における社会参加の重要性に関する講演会や介護予防普及啓発講座を開催した。		
264	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)もの忘れ相談	介護予防・地域支援課	身近な福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、認知症に関する様々な相談ができるよう「もの忘れ相談窓口」の設置及び認知症専門相談員を配置し、必要な支援を早期に行えるよう面接、電話、訪問等で対応		
265	世田谷区地域・職域連携推進連絡会における取組み	世田谷保健所健康企画課世田谷保健所健康推進課	区内の地域保健及び職域保健に係る機関の相互連携を推進し、区民の継続的な健康管理を支援するための環境を整備することを目的とした取組みを実施	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会 1回 ・作業部会 3回 ・経営力向上セミナー 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会 1回 ・作業部会 2回 ・経営力向上セミナー 1回
266	成人健診	世田谷保健所健康推進課	対象者に案内を一斉発送	受診者数 1,380件	受診者数 1,438件 (令和元年6月現在)
267	がん検診(肺がん、子宮がん、乳がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん、 口腔がん)及び胃がんリスク(ABC)検査	世田谷保健所健康推進課(各総合支所健康づくり課)(世田谷区保健センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診 ・肺がん検診 ・大腸がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 	<ul style="list-style-type: none"> ・10,075件 ・56,553件 ・53,600件 ・28,721件 ・19,655件 	<ul style="list-style-type: none"> ・10,773件 ・48,101件 ・46,820件 ・27,241件 ・18,584件
268	がん相談コーナー	世田谷保健所健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・対面相談(第2・4土曜日) ・電話相談(第1～4木曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・21件(就労相談3件含む) ・22件(うち専門相談16件、ピア相談6件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・20件(就労相談4件含む) ・15件(うち専門相談8件、ピア相談7件)

H30 の評価	今後の取組み	備考
講演会等の開催により、介護予防・自立支援における社会参加の重要性の普及啓発や、住民主体型サービス等の周知が図れた。	引き続き、講演会や講座の実施により介護予防や社会参加の重要性について普及啓発を図っていく。	
「もの忘れ相談窓口」の相談件数のうち、継続相談の件数は年々増加しており、支援が必要な方への早期対応・早期支援が図られた。	「もの忘れ相談窓口」のさらなる周知及び相談を受ける職員の質の向上を図る。	
「世田谷区地域・職域推進連絡会」において、経済産業省が示す女性の活躍促進の課題を共有し、1子育て世代及び更年期の女性の健康づくりに関する啓発媒体を活用しながら、区内中小企業で働く世代やその家族の健康づくりなどについて検討をすることができた。	引き続き、職場や家庭、地域などの様々な分野において、ライフステージに応じた女性特有の病気や体調の変化が理解され、女性の健康への理解や知識が深まるよう、啓発や理解促進に向けた取組みを進めていく。	
生活支援課と連携し、DV被害者等のように住民登録のない方へも健診のご案内を届けることができ、健康づくりの推進を行うことができた。	継続実施	
女性特有のがんのうち、死亡率減少効果が科学的に証明されている子宮がん、乳がん検診を実施して、性差を考慮した支援を行うことができた。	継続実施	
がんに罹患した家族の介護を行う方や、治療と就労の両立に不安を抱える方の相談に対応できた。	継続実施	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
269	エイズや性感染症の抗体検査・相談対応	世田谷保健所感染症対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・予約不要、匿名、無料でHIV検査を実施 ・夜間検査は6月6日、12月5日の2回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 57件 ・来所相談 2件 ・検査実施件数 780件 ・夜間検査 10～60代 延30人 (年2回実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 73件 ・来所相談 0件 ・検査実施件数 950件 ・夜間検査 10～70代 延39人 (年2回実施)
270	せたがや元気体操リーダー養成	世田谷保健所健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・「せたがや元気体操リーダー」養成講座を開催し、認定リーダーを養成(隔年で開催) ・登録リーダーに対して、研修会と交流会を開催、指導実習を実施 	11名	<ul style="list-style-type: none"> ・上級養成 11名 ・研修会 6回 延282人参加 ・交流会 6回 延276人参加 ・指導実習 30名
271	食育講座等の食育事業の普及・啓発	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)	<p>区民の健康づくりを支援するため、区民、大学、区内事業者等と協働した食育を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区食育ガイドブック活用講座 ・地域における共食を通じた食育推進事業 ・“おいしい適塩等の食体験ができる講座”等による適塩等の普及啓発 ・若い世代の望ましい食習慣の定着や、適正体重の維持の啓発に取り組む大学生食育プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・延156人 (年2回) ・延966人 (年22回) ・延2,075人 (年30回) ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・延91名 (年2回) ・延949名 (年23回) ・延2,075名 (年79回) ・延45名 (年3回実施)
272	学校を中心とした食育推進事業の普及・啓発、健康教育推進研修の実施	教育指導課	世田谷3快プログラム研修において、食育リーダー・保健主任の役割や食育・がん教育の推進の講義・実践発表等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・食育リーダー研修 1回 ・保健主任研修 3回 	4回

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>前年度より相談、検査件数が増加。エイズや性感染症への不安や質問に対し、年代や状況にあわせた対応をすることができた。</p>	<p>継続実施。より多くの方に受検してもらえるよう周知方法を検討する。</p>	
<p>NPO法人健康フォーラムけやき21と連携し、養成したリーダーを地域団体へ派遣し、区民の自主的な健康づくり活動の取組みを支援した。</p>	<p>継続実施。リーダーの指導スキルの維持向上のため、計画的に研修・実習・交流会を開催していく。また、登録リーダー数を維持するため、計画的に新規リーダー養成のための講座を開催していく。</p>	
<p>食育体験をすることにより、自分や、家族の健康づくりのために、食の大切さを実感し、実践に結びつく取組みが実施できた。</p>	<p>継続実施するとともに、高齢期の低栄養予防に取り組む。</p>	
<p>食育の推進や健康教育を実践していくための資質・能力の向上を図ることができた。</p>	<p>引き続き継続的に実施する。</p>	

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

施策② こころの健康対策

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
273	相談体制の充実	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	・保健師による電話、面接、訪問等での相談を実施 ・関係機関と連携しての支援		
274	思春期こころの健康相談(子ども・思春期)	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	思春期に多い不安や悩みから起こるこころの健康相談を実施	132人 (延135人) 各支所年 11～12回、全57回	144人 (延148人) 各支所年 11～12回、全58回
275	こころの健康相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	こころの病を心配している方とその家族・関係者等を対象に医師・保健師による健康相談を実施	234人 (延244人) 各支所年 17～24回、全105回	240人 全108回
276	EPDSを導入した、産後うつ病の早期発見と予防	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	訪問時にEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)等の質問票を用いて母親のメンタルヘルスや育児に関する状況、気持ちを把握し、必要時継続支援へとつなげた。		乳児期家庭訪問からの継続支援 実数 3,644人 継続支援率 50.9%
277	依存症相談(アルコール等)	世田谷・烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課	依存症に関連する問題の明確化と対応の理解を進め、健康回復・社会復帰を図るために、医師等による専門相談(個別相談・家族講座)を予約制で実施 保健師の相談は随時実施	実人数61人、 延63人(2支所、 年17～24回) 同日に家族講座を実施:26人(延131人)(全24回)	実人数62人、 延63人(2支所、 年16～24回) 同日に家族講座を実施:29人(延119人)(全24回)
278	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成30年度の発行内容 ・第77号(7月発行) 内容:死へのプロセスと一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦” ほか ・第78号(12月発行) 内容:たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
279	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区のおしらせ(12月1日号)情報紙「らぶらす」や区ホームページにおいて周知・啓発を行った。		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>保健師による電話、面接、訪問等での相談で生活の改善がみられる事例がある。一方で困難事例も多く、関係機関と連携して支援することは重要。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>思春期に起こりやすいこころの悩みについて、対応方法の助言や医療機関、社会資源紹介へのニーズがあるため必要である。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>こころの病についての理解が深まるように、病気の説明や困りごとの対応方法についての助言などを行った。相談することで対応により変化がみられたり、専門機関などにつながる事例もあった。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>母親の記入した質問票をもとに面接することで、既往歴や家族の協力体制、育児不安や育児負担感、母親の気持ち等を把握することができ、早期介入・支援ができています</p>	<p>継続実施予定</p>	<p>再掲 (課題 5 施策②)</p>
<p>依存症に関連する問題の明確化と対応の助言、医療機関、社会資源の紹介等を実施した。家族講座では対応についての講義やグループワークを実施。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策①)</p>
<p>配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。</p>	<p>今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。</p>	<p>再掲 (課題 8 施策⑥)</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
280	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	<p>情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・月平均15回投稿 ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・月平均15回投稿 ・300通(年18回)
281	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	<p>図書資料を収集した他、男女共同参画センターにて、ギャラリー展示を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集随時(928冊を新たに収集) ・年6回 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集随時(950冊を新たに収集) ・年6回
282	女性のためのこころと身体の健康講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・こころとからだのアサーティブネス&セルフケア講座 ・シネマ de リラックス ・暮らしのなかのアサーティブ・トレーニング講座 ・女性のためのニットカフェ ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示 ・区民企画協働事業(「女性がん患者の身体と心」講演会&交流会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延40人(年1回) ・延17人(年1回) ・- ・延91人(年6回) ・平成30年2~3月 ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・- ・- ・延60人(年3回) ・延121人(年6回) ・平成31年3月1日~3月31日 ・延36人
283	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)もの忘れ相談	介護予防・地域支援課	<p>身近な福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、認知症に関する様々な相談ができるよう「もの忘れ相談窓口」の設置及び認知症専門相談員を配置し、必要な支援を早期に行えるよう面接、電話、訪問等で対応</p>		
284	事業者や医療関係者と連携した普及・啓発	世田谷保健所健康推進課(各総合支所健康づくり課)	<p>思春期のこころの理解、統合失調症の理解と対応、自殺予防、アルコールや薬物など依存症に関する事など、講演会や健康教育を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー講座 ・うつ就労支援講座 ・入院中の方の地域移行に向けた支援検討(講演・事例紹介含) ・依存症セミナー ・地域ネットワークでの講演会・学校教職員を対象にした事例検討会 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者40人 ・参加者83人 ・参加者181人 ・参加者58人 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加延106人 ・- ・参加者181人 ・参加者85人

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。</p>	<p>男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに選書により不要となった図書については、区民への頒布を行うなど、広く普及啓発を行う。また、継続してギャラリー展示を行う。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>こころと身体の健康について正確な知識・情報を提供し、健康づくりを支援することができた。また、女性が安心・安全に過ごせる場所と時間を提供することで、心身のリラクセスを促し、女性をエンパワーメントすることができた。</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(からだと性に関する女性の健康と権利)に関する展示と、「女性のためのニットカフェ」「アサーティブ・トレーニング講座」の実施に加え、婦人科がん経験者を対象とした居場所事業「女性のためのからだところサロン」を実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>「もの忘れ相談窓口」の相談件数のうち、継続相談の件数は年々増加しており、支援が必要な方への早期対応・早期支援が図られた。</p>	<p>「もの忘れ相談窓口」のさらなる周知及び相談を受ける職員の質の向上を図る。</p>	<p>再掲 (課題 10 施策①)</p>
<p>こころの健康づくりに関する啓発活動を、関係機関に向けてあるいは関係機関とともに実施することで、ネットワークの構築につながるとともに、区民のこころの健康づくり理解の促進につながった。特に学校教職員対象の事例検討会は教育と保健医療をつなぐ貴重な機会として意味が大きい。うつ就労支援講座は、精神科クリニック等でのリーワークの実施が進み、一定の役割を達成したとして 29 年度で終了した。</p>	<p>同様に継続予定。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
285	こころの健康づくりに関する講座の開催	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)	精神保健講演会の開催	参加者 延 1,315 人 年 31 回	参加者 延 863 人 年 30 回
286	世田谷区自殺対策協議会の開催	世田谷保健所健康推進課	医療機関・医師会・薬剤師会・警察署・消防署・鉄道会社・支援機関・相談機関・家族会等と自殺対策についての協議を実施する。30年度は令和元年10月の「自殺対策基本方針」の策定準備として、区民意識調査等を実施し、骨子案をまとめた。 ・自殺対策協議会 ・市内自殺対策連絡会およびグリーンサポート事業連絡会 ・ゲートキーパー講座 ・中学生向け啓発冊子配布	・参加者延 101 人 ・ 5,786 部	・参加者延 106 人 ・ 4,120 部
287	こころスペース(思春期の匿名相談)	世田谷保健所健康推進課	思春期のこころの相談を、アクセスしやすい場所で、予約なく匿名で受けられる機会を提供	31 件(年 15 回)	17 件(全 15 回)
288	思春期青年期精神保健部会の開催	世田谷保健所健康推進課 (学校健康推進課)	世田谷区子ども・若者支援協議会の実務者会議として、また思春期・青年期の世代のこころの健康づくりについて協議する場として開催	年 2 回	年 2 回

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>参加人数は目標を達成している状況である。アンケート等からの参加者の講演会に対する満足度も高かった。</p>	<p>同様に継続予定。</p>	
<p>自殺は追い込まれた末の死であり、誰にでも起こりうるこころの危機として、単に精神保健上の問題だけでないと、啓発等を実施してきた。 自殺予防、自殺対策は区の様々な対人サービス事業が関連するものと位置づけて裾野が拡大した。</p>	<p>継続実施。 令和元年 10 月に世田谷区自殺対策基本方針を策定し、引き続き、協議会においても、区の体制整備を進める。</p>	
<p>平日の午後、夕方、夜と時間帯を変えて実施し、匿名・予約なしとして、敷居の低い相談として機能し、健康づくり課の精神保健相談等とは異なる対象が利用できる場になった。継続相談が必要な方は、相談者の同意の上地区担当保健師等につないだ。</p>	<p>夜間の相談者数が少なかったため、令和元年度は午前の時間枠を 2 回設定。</p>	
<p>学校健康推進課と共同事務局として運営することで、教育と保健医療分野との相互理解の場所となった。</p>	<p>継続実施</p>	

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

施策③ 母子の健康支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
289	低所得世帯への出産費補助	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 子ども家庭課	子育ての悩み、不安、子どもの家庭環境の問題、出産費用等の相談を実施	15 件	19 件
290	児童館での出張育児相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	乳幼児健診は各支所で月に数回ずつ実施。医師の診察後に、保護者の希望や必要な方へ保健師、栄養士、心理士による個別相談を行った。 栄養士による離乳食講習会は、各支所で毎月実施。講習会後には、必要に応じて栄養士による個別相談を行った。		
291	食生活・歯科相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊娠期・乳幼児期の食生活や歯と口の健康についての個別相談を実施 ・食生活相談 ・歯科相談	・ 1,209 名 ・ 3,816 名	・ 1,344 件 ・ 3,360 件
292	親子の心身の健康相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	・ 妊娠期面接等のネウボラ・チームによる関わりを通して、妊娠期からの情報も乳児期家庭訪問に活かしている ・ 訪問後は必要時地区担当保健師の支援を実施 ・ 乳幼児健診等の医師の診察後、本人の希望や必要な方に保健師、心理士、栄養士の個別相談		
293	離乳食講習会、4か月、1歳6か月、3歳児健診及び両親学級等の機会での食に関する啓発	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊婦や乳幼児の食生活に関する知識の普及および妊婦とパートナーを対象として、家族の食生活を見直すきっかけとなる生活習慣病予防についての啓発を行う。 ・ 離乳食講習会 ・ ばくばく離乳食講習会 ・ 4か月児健診 ・ 1歳6か月児健診 ・ 3歳児健診 ・ 両親学級	・ 72 回 ・ 28 回 ・ 148 回 ・ 93 回 ・ 111 回 ・ 72 回	・ 72 回 ・ 30 回 ・ 148 回 ・ 96 回 ・ 114 回 ・ 60 回
294	非課税世帯への保健指導票の交付	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	経済的理由により医療機関での保健指導を受けがたい妊婦および乳幼児に対し、診察および検査等必要な保健指導を受けられるよう交付	183 件	201 件

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、女性の生き方に応じた妊娠・出産に関わる選択を尊重し、支援する体制の充実が図られた。</p>	<p>継続実施。今後も経済的理由により、子を産み育てることに関わる権利が損なわれないように努める。</p>	
<p>ほぼ9割近い乳幼児と保護者が来所する乳幼児健診は、健診をきっかけに孤立した育児の辛さや児への心配事等を吐露する母親もいるため、児の発育発達の確認のみでなく虐待予防の視点でも介入できる貴重な機会となっている。離乳食講習会では、簡単な離乳食の作り方や食べさせ方などを両親で共有してもらおう機会となっている。</p>	<p>継続実施予定</p>	<p>再掲 (課題5 施策②)</p>
<p>妊娠期や乳幼児の食事の相談を通じて、生活習慣病などの疾病予防につなげている。また、保護者がむし歯のリスクを理解し、歯に良い生活習慣を身に付ける機会を提供している。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>乳幼児健診は、健診をきっかけに孤立した育児の辛さや児への心配事等を吐露する母親もいるため、児の発育発達の確認のみでなく虐待予防の視点でも介入できる貴重な機会となっている。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>離乳食講習会や各種健診など、様々な機会を通じて、妊婦とそのパートナー、乳幼児の保護者に、食に関する正しい知識を提供することができた。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>経済的な負担軽減をはかり、診察及び検査等、必要な保健指導の機会を提供することで、妊婦及び乳幼児の健康な発育・発達につなげることができた。</p>	<p>継続実施</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
295	児童館事業での食育推進	児童課	全児童館において「食育」をテーマに年間事業計画を策定し、子どもたちのライフステージに合わせたクッキング事業を実施		全児童館 25 館
296	世田谷版ネウボラ（妊娠期からの切れ目のない子育て支援）	子ども家庭課 世田谷保健所健康推進課 （各総合支所保健福祉センター健康づくり課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期面接数 ・ 母子保健コーディネーター定数補充 ・ 子育て応援相談員 ・ 地域子育て支援コーディネーター《ひろば型》 ・ せたがや子育て利用券登録事業者 ・ ネウボラ・チームによる医療機関への訪問 ・ 世田谷版ネウボラ推進協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7,213 件 ・ 17 名 ・ 13 名 ・ 4 か所 ・ 143 事業者 ・ 19 か所 ・ 4 回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7,062 件 ・ 18 名 ・ 13 名 ・ 6 か所 ・ 191 事業者 （区内：125 事業者、区外：66 事業者） ・ 37 か所 ・ 3 回開催
297	母子健康手帳の交付	世田谷保健所健康推進課（各総合支所保健福祉センター健康づくり課）（各出張所・まちづくりセンター等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠届による交付 ・ その他（再交付等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8,505 件 ・ 265 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7,824 件 ・ 225 件
298	妊婦健康診査	世田谷保健所健康推進課	交付件数は同上。	受信延件数 95,197 件	受診延件数 90,468 件 初回受診率 93.8%
299	妊娠高血圧症候群等医療助成	世田谷保健所健康推進課 （各総合支所保健福祉センター健康づくり課）	妊娠高血圧症候群等にかかり支給要件に該当する妊婦に対し、入院医療費を助成	申請 8 件	申請 7 件
300	母親学級・両親学級の開催	世田谷保健所健康推進課 （各総合支所保健福祉センター健康づくり課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各総合支所で月 1 回ずつ、計 60 回実施 ・ 休日開催の講座（67 回実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,360 人（うち男性 609 人、44.7%） ・ 3,117 人（うち男性 1,544 人、49.5%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2,259 人（うち男性 641 人、28.3%） ・ 3,053 人（うち男性 1,523 人、49.8%）

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>健康世田谷プランに基づき、総合支所健康づくり課とも連携し、食育を通して健康支援に寄与するとともに、会食では異年齢児間の交流も行った。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>妊娠期面接の面接実施率は着実に上昇している。 せたがや子育て利用券への事業参加を地域の子育て活動団体等へ呼びかけを行うことで、区内の登録事業者が増え、地域で子育てを支える環境が充実した。 地域における身近で気軽な相談支援体制の充実として、利用者支援事業(地域子育て支援コーディネーターひろば型)をさらに 2 か所事業を開始した。 外部有識者による世田谷版ネウボラ推進協議会を開催し、世田谷版ネウボラの取組みの課題を議論し、地域で子育てを応援する気運醸成の取組みの検討など充実を図った。</p>	<p>母子保健システムの導入など、ネウボラ・チームによる相談支援のさらなる充実を図る。 地域における子育てを応援する気運醸成(世田谷版WEラブ赤ちゃんプロジェクト)を図る。 妊娠や子育て家庭を地域で支えるためのさらなる地域資源の充実を図る。</p>	<p>再掲 (課題 5 施策②)</p>
<p>世田谷区オリジナルの母子保健バッグは好評。内容の説明等窓口職員にも周知した。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>子どもを産み育てる性の心身の負担の把握に努め、必要な支援につなげる一助として活用できた。 医療機関との連携の一助として、具体的内容を話せる機会とした。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>子どもを産み育てる性の心身の負担の把握に努め、必要な支援につなげる一助として活用できた。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>平日参加の減少を抑えるため、別途対策を検討していく必要がある。実施回数は不足はないと考える。 男性参加者の参加率は増える傾向であり、家族で子育てを考えるスタートとして利用されていると考えられる。 パートナーだけでなく、周囲の支援者向けの講座等も必要。</p>	<p>継続実施 父親等への支援の視点を入れていく</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
301	乳幼児健康診査	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・3～4か月児健診 ・1歳6ヶ月児歯科健診 ・3歳児健診 これらの受診率はおよそ90～95%である。 <ul style="list-style-type: none"> ・経過観察健診 ・精密検査受診票を発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・148回 ・93回 ・111回 <ul style="list-style-type: none"> ・60回 ・乳児178件 幼児448件 	<ul style="list-style-type: none"> ・148回 ・96回 ・111回 <ul style="list-style-type: none"> ・60回 ・乳児230件 幼児494件
302	不妊治療費の助成	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	東京都の助成の対象拡大や不妊検査費用の助成等制度の変更があった。区としては、不妊治療助成の対象は拡大するが、検査の助成は行わない。	1,375件	1,070件
303	家庭教育学級での保護者への食育推進	生涯学習・地域学校連携課	食育に関する講座の実施	41回	67回

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>すべての子どもに対して、健康的な生活の基礎となる健康診査の機会を提供し、保護者とともに家庭養育の状況を確認でき、必要な支援へのつながりができた。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>昨年度から申請数が減少した。不妊治療費の経済的負担の軽減として認知されている。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>共通テーマに基づき、食育推進を行うことができた。 家庭教育学級で学んだ食育の知識を各家庭でも活用されることが期待される。</p>	<p>今後も家庭教育学級を通じて、食育の重要性について学ぶ機会を提供していく。</p>	

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

施策④ 年代に応じた性教育の普及

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
304	エイズ予防啓発活動	世田谷保健所感染症対策課	第2庁舎1階ロビーにて、12月1日世界エイズデーに合わせてエイズ予防啓発のロビー展を実施。 実施期間：11/26～12/7		
305	学園祭やイベント会場でのキャンペーン	世田谷保健所感染症対策課	区内の学校へ感染症予防啓発のポスターを配布及び掲示 ・区内高校 ・区内大学・短大	・38校 ・17校	・38校 ・17校
306	差別や偏見をなくすためのPR活動	世田谷保健所感染症対策課	HIV・性感染症検査会場にて避妊具の展示・配布 展示場所を工夫した。		
307	エイズ/性感染症相談・検査の実施、充実	世田谷保健所感染症対策課	予約不要、匿名、無料でHIV検査を実施 ・電話相談 ・来所相談 ・検査実施件数 ・夜間検査	・57件 ・2件 ・780件 ・延30人 (年2回)	・73件 ・0件 ・950件 ・延39人 (年2回)
308	学校への計画的な保健師等の派遣	世田谷保健所感染症対策課	・助産師等専門職による研修として、「いのちと性の健康教育」をテーマに要請があった中学校で実施 ・区立小・中学校の教職員を対象に児童・生徒のこころやからだについて理解を深めてもらうため、教職員向けの研修を実施	・7校、 延797人 ・30名	・6校、 延699人 (資料のみ提供1校265人) ・48名
309	予防啓発用媒体・資料の貸し出し、配布	世田谷保健所感染症対策課	区立中学3年生へ感染症予防のための「HAPPY HANDBOOK」を配布(私立・国立中学および区内高校へはサンプルを送付、希望があれば配布した。) ・区立中学校 ・私立・国立中学校 ・私立・都立・国立高校	・29校 3,665部 ・22校 1,640部 ・38校 590部	・3,790部 ・22校 1,710部 ・38校 980部
310	性教育の推進	教育指導課	体育・保健体育の年間指導計画において、計画的に実施		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>第2庁舎ロビーに展示したことにより、普段エイズに関心のない方にも知ってもらえる機会となった。期間中展示したメッセージボードには、来庁者から多くのメッセージをもらった。また、啓発グッズの配布も好評で、関心の持続に寄与することができた。</p>	<p>継続実施。より関心を持ってもらえるよう展示の工夫に努める。</p>	
<p>H I V ・性感染症の検査案内のポスターを学校内に掲示したことにより、多くの学生の目に触れ、H I V 検査を知るきっかけづくりができた。</p>	<p>継続実施、より学生の関心を高められるよう、内容を検討する。</p>	
<p>検査会場で避妊具の展示場所をトイレの前等、必ず通るが他人の視線が届かないところに展示することにより、手に取りやすく持ち帰る方が多くいた。また、カウンセリングの際、説明しながら配布するなど、性感染症予防の啓発につながった。</p>	<p>継続実施。より関心を持ってもらえるよう展示の工夫に努める。</p>	
<p>前年度より相談、検査件数が増加。エイズや性感染症への不安や質問に対し、年代や状況にあわせた対応をすることができた。</p>	<p>継続実施。より多くの方に受検してもらえるよう周知方法を検討する。</p>	
<p>実施後、生徒へのアンケート結果によると、おおよそ9割超の生徒が内容を理解し良かったと回答した。教職員研修においても、おおよそ9割超の教職員が児童・生徒指導に役に立つと回答しており、研修の成果を感じることができた。</p>	<p>継続実施。研修内容については各学校の意見等を踏まえて実施する。</p>	
<p>エイズも含めた感染症全般の予防啓発について、生徒向けにわかりやすい表現にした冊子を作成し、区立のみならずより広範囲に普及啓発を行うことができた。</p>	<p>継続実施。内容については、適宜見直しに努める。</p>	
<p>体の発育・発達について、思春期の体の変化などについて、理解を深めることができた。</p>	<p>平成31年3月に東京都教育委員会が作成した「性教育の手引き」を活用した授業実践を行っていく。</p>	

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 1 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

施策① ひとり親家庭への相談・情報提供の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
311	家庭相談の実施	各総合支所保健福祉センター生活支援課	毎週月・水・金曜日の午後1～5時(予約制)	2,417件	2,247件
312	シングルマザー支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・シングルマザーのほっとサロン(シングルマザーのためのグループ相談会) ・シングルマザー応援フェスタ(講演会、相談会、情報提供等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延38人 ・570人 	<ul style="list-style-type: none"> ・延27人(年6回) ・426人
313	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成30年度の発行内容 ・第77号(7月発行) 内容:死へのプロセスと一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦”ほか ・第78号(12月発行) 内容:たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ほか	各4,200部(年2回)	各4,200部(年2回)
314	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区のおしらせ(12月1日号)情報紙「らぶらす」や区ホームページにおいて周知・啓発を行った。		
315	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・月平均15回投稿 ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・月平均15回投稿 ・300通(年18回)
316	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	図書資料を収集した他、男女共同参画センターにて、ギャラリー展示を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集随時(928冊を新たに収集) ・年6回 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集随時(950冊を新たに収集) ・年6回
317	シングルマザーのための居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・シングルマザーのほっとサロン(シングルマザーのためのグループ相談会) ・シングルマザー応援フェスタ(講演会、相談会、情報提供等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延38人 ・570人 	<ul style="list-style-type: none"> ・延27人(年6回) ・426人

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>家庭内の困りごとなどについて、調停申し立てや、法律相談を受ける前の問題整理ができる機会として家庭相談を案内し、相談に応じることができた。</p>	<p>継続実施。家族関係が多様化していくなかで、法律的な問題についての助言指導を実施する。</p>	<p>再掲 (課題7 施策②)</p>
<p>シングルマザー(プレシングルマザー＝離婚準備中・検討中を含む)のための支援講座を実施することで、ひとり親家庭の自立支援を図ることができた。</p>	<p>グループ相談会については名称を変更して実施し、より多くの方に参加いただけるよう周知に努める。シングルマザー応援フェスタについては、継続して実施予定。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①)</p>
<p>配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。</p>	<p>今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。</p>	<p>再掲 (課題8 施策⑥)</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。</p>	<p>男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに選書により不要となった図書については、区民への頒布を行うなど、広く普及啓発を行う。また、継続してギャラリー展示を行う。</p>	<p>再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>シングルマザー(プレシングルマザー＝離婚準備中・検討中を含む)のための支援講座を実施することで、ひとり親家庭の自立支援を図ることができた。</p>	<p>グループ相談会については名称を変更して実施し、より多くの方に参加いただけるよう周知に努める。シングルマザー応援フェスタについては、継続して実施予定。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
318	子ども家庭支援センターによる支援	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課) (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	相談者の意向を確認し自己決定に基づき支援した。 ・DV相談件数 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数	・1,311件 ・45件	・1,169件 ・47件
319	養育費相談会	子ども家庭課 人権・男女共同参画担当課	離婚を考えている方やひとり親等を対象に、養育費に関する周知啓発の講義を含めた個別相談会を実施した。	25名 (年9回)	56名 (年7回)

施策② ひとり親家庭の親への就労支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
320	母子・父子自立支援プログラム	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	母子・父子自立支援プログラム策定員と母子・父子自立支援員が、自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携しながら就業支援を実施	・相談件数 22件 ・プログラム策定件数 15件	・相談件数 20件 ・プログラム策定件数 8件
321	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	就業に必要な教育訓練講座を受講した場合に、経費の一部を支給	4件	1件
322	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	就業に有利な資格取得を促進し、生活の負担軽減を図るため、受講期間の一定期間について支給	25件	22件
323	ひとり親家庭等の高等卒業程度認定試験合格支援事業	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受講したとき、経費の一部を支給		0件

H30 の評価	今後の取組み	備考
多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明をして、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	再掲 (課題7施策③)
各総合支所の家庭相談員が個別相談を実施し、相談会からさらに各地域で実施している家庭相談へつなげることが出来た。	引き続き、区民への広報活動を行い、事業の周知を行う。また、人権・男女共同参画担当課とも連携を図り、広く周知を行う。	

H30 の評価	今後の取組み	備考
ひとり親家庭の個々の状況に寄り添いながら、経済的自立に向けて、ハローワークと連携を図りながら就業支援を行った。	引き続き、関係機関と連携を図りながら、自立支援プログラムを策定し、ひとり親家庭の就業を支援する。	
29年度の制度の一部改正において、雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方も本事業の支給対象になったこと等から、28年度と比較して事前相談件数が増加したと思われる。	引き続き区民への周知を行いながら、ひとり親家庭の就業を支援する。	
28年度と比較して新規申請者数は減少したが、区報等で事業周知を図りながら、就業に有利な資格取得を促進し、ひとり親家庭の生活の負担軽減のため、給付金を支給した。	引き続き区民への周知を行いながら、ひとり親家庭の就業を支援する。	
チラシ・区報・Twitter等で事業周知を図り、子ども家庭支援センターへの相談はあったものの、受講中の費用負担が大きいこと等から、実績には繋がらなかった	引き続き区民への周知を行い、実績につなげる。	

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 1 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

施策③ ひとり親家庭への生活支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
324	児童扶養手当	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	ひとり親家庭等の状況に応じて迅速かつ長期的な経済的支援を行った。また、申請時や年1回の現況届時にひとり親支援施策の周知を徹底した。	平成30年3月末受給者数2,994人	平成31年3月末受給者数2,895人
325	児童育成手当	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	ひとり親家庭等の状況に応じて迅速かつ長期的な経済的支援を行った。また、申請時や年1回の現況届時にひとり親支援施策の周知を徹底した。	平成30年3月末支給対象児童数6,910人	平成31年3月末支給対象児童数6,718人
326	ひとり親家庭等医療費助成	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	ひとり親家庭等の状況に応じて迅速かつ長期的な経済的支援を行った。また、申請時や年1回の現況届時にひとり親支援施策の周知を徹底した。	対象者数7,764人	対象者数7,565人
327	母子及び父子福祉資金等貸付	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課(生活福祉担当課)	経済的に困窮するひとり親家庭への支援を行った。	286件	454件
328	母子生活支援施設入所	子ども家庭課(各総合支所保健福祉センター生活支援課)	関係機関と連携しながら、区内にある母子生活支援施設3施設で、ひとり親の支援を実施した。	21人(3施設)	13人(3施設)
329	ひとり親等家事援助ホームヘルパーの訪問	子ども家庭課(各総合支所保健福祉センター生活支援課)	小学3年生以下の児童を扶養する日常生活の自立が困難なひとり親家庭を対象 ・延利用時間数 ・利用回数 ・利用実世帯	・2,900時間 (内訳：時間内734時間、時間外2,166時間) ・1,260回 ・30世帯	・2,371時間 (内訳：時間内367時間、時間外2,004時間) ・1,003回 ・27世帯

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>家庭相談やDV相談においても相談員と連携して制度周知を行うことができた。また、住民記録情報と連携して世帯の状況を随時把握し、的確な案内ができた。</p>	<p>特に、母子世帯は父子世帯に比べて収入が低く、経済的に困窮するケースが少なくないが、父子世帯に対する経済的支援も必要となっている。ひとり親家庭が安定した生活を営むまでの長期的な支援を継続していく。</p>	
<p>家庭相談やDV相談においても相談員と連携して制度周知を行うことができた。また、住民記録情報と連携して世帯の状況を随時把握し、的確な案内ができた。</p>	<p>特に、母子世帯は父子世帯に比べて収入が低く、経済的に困窮するケースが少なくないが、父子世帯に対する経済的支援も必要となっている。ひとり親家庭が安定した生活を営むまでの長期的な支援を継続していく。</p>	
<p>家庭相談やDV相談においても相談員と連携して制度周知を行うことができた。また、住民記録情報と連携して世帯の状況を随時把握し、的確な案内ができた。</p>	<p>特に、母子世帯は父子世帯に比べて収入が低く、経済的に困窮するケースが少なくないが、父子世帯に対する経済的支援も必要となっている。ひとり親家庭が安定した生活を営むまでの長期的な支援を継続していく。</p>	
<p>ひとり親家庭の父母が扶養している児童の就学支度資金や修学資金を中心に支援を行なうとともに、父母の技能修得や住居確保等に資金融資を行った。このことで、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援し、扶養している児童の福祉を増進することが出来た。</p>	<p>継続実施。ひとり親世帯のうち経済的に困窮している世帯を支援することで、世帯の経済的自立を促し、貧困の連鎖を防ぐことができることから、今後も支援の充実に努める。</p>	
<p>関係機関との情報共有・連携を図りながら、各母子生活支援施設においてひとり親の母が自立に向けた支援を実施することができた。</p>	<p>関係機関との情報共有と連携を図りながら、引き続きひとり親の母の支援を行う。</p>	
<p>委託料単価を増額したが、利用者のニーズにあった曜日や時間帯にサービスを提供できる受託事業者やヘルパーの不足は続き、実績が平成29年度を下回った。</p>	<p>引き続き事業に参入する事業者をさまざまな機会をとらえて募集し、受託事業者数増につなげる。</p>	

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 1 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

施策④ ひとり親家庭の子どもへの支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
330	ひとり親家庭等の 子どもの学習支援 事業	子ども家庭課	学習習慣の定着と苦手科目の克服をめざし学習支援を実施 ・登録生徒数計 ・参加生徒累計 ・参加ボランティア累計	・90名 ・1,004名 ・954名	・77名 ・873名 ・758名
331	ひとり親家庭等の 高等卒業程度認定 試験合格支援事業	子ども家庭課 (各総合支所保健 福祉センター生活 支援課)	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受講したとき、経費の一部を支給		0件
332	教育相談	教育相談・特別支援教育課	・教育相談室：心理教育相談員が集団への適応や発達、性自認等に関して悩みを抱える幼児・児童・生徒及び保護者からの相談に対し、心理的な支援を実施。 また、学校からの相談に対し、スクールソーシャルワーカーを中心として、ひとり親家庭等が抱える福祉的課題の解決に向けても支援を実施。 ・区立小中学校：スクールカウンセラーが教員や関係機関と連携しながら同様の支援を実施。		・教育相談回数 15,984回 ・学校支援件数 1,667件 ・スクールカウンセラー相談回数 93,352回

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>関係機関との情報共有・連携を図りながら子どもたちの個々のペース、課題解決に向けて寄り添った学習支援を実施することが出来た。</p>	<p>関係機関との連携を図りながら、引き続きひとり親家庭等の子どもたちの学習習慣の定着や苦手科目等の克服を目指す。</p>	
<p>チラシ・区報・Twitter 等で事業周知を図り、子ども家庭支援センターへの相談はあったものの、受講中の費用負担が大きいこと等から、実績には繋がらなかった</p>	<p>引き続き区民への周知を行い、実績につなげる。</p>	<p>再掲 (課題 11 施策②)</p>
<p>スクールソーシャルワーカーの活用と学校への積極的周知により、ひとり親家庭等が抱える福祉的な課題解決に向けた学校支援の要請が増加し、スクールカウンセラーなどと連携して児童・生徒とその保護者へ適切な支援を行うことができた。</p>	<p>31 年度より心理教育相談員を 1 名増員し、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携した学校内外の相談体制の一層の強化に取り組んでいく。</p>	

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 2 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

施策① 就労・災害時等における性的マイノリティへの支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
333	地域防災計画への配慮等の取組みの位置づけ	災害対策課	平成 29 年度に取組み終了		
334	性的マイノリティの相談・居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課	・「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談、交流スペース」の実施	・電話相談 35 件 ・交流スペース 延 61 人	・電話相談 92 件 (年 47 回) ・交流スペース 延 65 人 (年 12 回)
335	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	平成 30 年度は事前予約、定期相談をあわせて 368 名の相談があった。うち女性の相談が 233 名で、全体の 6 割強を占めた。相談内容は様々だが、労働法関連や雇用保険、ハラスメントなどに関する相談が多かった。	343 名 (うち女性 220 人)	368 名 (うち女性 233 名)

H30 の評価	今後の取組み	備考
	<p>次回の地域防災計画に向け、より充実した性的マイノリティ等の多様な視点を盛り込めるよう、新たな課題の抽出に努めていく。</p>	
<p>当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方からの相談に応じることで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図ることができた。</p>	<p>継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>平成 29 年度より、相談者を増加させることができた。相談したことによって悩みや疑問を解消できたとの声もいただけた。</p>	<p>継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民及び事業者に利用してもらえるように努める。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策⑤)</p>

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 2 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

施策② 性的マイノリティへの理解の促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
336	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区のおしらせ(12月1日号)情報紙「らぶらす」や区ホームページにおいて周知・啓発を行った。		
337	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	平成 30 年度の発行内容 ・第 77 号(7 月発行) 内容：死へのプロセスと一緒に歩いていけるパートナー、それが“夫婦” ほか ・第 78 号(12 月発行) 内容：たどり着きたいのは「ありのままに居心地のいい関係」～誠実で信頼できる社会もそこから生まれる～ ほか	各 4,200 部 (年 2 回)	各 4,200 部 (年 2 回)
338	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	図書資料を収集した他、男女共同参画センターにて、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(928 冊を新たに収集) ・年 6 回	・図書資料の収集 随時(950 冊を新たに収集) ・年 6 回
339	“らぶらす” 情報紙、HP 等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP 及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・月平均 15 回投稿 ・-	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・月平均 15 回投稿 ・300 通 (年 18 回)
340	性的マイノリティ理解講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・セクシュアル・マイノリティフォーラム(全 1 回) パネルディスカッション、分科会、交流会等 ・セクシュアル・マイノリティ支援者養成研修講座(基礎編 全 4 回 16 講座)	・延 503 人 ・-	・延 435 人 ・延 997 人

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。</p>	<p>今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。</p>	<p>再掲 (課題 8 施策⑥)</p>
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策⑤)</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。</p>	<p>男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに選書により不要となった図書については、区民への頒布を行うなど、広く普及啓発を行う。また、継続してギャラリー展示を行う。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策⑤) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>講演会や分科会を開催することで、性的マイノリティについての正しい知識を提供するとともに、当事者や支援者と交流を図る機会を提供することで、性的マイノリティへの理解促進に寄与することができた。また、支援者養成研修講座の開催により、性的マイノリティの相談や支援を行う人材の育成を行うことができた。</p>	<p>継続して、性的マイノリティ理解促進のための講座を実施する。支援者養成講座については、基礎編に加え、実践編(全 4 回)を実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 2 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

施策③ 同性パートナーシップに関する取組み

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
341	世田谷区パートナーシップ宣誓の取組み	人権・男女共同参画担当課	同性カップルである区民がその自由な意思によるパートナーシップの宣誓を区長に対して行い、同性カップルの気持ちを区が受け止め、区長名の宣誓書受領証を交付	19件	平成30年度：20件 (平成27年度：25件、平成28年度23件、平成29年度19件)
342	世田谷区パートナーシップ宣誓の取組みの関係機関への働きかけ	人権・男女共同参画担当課	条例PRリーフレットの配布や、男女共同参画情報紙「らぶらす」、区内事業者等むけ広報誌「せたがやエコノミックス」への条例周知記事の掲載により、性的マイノリティに対する理解や支援を呼びかけた。		条例PRリーフレットの配布により関係所管に性的マイノリティ支援を呼びかけ
343	住まいの確保の支援	住宅課	区営、区立住宅募集において、同性者を入居資格対象者として実施している。		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>パートナーシップ宣誓の取組みを継続して実施することで、当事者の気持ちを受け止めると同時に、広く区民へもLGBTに関する理解促進を図ることができた。</p>	<p>継続して実施する。</p>	
<p>パートナーシップ宣誓の取組みについて継続して情報発信することで、広く理解促進を図ることができた。</p>	<p>状況に応じ、継続して実施する。</p>	
<p>申し込める環境は整備できているので、申し込みがある場合には適切に取り扱っていく。</p>	<p>平成 31 年度以降の募集においても同様の内容で実施する。</p>	

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 2 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

施策④ 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
344	こころの健康相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	こころの病を心配している方とその家族・関係者等を対象に医師・保健師による健康相談を実施	234人 (延244人) 各支所年17～24回、全105回	240人 全108回
345	思春期こころの健康相談(子ども・思春期)	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	思春期に多い不安や悩みから起こるこころの健康相談を実施	132人 (延135人) 各支所年11～12回、全57回	144人 (延148人) 各支所年11～12回、全58回
346	性的マイノリティの相談・居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課	・「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談、交流スペース」の実施	・電話相談35件 ・交流スペース延61人	・電話相談92件(年47回) ・交流スペース延65人(年12回)
347	こころスペース(思春期の匿名相談)	世田谷保健所健康推進課	思春期のこころの相談を、アクセスしやすい場所で、予約なく匿名で受けられる機会を提供	31件(年15回)	17件(全15回)
348	教育相談	教育相談・特別支援教育課	・教育相談室：心理教育相談員が集団への適応や発達、性自認等に関して悩みを抱える幼児・児童・生徒及び保護者からの相談に対し、心理的な支援を実施。 また、学校からの相談に対し、スクールソーシャルワーカーを中心として、ひとり親家庭等が抱える福祉的課題の解決に向けても支援を実施。 ・区立小中学校：スクールカウンセラーが教員や関係機関と連携しながら同様の支援を実施。		・教育相談回数15,984回 ・学校支援件数1,667件 ・スクールカウンセラー相談回数93,352回

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>こころの病についての理解が深まるように、病気の説明や困りごとの対応方法についての助言などを行った。相談することで対応により変化がみられたり、専門機関などにつながる事例もあった。</p>	<p>継続実施予定</p>	<p>再掲 (課題 10 施策②)</p>
<p>思春期に起こりやすいこころの悩みについて、対応方法の助言や医療機関、社会資源紹介へのニーズがあるため必要である。</p>	<p>継続実施予定</p>	<p>再掲 (課題 10 施策②)</p>
<p>当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方からの相談に応じることで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図ることができた。</p>	<p>継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。</p>	<p>再掲 (課題 12 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>平日の午後、夕方、夜と時間帯を変えて実施し、匿名・予約なしとして、敷居の低い相談として機能し、健康づくり課の精神保健相談等とは異なる対象が利用できる場になった。継続相談が必要な方は、相談者の同意の上地区担当保健師等につないだ。</p>	<p>夜間の相談者数が少なかったため、令和元年度は午前の時間枠を 2 回設定。</p>	<p>再掲 (課題 10 施策②)</p>
<p>スクールソーシャルワーカーの活用と学校への積極的周知により、ひとり親家庭等が抱える福祉的な課題解決に向けた学校支援の要請が増加し、スクールカウンセラーなどと連携して児童・生徒とその保護者へ適切な支援を行うことができた。</p>	<p>31 年度より心理教育相談員を 1 名増員し、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携した学校内外の相談体制の一層の強化に取り組んでいく。</p>	<p>再掲 (課題 11 施策④)</p>

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 2 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

施策⑤ 区職員・教育分野等における理解促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
349	介護職員研修による理解促進	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、世田谷区福祉人材育成・研修センターの新任者向けの4つの研修でリーフレットを配付 区内介護サービス事業所への集団指導において、参加者にリーフレットを配付 世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、「多様性を認め合いより良い支援を目指して～性的マイノリティの理解のために～」研修を新たに実施した。 	67 研修、約 2,100 名、職能団体約 100 名、合計約 2,200 名に配付	<ul style="list-style-type: none"> 4 研修 約 140 名 集団指導参加者 約 380 名 研修受講者 46 名
350	職員に対する研修の実施	世田谷保健所健康推進課 人権・男女共同参画担当課	職員向けに性的マイノリティ理解促進研修を実施し、受講者には性的マイノリティ支援(ALLY)パッチを配付 自殺対策実務者連絡会において、自殺対策につながる支援職員の育成を実施している。	100 人	性的マイノリティ研修 100 人 実務担当者連絡会 27 人
351	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施	教育指導課	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や、児童・生徒への理解について、教員研修で啓発		
352	実践的な人権教育の計画的な実施	教育指導課	平成 31 年度(2019 年度)の教育課程届出においても、人権教育全体計画に人権課題として「性同一性障害者」「性的指向」を取り入れるよう周知		
353	性的マイノリティの理解の授業のための教材の検討	教育指導課	平成 29 年度に作成した性的マイノリティの理解の授業のための教材を活用した授業公開を実施		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>性的マイノリティ等多様な性に関し基本的な知識を身につけると共に、普段の業務に活かすことができるような研修を実施することができた。</p>	<p>引き続き、世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、「性的マイノリティ」に関する研修を実施する等、理解促進に努めていく。</p>	
<p>毎年繰り返し職員に研修を実施することで、一人ひとりの理解を促進するとともに、所属での伝達により職場の多様な性へ配慮し支援する体制づくりの継続につながった。</p>	<p>同様に継続予定</p>	
<p>研修参加者の感想より、理解の深まりと各学校での対応の見直し等を図ることができた。</p>	<p>引き続き同様の研修を実施する。特に、夏季研修において、小学校の実践事例を紹介していただくなど、より具体的な取組をイメージできるようにしていく。</p>	
<p>意図的・計画的に性的マイノリティ等多様な性への理解促進を図ることができた。</p>	<p>引き続き、推進していく。</p>	
<p>区立中学校全校で、性的マイノリティ理解の授業内容が、同水準で行えるようになった。</p>	<p>各校で新たな教材を活用した授業が行えるように啓発していく。</p>	

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

【平成30年度（2018年度）の取組みと評価】

- 男女共同参画の推進の拠点施設として活動するにあたり、センターの基本機能である「相談」「講座」「情報収集・提供」の3事業の一体的活用と、地域との協働・連携をめざし、各種事業を実施した。また新規事業として、セクシュアル・マイノリティ支援者養成研修講座を実施した。
- 平成30年度（2018年度）に見直しを行った相談事業について、相談員との打ち合わせや研修を行い、相談の質の向上を目指すとともに、相談事業についての拡大カンファレンスを実施した。また、次年度以降の相談事業の内容・構成・時間帯などについて改編準備を行った。
- 「せたがや防災NPOアクション」への参加、インターンシップ等を通じた区内大学との連携等を進め、地域の取組みの支援や意識啓発の推進を図った。あわせて、NPO、グループ、団体等との連携・協働による男女共同参画講座を開催した。

これらの取組みにより、相談事業を男女共同参画センターらぶらす運営事業に組み入れ一元的に委託することで、相談、講座、情報収集・提供を有機的につなげられるようにした。また、区民企画の主体的な活動拠点としての充実を図り、男女共同参画を推進した。

方策2 区職員の男女共同参画推進

【平成30年度（2018年度）の取組みと評価】

- ハラスメントに関する基本方針に基づき、区長部局が平成29年度（2017年度）までに設置したハラスメント苦情・相談窓口（課長級）に寄せられた苦情・相談は平成30年度に8件（前年度4件）となり、区立小・中学校内及び教育指導課に設置したセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口についても周知を図っている。また、職場のハラスメント防止研修の実施等により、ハラスメントの防止に取り組んだ。
- 庁内の管理監督的立場の女性の登用に向け、平成29年度（2017年度）より育児休業中の昇任選考受験を可能としたことにより、平成30年度（2018年度）は合計で18人（前年度23人）が受験した。
- 特定事業主行動計画目標において管理監督的立場における女性職員の割合目標を明確にするとともに、取組み実績を公表している。あわせて、区外郭団体の理事の女性比率の確認も行った。また、区職員の仕事と生活の両立支援に向けて、新たな超過勤務ルールの導入を令和元年（2019年）7月より実施し、関係ルールの策定・庁内への周知などを実施した。

これらの取組みにより、男女共同参画施策の総合的な推進に向け、区職員・区教職員の男女平等意識の向上や、男女共同参画の視点で各業務を推進するための環境づくりに努めた。

方策3 推進体制の整備・強化

【平成30年度（2018年度）の取組みと評価】

- 区は平成30年（2018年）4月1日に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を施行し、「第二次男女共同参画プラン」を、男女共同参画を総合的・計画的に推進するための行動計画として位置づけた。
- 同条例において、男女共同参画・多文化共生施策を推進する上で必要な事項を調査審議する区長の諮問機関として「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」を、男女共同参画に関する事項その他の専門的な事項を調査審議するための機関として「男女共同参画推進部会」をそれぞれ設置し、審議会を2回、男女共同参画推進部会を1回開催した。
- 審議会は、区長からの諮問に基づき、男女共同参画推進部会での調査審議を経て、「第二次男女共同参画プラン」に基づく計画事業等の進捗状況等に関する意見を述べ、区長に対し、答申を提出した。

これらの取組みにより、計画のPDCAサイクルを確立させ、進行管理とフォローアップの体制を整備した。また、「第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」の内容検討を通じて、区における男女共同参画の進捗状況を明確にし、広く区民にむけて発信した。

【参考：平成29年度（2017年度）取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

第二次男女共同参画プランが「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の行動計画であることを鑑み、関連する項目についての取組みと評価をまとめて記載するなど、区民が見て分かりやすい内容にするべきである。（平成30年（2018年）12月答申）

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぷらす”の機能の強化

施策① 男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」機能拡充

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
1	学習・研修、情報収集・提供、相談機能の拡充と総合的運用	人権・男女共同参画担当課	相談事業の見直しを行い、相談事業と男女共同参画センター施設運営の事業者を一本化した。各相談員との打ち合わせや研修を行い、相談の質の向上を目指すとともに、相談事業についての拡大カンファレンスを実施した。また、次年度以降の相談事業の内容・構成・時間帯等について改編準備を行った。	相談事業： 性的少数者電話相談 週1回 居場所事業： 性的少数者交流スペース 月1回 性的少数者相談・居場所事業カンファレンス 延21人(年2回)	相談事業： DV電話相談 週2回 女性の悩みごと相談 週1回 性的少数者電話相談 週1回 働き方サポート相談 月3回 男性電話相談 年7回 居場所事業： 情報提供ひろば 月1回 サポートグループ 月1回 性的少数者交流スペース 月1回 拡大カンファレンス 17人(年1回)
2	調査研究機能の整備	人権・男女共同参画担当課	学校出前講座アンケート調査報告書を作成した。(平成31年3月発行)		
3	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	平成30年度は、「女性のための就労支援講座 50歳からの仕事・生き方・私」を実施した。 ・50歳女性のための就労支援講座 ・非正規シングル女性の就労支援講座	・延49人参加(年1回) ・1人参加	・延43人参加(全2回) ・—
4	女性起業家の育成支援の総合的取組み(講座、相談、インキュベーション・スペース等)の拡充	人権・男女共同参画担当課	・女性起業家交流会(らぷらす主体) ・女性起業家交流会(区民企画協働事業) ・女性のための起業・経営相談 ・女性のための起業支援塾&サロン ・ソーシャルビジネス入門講座 ・起業ミニメッセ出展準備講座 ・起業ミニメッセ ・ステップアップ講座	・12人(年1回) ・— ・延37人(年5回) ・延68人(全3回) ・延34人(全2回) ・延15人(年1回) ・総数2,699人 ※来場者も含む40団体(年1回) ・延40人(年1回)	・14人(年1回) ・延55人(年3回) ・延38人(年10回) ・延75人(全3回) ・— ・延25人(年1回) ・1,483人、55団体(年1回) ・延25人(年2回)

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>相談事業の一本化により、相談、講座、情報収集・提供を有機的につなげる環境を整備するとともに、相談事業の質の充実を図ることができた。</p>	<p>相談事業の内容・構成・日時・時間帯について変更する。また、拡大カンファレンスを年間 2 回実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>報告書を作成することで、若年層におけるデートDVの実態や課題を把握することができた。また報告書を、学校や関係機関へ配付することで、DVに関する理解促進を図ることができた。</p>	<p>今後も、男女共同参画推進に向け調査報告を行う。平成 31 年度については、男女共同参画センターにおける相談事業を対象とする予定。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、それぞれのステージの特性に応じた講座を実施し、女性の就労支援に寄与した。29 年度に集客が少なかった「非正規シングル女性の就労支援講座」については開催しなかった。「女性のための就労支援講座」の参加者数実績は前年度を下回った。</p>	<p>継続してライフステージ等に応じた女性の就労支援講座を実施する。</p>	<p>再掲 (課題 3 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>女性起業家の育成のため、講座を実施するだけでなく、ステップアップ講座によるフォロー、相談による個別フォロー等、総合的に支援することができた。</p>	<p>女性起業家の育成支援の総合的取組みを進める。</p>	<p>再掲 (課題 3 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
5	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・パパ・バギーの日 ・参加型トークイベント「父親も模索する！ワーク・ライフ・バランス」（「ワーク・ライフ・バランスな一週間」イベント） 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 132 人参加（年 3 回） ・－ 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 80 人（年 3 回） ・25 名（年 1 回）
6	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	災害時のトイレに関する啓発展示の実施（せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動した展示）	72 人参加（年 1 回）※講演会	34 人（研修講座参加者へ展示紹介）
7	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚をめぐる法律・制度活用講座 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 68 人（年 1 回） ・延 22 人（全 6 回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 41 人（年 2 回） ・延 20 人（全 6 回）
8	女性のためのこころと身体の健康講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・こころとからだのアサーティブネス&セルフケア講座 ・シネマ de リラックス ・暮らしのなかのアサーティブ・トレーニング講座 ・女性のためのニットカフェ ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示 ・区民企画協働事業（「女性がん患者の身体と心」講演会&交流会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 40 人（年 1 回） ・延 17 人（年 1 回） ・－ ・延 91 人（年 6 回） ・平成 30 年 2～3 月 ・－ 	<ul style="list-style-type: none"> ・－ ・－ ・延 60 人（年 3 回） ・延 121 人（年 6 回） ・平成 31 年 3 月 1 日～3 月 31 日 ・延 36 人
9	シングルマザー支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・シングルマザーのほっとサロン（シングルマザーのためのグループ相談会） ・シングルマザー応援フェスタ（講演会、相談会、情報提供等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 38 人 ・570 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 27 人（年 6 回） ・426 人
10	性的マイノリティ理解講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・マイノリティフォーラム（全 1 回） パネルディスカッション、分科会、交流会等 ・セクシュアル・マイノリティ支援者養成研修講座（基礎編 全 4 回 16 講座） 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 503 人 ・－ 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 435 人 ・延 997 人

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>父親に対する主体的な育児参画促進と、母親に対する育児負担からの解放に向けた取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。</p>	<p>男性の家庭生活への参画を促進するための事業を実施する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策②) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動させて啓発展示を実施することにより、防災・災害分野への男女共同参画の視点の重要性を周知することができた。</p>	<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。</p>	<p>再掲 (課題6 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>各講座を実施により、DV被害者への支援、DV未然防止のため若年層への働きかけを行うことができた。</p>	<p>継続して、「離婚をめぐる法律講座」「大学生のDV防止ファシリテーター養成講座」を実施する。</p>	<p>再掲 (課題7 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>こころと身体の健康について正確な知識・情報を提供し、健康づくりを支援することができた。また、女性が安心・安全に過ごせる場所と時間を提供することで、心身のリラックスを促し、女性をエンパワーメントすることができた。</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(からだと性に関する女性の健康と権利)に関する展示と、「女性のためのニットカフェ」「アサーティブ・トレーニング講座」の実施に銜え、婦人科がん経験者を対象とした居場所事業「女性のためのからだどころサロン」を実施する。</p>	<p>再掲 (課題10 施策②) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>シングルマザー(プレシングルマザー＝離婚準備中・検討中を含む)のための支援講座を実施することで、ひとり親家庭の自立支援を図ることができた。</p>	<p>グループ相談会については名称を変更して実施し、より多くの方に参加いただけるよう周知に努める。シングルマザー応援フェスタについては、継続して実施予定。</p>	<p>再掲 (課題11 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>講演会や分科会を開催することで、性的マイノリティについての正しい知識を提供するとともに、当事者や支援者と交流を図る機会を提供することで、性的マイノリティへの理解促進に寄与することができた。また、支援者養成研修講座の開催により、性的マイノリティの相談や支援を行う人材の育成を行うことができた。</p>	<p>継続して、性的マイノリティ理解促進のための講座を実施する。支援者養成講座については、基礎編に加え、実践編(全4回)を実施する。</p>	<p>再掲 (課題12 施策②) ※男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
11	男女共同参画関連 図書資料、チラシ、 ポスター等の収集、提供	人権・男女共同 参画担当課	図書資料を収集した他、男女共同 参画センターにて、ギャラリー展 示を実施した。	・図書資料の収集 随時(928冊を 新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(950冊を 新たに収集) ・年6回
12	“らぶらす”情報 紙、ホームページ 等による情報発信	人権・男女共同 参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、 facebook等のSNS、メルマガ等 の活用により、男女共同参画に対 する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報紙 「らぶらすぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・月平均15回投稿 ・-	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・月平均15回投稿 ・300通 (年18回)
13	女性のための相談 事業の充実と総合 案内機能の検討	人権・男女共同 参画担当課	相談事業の見直しを行い、相談事 業と男女共同参画センター施設運 営の事業者を一本化した。各相談 員との打ち合わせや研修を行い、 相談の質の向上を目指すともに、 相談事業についての拡大カン ファレンスを実施した。また、次 年度以降の相談事業の内容・構 成・時間帯等について改編準備を 行った。	相談事業： 性的少数者電話相 談 週1回 居場所事業： 性的少数者交流ス ペース 月1回 性的少数者相談・ 居場所事業カンフ ァレンス 延21 人(年2回)	相談事業： DV電話相談 週 2回 女性の悩みごとと相 談 週1回 性的少数者電話相 談 週1回 働き方サポート相 談 月3回 男性電話相談 年 7回 居場所事業： 情報提供ひろば 月1回 サポートグループ 月1回 性的少数者交流ス ペース 月1回 拡大カンファレン ス 17人(年1回)
14	ライフステージ等 に応じた女性のため の就労・起業支援 相談の実施	人権・男女共同 参画担当課	就職・再就職、職場の人間関係や 仕事と家庭・子育ての両立等、ラ イフステージに応じた女性の働き 方に関する相談「女性のための働 き方サポート相談」を実施した。	100件(月3回)	75件(月3回)
15	女性のための悩み ごと、DV相談の実 施	人権・男女共同 参画担当課	・DV電話相談(DV被害者のほ か、家族、知り合い等の周囲の 方々からの相談) ・女性のための悩みごとと相談(生 き方、家庭や職場などにおける 悩みごと等に関する面接相談) ・DV専用相談ダイヤル(配偶者 等暴力に関する相談を受ける専 用電話窓口)	・403件 ・395件 ・-	・409件 ・382件 ・59件

H30 の評価	今後の取組み	備考
男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。	男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに選書により不要となった図書については、区民への頒布を行うなど、広く普及啓発を行う。また、継続してギャラリー展示を行う。	再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業
様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。	継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業
相談事業の一本化により、相談、講座、情報収集・提供を有機的につなげる環境を整備するとともに、相談事業の質の充実を図ることができた。	相談事業の内容・構成・日時・時間帯について変更する。また、拡大カンファレンスを年間2回実施する。	※男女共同参画センター事業
女性のための就労相談を実施することで、女性の職業能力開発を支援できた。	継続して、「女性のための働き方サポート相談」を実施する。2019年度より実施回数を月4回に増やす。	再掲 (課題3 施策①) ※男女共同参画センター事業
相談事業を実施することで、DV被害者が一人で悩むことなく支援につながるよう支援することができた。	引き続き、DV電話相談、DV専用相談ダイヤル実施する。	再掲 (課題7 施策②) ※男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
16	シングルマザー・性的マイノリティ等の相談・居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課	<p>シングルマザーが、同じ立場の女性と分かち合いを行い、必要な情報を得ることが出来る地域の居場所等を提供した。「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談、交流スペース」の実施し、当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方からの相談に応じることで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シングルマザーのほっとサロン(グループ相談会) ・シングルマザー応援フェスタ(講演会、相談会、情報提供等) ・「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談、交流スペース」 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 ・交流スペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・38人 ・- ・35件 ・延61人 	<ul style="list-style-type: none"> ・27人(年6回) ・570人(年1回) ・92件(年47回) ・65人(年12回)
17	男性が相談しやすい相談事業の充実	人権・男女共同参画担当課	平成30年度より、男性のための専用相談を開設した。		2件(年7回)
18	共働作業場(コワーキング・スペース)との連携	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課 子ども家庭課	多様な就労形態等を可能とする環境整備の促進について、保育施設と連携したワークスペース1か所とワークスペースひろば型2か所を開設した。		<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」(1か所)</p> <p>「子どもの近くで働くことができるワークスペース事業」(2か所)</p>
19	子育て世代の地域活動等を支える一時保育事業の実施	人権・男女共同参画担当課	相談事業と男女共同参画センターの事業者の一本化にあわせ、ひととき保育を利用できる相談事業・居場所事業を拡大した。	<ul style="list-style-type: none"> ・- ・居場所事業：2事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業：2事業 ・居場所事業：5事業
20	災害時の女性支援拠点としての機能の整備	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センター内部職員研修で、非常時における避難訓練を実施した。また、女性の視点を活かした防災講座を実施した。		
21	区民の主体的活動を支援するための施設整備の充実と柔軟な運営	人権・男女共同参画担当課	A V資料の試聴コーナーについて、仮移転後一時的に中止していたが、レイアウトを調整し再開した。		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>シングルマザーのための支援講座を実施することで、ひとり親家庭の自立支援を図ることができた。</p> <p>潜在的で深刻化しやすい性的マイノリティのDV被害者が相談しやすい環境を整備することで、支援をすることができた。</p>	<p>継続して、シングルマザーや性的マイノリティへの相談、居場所事業を実施する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>相談の機会が少ない男性に向けて事業を実施し、男女共同参画の実現に向けた環境を整備することができた。</p>	<p>ポスター・PRカードの作成、掲示、配布等により広報活動に注力し、件数を伸ばすよう努める。</p> <p>男性の相談を受ける機会を増やすため、回数を毎月1回に増やし、実施する。</p>	<p>再掲 (課題8 施策⑥) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」「子どもの近くで働くことができるワークスペース事業」の制度設計に向けた検討を進め、事業の制度構築に至った。(共通)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、一時保育利用者に限定していた利用対象者の拡大を図り、就学前児童の保護者にも開放し多様な働き方の実現に向けて検証をする。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>令和元年度中に「子どもの近くで働くことができるワークスペースひろば型」を3か所整備し、運営を行うとともに、利用者アンケートの実施などを行い、より利用者の視点に立った事業を目指す。(子ども家庭課)</p>	<p>再掲 (課題3 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>相談事業や居場所事業の参加者が子連れで来所参加できるようになり、利便性が向上した。</p>	<p>男女共同参画センターで実施する相談・居場所事業を拡大する際に、ひととき保育を設定する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>避難訓練を実施することで、非常時における職員の行動・対応について確認し、災害時の女性支援拠点の基盤を整えることができたが、女性支援の拠点としての体制整備について検討には至らなかった。</p>	<p>世田谷区地域防災計画(平成29年度修正版)にもとづき、災害時における各種相談や就労支援等生活再建支援を含めた女性支援の拠点としての体制整備について検討する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>貸し出し前に館内での試聴環境を整えることにより、貸し出し数の増加に向けて環境を整備することができた。</p>	<p>館内での飲食利用について、時間帯や範囲などについて検討し、実施に向けて調整する。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

施策② 区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
22	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実	人権・男女共同参画担当課	平成30年度の区民企画協働事業 ・女性起業家のための親睦&交流会 ・子育て期の働き方デザイン講座 ・女性がん患者の身体と心 講演会&交流会 ・パパと子どもの食育講座とミニクッキング～ママの休息 ・ママが笑顔になれるお片づけ講座区民企画協働事業	年4団体 延167人参加	年5団体 延198人参加
23	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	中学生・高校生を対象に、デートDV防止をテーマに、学校出前講座を実施した。	8校 延1,462人	10校 延2,194人
24	区内事業者や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	平成30年11月4日(日)～10日(土)に「ワーク・ライフ・バランスな1週間」を実施した。 仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施	延73人参加	延69人参加
25	区、NPO等との連携・協働による男女共同参画視点での防災・災害・復興関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	・災害対策課が実施する女性防災コーディネーター養成講座連携して、女性の視点を活かした震災時のトイレに関する啓発展示を実施 ・せたがやNPO防災アクション」に参加	らぶらす防災講座 参加者数72人	
26	“らぶらす”情報紙やホームページによる、連携・協働に関する情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・月平均15回投稿 ・-	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・月平均15回投稿 ・300通 (年18回)
27	区内大学との連携・協働の促進	人権・男女共同参画担当課	・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 ・昭和女子大学インターンシップ生の受入 ・男女共同参画センター利用者の昭和女子大学図書館の利用 ・「駒澤大学経済学部10周年記念シンポジウム」への参加	・延22人 (全6回) ・5人 ・9人 ・年1回	・延20人 (全6回) ・4人 ・0人 ・-

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>男女共同参画についての課題解決を目指して地域で活動する団体と協働することで、きめ細かな事業を実施するとともに、団体の育成を行うことができた。</p>	<p>継続して区民企画協働事業を実施する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策④) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>教育委員会及び区内中学・高等学校と連携して、学校出前講座を実施し、人権尊重及び男女共同参画(デートDV)の理解を深めることができた。</p>	<p>継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。</p>	<p>再掲 (課題7 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>各事業の開催日に雨が降ったことともあり、参加者人数が少なかったが、各事業の参加者アンケートの回答は好評で、効果的に実施することができた。</p>	<p>より広く、効果的に意識啓発を進められるように事業展開を検討する。</p>	<p>再掲 (課題2 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>災害対策課が実施する講座と連携することで、講座参加者を中心に、災害時における男女共同参画の視点の重要性をひろく周知することができた。 また、「せたがやNPO防災アクション」に参加することで、地域とのつながりを強化することができた。</p>	<p>NPO等、様々な関係機関と連携しながら、女性の視点を活かした防災講座を実施することで、地域に根ざした活動団体との連携を強める。また、災害対策課主催の「女性防災コーディネーター養成講座」に公開講座を設定し、広く区民が参加できるようにする。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>区内大学と連携することにより、地域に密着した課題解決、男女共同参画に関する意識啓発の推進や、施設の相互利用による利便性の向上等を広く図ることができた。</p>	<p>継続して、「大学生のDV防止ファシリテーター養成講座」「インターンシップの受入」「男女共同参画センター利用者の昭和女子大学図書館利用」を実施する他、様々な機会を通じ、区内大学との連携・協働を促進させる。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぷらす”の機能の強化

施策③ 区民の主体的な活動拠点としての充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
28	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実	人権・男女共同参画担当課	平成30年度の区民企画協働事業 ・女性起業家のための親睦&交流会 ・子育て期の働き方デザイン講座 ・女性がん患者の身体と心 講演会&交流会 ・パパと子どもの食育講座とミニクッキング～ママの休息 ・ママが笑顔になれるお片づけ講座 区民企画協働事業	年4団体 延167人参加	年5団体 延198人参加
29	困難な状況にある当事者のための居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課	(シングルマザー向け事業) ・シングルマザーのほっとサロン(シングルマザーのためのグループ相談会) ・シングルマザー応援フェスタ(講演会、相談会、情報提供等) (性的マイノリティ向け事業) ・「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじろひろば電話相談、交流スペース」の実施 ・男性電話相談の実施	・延38人 ・570人 ・電話相談35件 ・交流スペース延61人 ・－	・延27人(年6回) ・426人 ・電話相談92件(年47回) ・交流スペース延65人(年12回) ・延2人(年7回)
30	共働作業場(コワーキング・スペース)との連携	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課 子ども家庭課	多様な就労形態等を可能とする環境整備の促進について、保育施設と連携したワークスペース1か所とワークスペースひろば型2か所を開設した。		「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」(1か所) 「子どもの近くで働くことができるワークスペース事業」(2か所)
31	主体的活動を行う女性やグループ・団体のネットワーク形成支援	人権・男女共同参画担当課	・女性起業家交流会(らぷらす主体) ・女性起業家交流会(区民企画協働事業) ・女性のための起業・経営相談 ・女性のための起業支援塾&サロン ・起業ミニメッセ出展準備講座 ・起業ミニメッセ ・ステップアップ講座	・12人(年1回) ・－ ・延37人(年5回) ・延68人(全3回) ・延15人(年1回) ・総数2,699人 ※来場者も含む 40団体(年1回) ・延40人(年1回)	・14人(年1回) ・延55人(年3回) ・延38人(年10回) ・延75人(全3回) ・延25人(年1回) ・1,483人、55団体(年1回) ・延25人(年2回)

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>男女共同参画についての課題解決を目指して地域で活動する団体と協働することで、きめ細かな事業を実施するとともに、団体の育成を行うことができた。</p>	<p>継続して区民企画協働事業を実施する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策④) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>(シングルマザー向け事業) シングルマザー(プレシングルマザー＝離婚準備中・検討中を含む)のための支援講座を実施することで、ひとり親家庭の自立支援を図ることができた。</p> <p>(性的マイノリティ向け事業) 当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方からの相談に応じることで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図ることができた。</p> <p>相談の機会が少ない男性に向けて事業を実施し、男女共同参画の実現に向けた環境を整備することができた。</p>	<p>(シングルマザー向け事業) グループ相談会については名称を変更して実施し、より多くの方に参加いただけるよう周知に努める。シングルマザー応援フェスタについては、継続して実施予定。</p> <p>(性的マイノリティ向け事業) 継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。</p> <p>男性電話相談については、月1回の実施に拡大する。</p>	<p>再掲 (課題11 施策①、 課題12 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」「子どもの近くで働くことができるワークスペース事業」の制度設計に向けた検討を進め、事業の制度構築に至った。(共通)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、一時保育利用者に限定していた利用対象者の拡大を図り、就学前児童の保護者にも開放し多様な働き方の実現に向けて検証をする。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>令和元年度中に「子どもの近くで働くことができるワークスペースひろば型」を3か所整備し、運営を行うとともに、利用者アンケートの実施などを行い、より利用者の視点に立った事業を目指す。(子ども家庭課)</p>	<p>再掲 (課題3 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>
<p>女性起業家の育成のため、講座を実施するだけでなく、ステップアップ講座によるフォロー、相談による個別フォロー等、総合的に支援することができた。</p>	<p>女性起業家の育成支援の総合的取組みを進める。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
32	“らぶらす”情報紙やホームページによる、区民の主体的活動に関する情報発信	人権・男女共同参画担当課	<p>情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・twitter ・メールマガジン 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・月平均15回投稿 ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・月平均15回投稿 ・300通(年18回)
33	区民の主体的活動を支援するための施設整備の充実と柔軟な運営	人権・男女共同参画担当課	AV資料の試聴コーナーについて、仮移転後一時的に注していたが、レイアウトを調整し再開した。		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>※男女共同参画センター事業</p>
<p>貸し出し前に館内での試聴環境を整えることにより、貸し出し数の増加に向けて環境を整備することができた。</p>	<p>館内での飲食利用について、時間帯や範囲などについて検討し、実施に向けて調整する。</p>	<p>再掲 (方策1 施策①) ※男女共同参画センター事業</p>

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策2 区職員の男女共同参画推進

施策① 区職員・教職員の男女平等意識の向上

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
34	ハラスメントに関する基本方針に基づく取組み	人事課 職員厚生課	職員相談担当窓口やハラスメント苦情・相談担当（課長級）窓口を設置	4件	8件
35	区職員、区立学校教員への「職場のハラスメント」の防止に関わる研修の実施	人事課 教育指導課 (研修担当課)	職場のハラスメント防止研修を実施	64人	73人
36	区職員の男女共同参画に関する調査の定期的実施	人権・男女共同参画担当課	未実施		
37	男女共同参画研修の実施	人権・男女共同参画担当課 (研修担当課)	平成30年度の実施内容 「多様な家族のありかた～多様化する家族の光と影～」 講師 宮本みち子 (放送大学/千葉大学名誉教授、家族社会学)	45人	53人
38	「ワーク・ライフ・バランス・デー」の啓発	人権・男女共同参画担当課 (職員厚生課) (環境計画課)	毎週水曜日の庁内放送で「ワーク・ライフ・バランス・デー」であることを呼びかけた。また、アナウンス内容の変更について検討を行った。		
39	区立小・中学校内及び教育指導課にセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口を設置	教育指導課	相談窓口の設置について周知を図った。		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>【人事課】 窓口の設置により、ハラスメントに関する問題の解決に向けた支援をすることができた。</p> <p>【職員厚生課】 ハラスメント苦情・相談担当の窓口を開設したことで、ハラスメントに対する意識が高まった。また、職員相談と連携して対応していくことも可能になった。</p>	<p>【人事課】 職員にとって、より相談しやすい窓口体制の検討を進めていく。</p> <p>【職員厚生課】 「何かあったら相談にいける」という認識を持ってもらうよう、窓口の存在をアピールしていく。</p>	
<p>研修を通じてハラスメントに対しての正しい理解を深めてもらうことで、平等で対等な関係で快適に働くことができる職場環境の確保、維持に寄与した。</p>	<p>継続実施し、ハラスメントの防止に取り組んでいく。</p>	
<p>未実施のため、評価なし。</p>	<p>令和2年度(2020年度)実施に向け、令和元年度(2019年度)に予算要求を行う。</p>	
<p>さまざまな家族の形態、家族の暮らし方等について学び、職員の理解・意識を深めることができた。</p>	<p>令和元年度も継続して、全区職員を対象として男女共同参画研修を実施する。</p>	
<p>毎週水曜日は定時退庁するよう呼びかけることで、区職員の仕事と生活の調和に寄与した。</p>	<p>引き続き、毎週水曜日を「ワーク・ライフ・バランス・デー」とし、ノー残業を呼びかける。区職員にむけて「新たな超過勤務ルール」が2019年7月に導入されることにあわせ、アナウンス内容を変更する。</p>	
<p>相談窓口の設置について少しずつ認知されてきた。</p>	<p>引き続き、区立小・中学校内及び教育指導課にセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口を設置し、相談対応を行っていく。</p>	

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策2 区職員の男女共同参画推進

施策② 庁内の管理監督的立場への女性の登用

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
40	すべての職員の能力が発揮できるよう、性別にこだわらず適材適所の配置を行う	人事課 (全庁各課)	性別に関わらず適切な人事評価・人材配置を実施した。		
41	女性の管理監督職への任用状況を継続的に把握するとともに、昇任選考試験の受験勸奨等を行い、昇任意欲向上を図る	人事課 (人権・男女共同参画担当課)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業主行動計画における計画目標として、管理監督的立場における女性職員の割合を平成32年(2020年)3月までに37%以上にするという目標値を設定 ・育児休業中の昇任選考試験の実施 	女性の管理監督職の割合：34.4% (部長級 23.3% 課長級 21.4% 係長級 36.8%)	女性の管理監督職の割合：35.7% (部長級 18.2% 課長級 21.9% 係長級 38.5%)
42	女性の管理監督職への昇任に対する相談や経験談を聞くことができるキャリアアップセミナーの実施	研修担当課 人事課 人権・男女共同参画担当課	<p>【人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必修研修として、採用4年目職員を対象に「キャリアチャレンジ」研修を実施 ・必修研修として、主任4年目職員を対象に「キャリア形成」研修を実施。 <p>【研修担当課】</p> <p>「キャリアアップセミナー」研修を人事課との共催で実施。先輩職員のモデルとして、課長職、係長職から各1名を招き、自己の体験談を話していただくなど、研修生自身のキャリア(職業人生)を考え、より豊かな生き方への意欲、関心を高めてもらう機会とした。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・6～8月実施 189名 ・11～1月実施 149名 ・参加者 27名
43	男女共同参画研修の実施	人権・男女共同参画担当課 (研修担当課)	平成30年度の実施内容 「多様な家族のありかた～多様化する家族の光と影～」 講師 宮本みち子 (放送大学/千葉大学名誉教授、家族社会学)	45人	53人
44	区の外郭団体理事の男女比率調査	人権・男女共同参画担当課		未実施	24.7% (平成31年4月1日時点)
45	区職員の男女共同参画に関する調査の定期的実施	人権・男女共同参画担当課	未実施		

H30 の評価	今後の取組み	備考
適切な人事評価と人材配置により、円滑な組織運営に寄与した。	引き続き、性別に関わらず適切な人事評価・人材配置を実施していく。	
特定事業主行動計画において目標を明確化するとともに、育児休業中の昇任選考受験を実施することで、女性職員の昇任意欲の向上を図ることができた。	引き続き、女性の管理監督職への任用状況を継続的に把握するとともに、昇任選考試験の受験勧奨等を行い、昇任意欲向上を図る。	
<p>【人事課】 職業人生観の醸成と計画的かつ意欲的に仕事に向き合うことを研修で学ぶことにより、昇任意欲の向上を図ることができた。</p> <p>【研修担当課】 女性の登用に限定せず、広く男女の職員を対象に参加を促したことで、活発な意見交換もあり、研修効果がより深まったと考える。</p>	<p>【人事課】 引き続き昇任意欲向上のための研修内容を検討していく。</p> <p>【研修担当課】 改めて開催の有無も含め、内容を検討する。</p>	
さまざまな家族の形態、家族の暮らし方等について学び、職員の理解・意識を深めることができた。	令和元年度も継続して、全区職員を対象として男女共同参画研修を実施する。	再掲 (方策2 施策①)
前回調査時(平成 28 年度)と男女比率は変わっていない。	今後も継続して区の外郭団体理事の男女比率調査を実施する。	
未実施のため、評価なし。	令和2年度(2020年度)実施に向け、令和元年度(2019年度)に予算要求を行う。	再掲 (方策2 施策①)

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策2 区職員の男女共同参画推進

施策③ 区職員の仕事と生活の両立支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
46	妊娠中及び出産後の女性職員に対する休暇等支援制度の周知徹底及び職場における健康や安全への配慮	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・育児を行う職員の早出遅出勤務制度の実施 ・超過勤務の制限（免除）の実施 	・44人	・早出遅出勤務取得件数（育児理由）：54件
47	育児や介護等に係る休暇制度等の取得促進	人事課 職員厚生課	<p>【人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休暇等取得者への昇給抑制を行わない。 ・育児休業中の昇任選考受験 ・育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を実施 <p>【職員厚生課】</p> <p>育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度の運用と庁内イントラを活用した周知</p>	・56人取得	<ul style="list-style-type: none"> ・受験者数：18人 ・取得件数：58件
48	男性職員の子育て目的の休暇の取得促進	人事課 職員厚生課	<p>【人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中の昇任選考受験 ・育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を実施 <p>【職員厚生課】</p> <p>新任管理職によるイクボス宣言の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出産支援休暇取得率 84.8% ・男性の育児休業取得率 12.7% 	<ul style="list-style-type: none"> ・出産支援休暇取得率 80.0% ・男性の育児休業取得率 17.3%
49	超過勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進	職員厚生課	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな超過勤務ルールの試行及び検証（退勤時打刻及び超過勤務命令管理の徹底） ・新たな超過勤務ルールの実効性を確保するための方策の検討（人事庶務システムの改修、過重労働にかかる産業医の面接指導の強化、勤務時間の適正管理に向けたヒアリングの実施、業務理由による時差勤務の導入等） ・平成31年度からの非常勤職員等の年次有給休暇時季指定義務化（5日間）に向けた規定の整備及び周知 		
50	「ワーク・ライフ・バランス・デー」の啓発	人権・男女共同参画担当課 (職員厚生課) (環境計画課)	毎週水曜日の庁内放送で「ワーク・ライフ・バランス・デー」であることを呼びかけた。また、アナウンス内容の変更について検討を行った。		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>早出遅出勤務等の実施により、職員のライフプランに合わせた柔軟で多様な働き方の促進に繋げることができた。</p>	<p>引き続き継続し、職員の仕事と生活の両立を支援していく。</p>	
<p>【人事課】 昇給抑制の制限や育児休業中の昇任選考受験を実施することで各休業の取得促進を行うとともに、早出遅出勤務制度を実施することで、に職員の家庭生活と仕事の両立に寄与した。</p> <p>【職員厚生課】 制度の運用や庁内イントラを活用した周知に取り組むことで、育児や介護を必要とする職員の柔軟で多様な働き方に繋げることができた。</p>	<p>【人事課】 引き続き、各制度を実施していく。</p> <p>【職員厚生課】 職員が子育てや介護と仕事を両立できるよう引き続き、休暇制度の検討整備を図るとともに、より制度が利用されるよう周知に取り組む。</p>	
<p>【人事課】 育児休業中の昇任選考受験を実施することで休業の取得促進を行うとともに、早出遅出勤務制度を実施することで、に職員の家庭生活と仕事の両立に寄与した。</p> <p>【職員厚生課】 管理監督者がイクボス宣言を行うことで、仕事と家庭を両立しやすい職場風土の醸成に寄与した。</p>	<p>【人事課】 引き続き、各制度を実施していく。</p> <p>【職員厚生課】 引き続き、男性職員が子育て目的の休暇を取得しやすい職場風土の醸成を進める。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの推進に寄与した。 ・ 適正な超過勤務の運用に寄与した。 	<p>新たな超過勤務ルールの本実施に向け必要な規定整備を行う。</p>	
<p>毎週水曜日は定時退庁するよう呼びかけることで、区職員の仕事と生活の調和に寄与した。</p>	<p>引き続き、毎週水曜日を「ワーク・ライフ・バランス・デー」とし、ノー残業を呼びかける。区職員にむけて「新たな超過勤務ルール」が2019年7月に導入されることにあわせ、アナウンス内容を変更する。</p>	<p>再掲 (方策2 施策①)</p>

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策3 推進体制の整備・強化

施策① 国や都との連携強化

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
51	全国市長会、特別区長会等で要望	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・全国市長会、特別区長会への要望の提出は行わなかった。 ・配偶者暴力相談支援センターの機能整備にむけた調整において、東京ウィメンズプラザとの連携を図った。 		

施策② 男女共同参画に関わるNPOの育成

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
52	NPOとの協働事業の推進	市民活動・生涯現役推進課	庁内におけるNPO等市民活動団体との連携や協力、事業委託等の「協働実態調査」を実施し、NPO等市民活動団体との協働の推進について共有を図った。	468件	496件
53	「せたがや市民活動勉強会」の開催	市民活動・生涯現役推進課	中間支援組織の支援力向上を主な目的とした学習会を実施した。		
54	子ども基金による子ども・子育て支援団体の活動への支援	子ども家庭課	区民、地域団体、事業者より寄附を募るとともに、子育て活動団体等を支援するための助成事業を年2回、区の広報やホームページ等で募集。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 助成13件 (29件申請、うち1件取下げ) ・第2回 助成6件 (14件申請、うち2件取下げ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 助成19件 (22件申請、うち2件取下げ) ・第2回 助成6件 (11件申請、うち4件取下げ)

H30 の評価	今後の取組み	備考
	<p>今後も男女共同参画社会の実現に向け、必要な取組みについて、必要性を検討したうえで、全国市長会、特別区長会等で要望を行う。</p>	

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>H29 年度の実績 (468 件) より伸び、庁内における協働への理解が深まり、NPO 等市民活動団体との協働が進められた。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>支援力向上に向けた勉強会として、市民活動における先進事例を視察することで、中間支援組織としての支援力向上を図ることができた。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>例年同様の申請数があり、一定数を保つことができた。</p>	<p>継続実施。 引き続き、広報・啓発活動に努め、申請数の増加に努める。</p>	<p>再掲 (課題 5 施策③)</p>

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策3 推進体制の整備・強化

施策③ NPO等との連携・協働の推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
55	地域保健福祉等推進基金によるNPOへの支援	市民活動・生涯現役推進課	区民・事業者・行政が連携・協力しながら、区民生活の向上や豊かな地域社会の実現を目的に、市民活動の促進を図るため、世田谷地域保健福祉等推進基金を活用し「市民活動支援事業」を実施した。	7事業(行政提案型:1件、市民提案型6件)	7事業(行政提案型:4件、市民提案型3件)
56	NPOと区の連携・協力の拡大	市民活動・生涯現役推進課	庁内におけるNPO等市民活動団体との連携や協力、事業委託等の「協働実態調査」を実施し、NPO等市民活動団体との協働の推進について共有を図った。	468件	496件

施策④ フォローアップ体制整備の検討

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H29(2017)	H30(2018)
57	外部委員による評価委員会の検討	人権・男女共同参画担当課	「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」において、第二次男女共同参画プランの進捗状況について報告し、意見をいただいた。		

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>行政及びNPO等市民活動団体からの事業提案による協働事業を実施し、地域課題解決に向けた行政とNPOとの協働による取り組みを進めることができた。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>No. 52 と同じ</p>	<p>No. 52 と同じ</p>	

H30 の評価	今後の取組み	備考
<p>外部委員による客観的で専門的な意見をいただき、効果的なフォローアップができた。</p>	<p>令和元年度も継続して世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会において、第二男女共同参画プランの進捗状況について報告し、意見をいただく。</p>	

男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見

(令和元年(2019年)8月22日 部会開催)

【基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進】

- ・区の審議会等の女性の占める割合は、徐々に増加しているが、女性委員0名の審議会が4件あった。いずれも専門性を有する分野の委員であるが、女性の活躍も少なくない分野であり、区は、全庁で目標達成に向け努力するとともに、様々な機会を捉え男女共同参画の視点で女性の活躍推進を広めていく必要がある。(11ページ、22ページ)

【基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進】

- ・着実な推進に向け、イベント・事業等の休日開催を増やしたことで、男性(父親)の参加が増加傾向となったとのことだが、それが、家族に関わる機会を増やし、ワーク・ライフ・バランスの推進にどう繋がったのか、具体例などで紹介していくことが重要である。(39ページ)
- ・町会・自治会長における女性の割合の増加率が少ない。会長の在任年数が比較的長く交代が少ない現状から、目標達成には年数がかかると理解する。しかし、実際の町会・自治会では、女性が活発に活動し、意見等も十分運営に反映されていると想定されるので、例えば、地域に向けて、会長の女性比率公表とあわせ、女性の町会活動での活躍を紹介するなど、働きかけを工夫する必要がある。(39ページ)

【基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶】

- ・中学校・高校への「デートDV防止」出前講座実施数は、策定時の実績を維持したが、現状では、目標達成は難しい。近年、出前講座に「性的マイノリティ理解促進」のテーマを選択する学校が増加した影響とのことだが、この年代の「デートDV」の理解促進は重要で、「性的マイノリティ理解促進」等と合わせた講座にすると一層効果は大きい。学校と更に連携し、講座内容等を工夫しながら、確実に「デートDV防止」に向けた理解・啓発の機会を増やしていく必要がある。(85ページ、86ページ)

【基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築】

- ・子宮がん・乳がん検診の受診率が、策定時より低下しているが、事業内容を大きく見直したことによるものであることから、単純に受診率だけで比較せず、受診者数、受診年代などを実数とともに評価・検証し、傾向などを把握した上で、確実な受診率向上に取り組むべきである。(114ページ)
- ・世田谷区パートナーシップの宣誓について、宣誓数は着実に増加しており、制度が浸透してきたと考えられる。区民に向けて、取組み状況の周知を積極的に実施するべきである。(148ページ)
- ・養育費相談会の実施回数を数値目標として設定しているが、あわせて、相談会への参加者数や、ひとり親世帯数や状況等も把握した上で、ひとり親にとって必要な施策を検討するべきである。(115ページ、138ページ)

【推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策】

- ・男女共同参画センターらぶらすの相談事業の見直しによる効果としては、相談事業を男女共同参画センターらぶらす運営事業に組み入れ一元的に委託することで、相談とらぶらす事業を有機的につなげられたことが大きいと考えられ、今後も男女共同参画推進の拠点として発展を望む。(154ページ)
- ・区は率先して男性職員の育児休業取得を推進すべきである。引き続き取得者の増加に努めるとともに、取得率や取組み状況を公表し、男女共同参画社会の実現に向け積極的に取り組むべきである。(154ページ、174ページ)

平成 30 年度（2018 年度）
世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書

令和元年（2019 年）9 月発行

世田谷区生活文化部

人権・男女共同参画担当課

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷 4-21-27

電話 03-5432-2259

FAX 03-5432-3005
